

高齢者や家族が住みなれた地域で

安心してらせる地域づくり

(案)

第8期介護保険事業計画
第9次高齢者保健福祉計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

我孫子市

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第 1 章 計画の策定に当たって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の基本理念 | 2 |
| 3 計画の位置づけ | 3 |
| 4 計画期間 | 4 |
| 5 計画策定の体制 | 4 |
| 6 介護保険法等の主な改正内容 | 5 |
| (1) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 | 5 |
| (2) 介護保険法 | 6 |
| 第 2 章 高齢者を取り巻く状況 | 8 |
| 1 高齢者の現状 | 8 |
| (1) 人口構造 | 8 |
| (2) 高齢者の状況 | 9 |
| (3) 被保険者と要介護認定の状況 | 11 |
| (4) 第 1 号被保険者 1 人あたり介護給付月額 of 状況 | 14 |
| (5) 認知症高齢者数の推移 | 15 |
| (6) 日常生活圏域別の人口 | 16 |
| 第 3 章 高齢者の将来推計 | 18 |
| 1 人口の将来推計 | 18 |
| (1) 人口の見込み | 18 |
| (2) 高齢者人口の見込み | 19 |
| (3) ひとり暮らし高齢者数の見込み | 20 |
| 2 要介護認定者数の将来推計 | 21 |
| (1) 要介護認定者数と要介護認定率の見込み | 21 |
| (2) 第 1 号被保険者 1 人あたり介護給付月額の見込み | 22 |
| (3) 認知症者数の見込み | 23 |

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第4章 在宅介護実態調査・日常生活圏域ニーズ調査 | 24 |
| 1 調査概要 | 24 |
| (1) 調査対象 | 24 |
| (2) 調査方法 | 24 |
| (3) 調査期間 | 24 |
| (4) 回収結果 | 24 |
| 2 調査結果の概要 | 25 |
| (1) 家族や生活状況について | 25 |
| (2) 地域での活動について | 26 |
| (3) 健康について | 27 |
| (4) 在宅医療について | 28 |
| (5) 認知症について | 32 |
| (6) 高齢者なんでも相談室について | 34 |
| (7) 介護について | 36 |
| (8) 在宅サービスについて | 38 |
| 第5章 高齢者施策の取組状況と課題 | 39 |
| (1) 総合的な介護予防の推進 | 39 |
| (2) 日常生活支援サービスの充実 | 39 |
| (3) 認知症施策の推進 | 40 |
| (4) 高齢者なんでも相談室の機能充実 | 41 |
| (5) 在宅医療・介護連携の推進 | 42 |
| (6) 居宅介護サービスの充実 | 43 |
| (7) 施設介護サービスの充実 | 43 |
| 第6章 高齢者施策のビジョン（将来像） | 44 |
| 1 令和7年及び令和22年を見据えた目指す姿 | 44 |
| 2 基本目標並びに重点施策 | 45 |
| (1) 基本目標 | 45 |
| (2) 重点施策 | 46 |
| ◆重点施策1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 | 46 |
| ◆重点施策2 地域共生社会の実現 | 47 |
| ◆重点施策3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 | 48 |
| ◆重点施策4 認知症施策の推進 | 49 |
| ◆重点施策5 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 | 50 |
| ◆重点施策6 施設整備の推進 | 50 |
| ◆重点施策7 災害や感染症対策に係る体制整備 | 51 |
| 3 施策体系 | 52 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第7章 ビジョン実現に向けた取り組み | 57 |
| 1 支え合う地域（人）環境づくり | 57 |
| (1) 支え合い（高齢者福祉及び介護）への理解促進 | 57 |
| ① 高齢者福祉・介護に関する情報提供事業 | 57 |
| ①-1 高齢者福祉サービス、介護保険サービスのパンフレット等の作成・配布 | 57 |
| ①-2 出前講座等への市職員派遣 | 57 |
| ② 権利擁護に関する普及啓発事業 | 57 |
| ③ 成年後見制度利用支援事業 | 58 |
| ④ 苦情・相談対応事業 | 58 |
| (2) 地域における支え合い活動の推進 | 58 |
| ① 地域高齢者安心ネットワーク | 58 |
| ② 孤立死防止対策事業 | 58 |
| 2 健康で生きがいのあるくらしの実現 | 59 |
| (1) 健康づくりの推進 | 59 |
| ① 健康相談事業 | 59 |
| ② 健（検）診 | 59 |
| ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 | 59 |
| ④ 高齢者インフルエンザ、肺炎球菌感染症予防 | 59 |
| (2) 就労への支援 | 59 |
| ① シルバー人材センター運営支援事業 | 59 |
| (3) 地域における交流活動の促進 | 60 |
| ① 高齢者クラブへの支援 | 60 |
| ② きらめきデイサービス事業 | 60 |
| ③ おやすみ処 | 61 |
| (4) 生きがいづくりの促進 | 61 |
| ① 介護保険ボランティアポイント制度 | 61 |
| ② 老人福祉センターの運営（老人福祉センターつつじ荘・西部福祉センター） | 61 |
| ③ 敬老祝金贈呈事業 | 61 |
| ④ 生涯学習への支援（長寿大学） | 62 |
| ⑤ 社会参加への機会の支援 | 62 |
| 3 自立した生活の継続 | 62 |
| (1) 総合的な介護予防の推進 | 62 |
| ① 訪問型サービス（身体介護、掃除・洗濯・ゴミ出し等の生活支援） | 62 |
| ② 通所型サービス（食事、入浴、機能訓練等の支援） | 63 |
| ③ 一般介護予防事業 | 63 |
| ③-1 介護予防普及啓発事業 | 63 |
| ③-2 地域介護予防活動の支援 | 63 |

| | |
|--|----|
| ③-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業実施 | 64 |
| ③-4 介護保険ボランティアポイント制度 | 64 |
| ③-5 地域リハビリテーション活動支援事業 | 64 |
| ④介護予防把握事業 | 64 |
| ⑤独居者訪問事業 | 65 |
| ⑥一般介護予防事業評価事業 | 65 |
| (2) 日常生活支援サービスの充実 | 66 |
| ①生活支援サービス | 66 |
| ②配食サービス | 66 |
| ③寝具乾燥・消毒サービス | 66 |
| ④移送サービス | 67 |
| ⑤緊急通報システム設置事業 | 67 |
| ⑥高齢者福祉電話設置事業 | 67 |
| ⑦お元気コール | 67 |
| ⑧地域高齢者安心ネットワーク | 68 |
| ⑨孤立死防止対策事業 | 68 |
| (3) 居宅介護サービスの充実 | 69 |
| ①居宅サービス（訪問介護、通所介護、通所リハビリ等） | 69 |
| ①-1 訪問介護 | 69 |
| ①-2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 | 69 |
| ①-3 訪問看護・介護予防訪問看護 | 69 |
| ①-4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション | 69 |
| ①-5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 70 |
| ①-6 通所介護（デイサービス） | 70 |
| ①-7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイ・ケア） | 70 |
| ①-8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 | 70 |
| ①-9 短期入所療養介護（老健）・介護予防短期入所療養介護（老健） | 71 |
| ①-10 短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等） | 71 |
| ①-11 居宅介護支援・介護予防支援 | 71 |
| ①-12 社会福祉法人等介護サービス利用料減免 | 72 |
| ②地域密着型サービス | 72 |
| ②-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 72 |
| ②-2 夜間対応型訪問介護 | 72 |
| ②-3 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 | 72 |
| ②-4 看護小規模多機能型居宅介護 | 72 |
| ②-5 地域密着型通所介護 | 73 |
| (4) 認知症施策の推進 | 73 |
| ①認知症早期支援 | 73 |

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| ①-1 | 認知症初期集中支援推進事業 | 73 |
| ①-2 | 認知症ケアパスの普及 | 73 |
| ①-3 | 認知症地域支援推進員の配置 | 73 |
| ② | 認知症対応の介護保険サービス | 74 |
| ②-1 | 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 | 74 |
| ②-2 | 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 | 74 |
| ②-3 | 認知症対応型共同生活介護事業所の利用料助成事業 | 74 |
| ③ | 地域でのネットワークづくり（認知症高齢者見守り事業） | 75 |
| ③-1 | 認知症サポーターの養成 | 75 |
| ③-2 | 徘徊探知システム貸与事業 | 75 |
| ③-3 | 認知症高齢者等見守りシール交付事業 | 75 |
| ③-4 | SOSネットワーク事業 | 75 |
| ④ | 交流の場支援 | 76 |
| ④-1 | 認知症家族介護支援事業 | 76 |
| ④-2 | 認知症カフェ事業 | 76 |
| ⑤ | 認知症に携わる多職種連携 | 76 |
| ⑤-1 | 認知症地域支援推進員の配置 | 76 |
| ⑤-2 | 認知症ケアに携わる多職種研修の推進 | 76 |
| 4 | 安全・安心な居住環境の確保 | 77 |
| (1) | 施設介護サービスの充実 | 77 |
| ① | 施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等） | 77 |
| ①-1 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 77 |
| ①-2 | 養護・特別養護老人ホーム入所措置、やむを得ない事由による措置 | 77 |
| ①-3 | 介護老人保健施設 | 77 |
| ①-4 | 指定介護療養型医療施設（療養病床等） | 78 |
| ①-5 | 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 | 78 |
| ② | 地域密着型サービス | 78 |
| ②-1 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 78 |
| ②-2 | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 78 |
| ③ | 介護相談員派遣事業 | 78 |
| (2) | 安全・安心な住宅及び室内空間の確保 | 79 |
| ① | 高齢者向け住宅整備・供給事業 | 79 |
| ①-1 | 高齢者賃貸住宅住み替え助成事業 | 79 |
| ①-2 | ケアハウス | 79 |
| ①-3 | 住まいに関する情報提供 | 79 |
| ② | 住宅改修 | 79 |
| ②-1 | 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給 | 79 |
| ②-2 | 住宅改造費助成事業 | 80 |
| ②-3 | 福祉用具・住宅改修支援事業 | 80 |

| | |
|--------------------------------|----|
| ③福祉用具事業 | 80 |
| ③-1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 | 80 |
| ③-2 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費の支給 | 80 |
| 5 高齢者の生活を支える体制・しくみづくり | 81 |
| (1) 高齢者なんでも相談室の機能の充実 | 81 |
| ①介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) | 81 |
| ②包括的・継続的ケアマネジメント事業 | 81 |
| ③地域包括ケア会議の推進 | 82 |
| ④総合相談支援事業 | 82 |
| ⑤権利擁護事業 | 83 |
| (2) 在宅医療・介護連携の推進 | 83 |
| ①現状分析・課題抽出・施策立案 | 83 |
| ①-1 地域の医療・介護資源の把握 | 83 |
| ①-2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | 83 |
| ①-3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | 83 |
| ②対応策の実施 | 84 |
| ②-1 在宅医療・介護関係者に関する相談支援 | 84 |
| ②-2 地域住民への普及啓発 | 84 |
| ②-3 医療・介護関係者の情報共有の支援 | 84 |
| ②-4 医療・介護関係者の研修 | 84 |
| ③在宅医療・介護に関する近隣市の連携 | 84 |
| (3) 高齢者福祉・介護を支える人・事業者への支援 | 85 |
| ①事業者の人材育成・確保支援事業 | 85 |
| ②家族介護支援事業 | 85 |
| ③介護者訪問事業 | 85 |
| ④総合相談支援事業 | 86 |
| (4) 災害や感染症対策に係る体制整備 | 86 |
| ①災害対策計画の作成と避難訓練の実施 | 86 |
| ②避難行動要支援者への対応 | 86 |
| ③感染症対策 | 86 |
| 6 介護保険制度の適切な運営 | 87 |
| ①介護保険料算定・収納事業 | 87 |
| ②介護給付等費用適正化事業 | 87 |
| ③要介護認定適正化事業 | 88 |
| ④市民参加による介護保険事業 | 88 |
| 7 日常生活圏域ごとの基盤整備の状況 | 89 |
| 8 第8期計画の施設等整備方針 | 90 |

| | |
|-------------------------------|------------|
| 第 8 章 介護保険事業の見込み | 91 |
| 1 介護保険事業量の見込み | 91 |
| (1) 介護給付事業 | 91 |
| ①居宅サービスの見込み | 91 |
| ②地域密着型サービスの見込み | 92 |
| ③施設サービスの見込み | 92 |
| (2) 予防給付サービス | 93 |
| ①介護予防サービス | 93 |
| ②地域密着型介護予防サービス | 94 |
| 2 介護保険事業費の見込み | 95 |
| (1) 介護保険サービス事業費の給付見込み | 95 |
| ①介護給付事業費 | 95 |
| ②予防給付事業費 | 97 |
| (2) 標準給付費 | 98 |
| (3) 地域支援事業費 | 98 |
| 3 第 1 号被保険者の介護保険料 | 99 |
| (1) 介護保険料の推移 | 99 |
| (2) 第 8 期の介護保険料 | 100 |
| ①第 8 期の介護保険事業費の見込み | 100 |
| ②介護保険料の上昇抑制対策 | 100 |
| ③第 8 期介護保険料基準額 | 100 |
| (3) 第 8 期の所得段階別保険料 | 101 |
| ①所得段階の弾力化 | 101 |
| ②低所得者層への軽減措置 | 101 |
| ③第 8 期保険料段階と保険料 | 102 |
| 資料編 | 104 |
| 資料 1 用語解説 (50 音順) | 106 |
| 資料 2 我孫子市 介護保険市民会議 委員名簿 | 114 |

文中の※印の用語は「資料編 資料 1 用語解説 (50 音順)」に掲載しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国は人口の減少が進む中、少子超高齢社会の進行が急速に進んでいます。令和7年には団塊の世代が75歳となり後期高齢者人口がピークを迎え、高齢化率*は30.0%に達する見込みです。さらに団塊の世代の子が65歳に達する令和22年には高齢者人口がピークを迎え、高齢化率も35.3%に到達することが予想されています。高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者、さらには認知症高齢者の一層の増加等が見込まれています。

本市における状況はさらに深刻で、令和2年の高齢化率は30.6%となっており、さらに令和7年の高齢化率は32.0%、令和22年には41.2%と、国を上回る速度で高齢化が進むと推計されています。そのため、地域共生社会の構築を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに発展させていく必要があります。

本市においても前期の第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画（以下、第7期計画という）では、高齢者が住みなれた地域で安心してらせるよう「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めてきました。

令和3年度を初年度とする「第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画（以下、第8期計画という）」では、第7期計画の実績を踏まえ、高齢者とその家族のニーズを反映させるとともに、これまでの地域包括ケアをさらに発展・深化させるとともに、地域共生社会の構築に向け、令和22年までの中長期的視点に立った持続可能な介護保険事業計画、および高齢者保健福祉計画を策定するものです。

2 計画の基本理念

高齢化が進展した社会においても、誰もが生涯にわたり「住みなれた地域で安心してくらすせる」ことが求められています。

そのためには、高齢となってもできるだけ元気な生活を送ることができるよう「健康寿命」の延伸を図る介護予防の取り組みや認知症の早期診断、早期対応のシステム構築に取り組むとともに、病気を患ったり、心身が不自由になったり、認知症になったとしても、様々な介護サービスの利用や地域で暮らす人々の支え合いにより、日常生活を送ることが可能となるしくみづくりが必要です。

このような観点から、第8期計画の推進に当たっての基本理念を以下のように定めます。

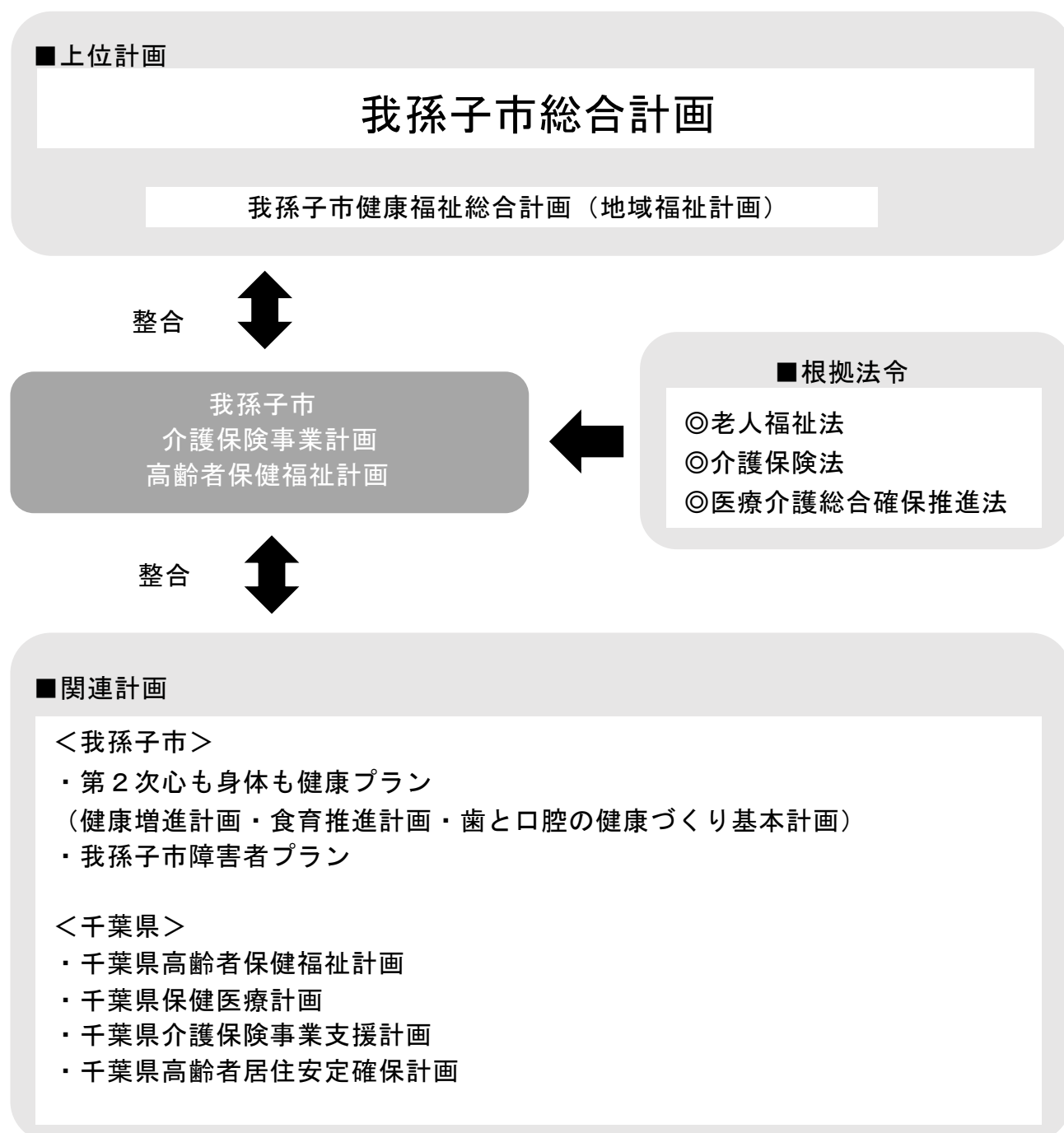
基本理念

高齢者が要支援・要介護の状態にならないようにするための予防施策を充実・強化するとともに、一方でそのような状態になっても、介護を受け、安心してくらすしていける地域社会を目指し、「住みなれた地域で安心してくらすせる」ことを誰もが実現できる「しくみ」を創造して行くことを基本理念とします。

3 計画の位置づけ

第8期計画は、高齢者に関する施策全般についての方向性を示すものとして、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する「介護保険事業計画」及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」の両計画を包含し一体のものとして策定するものです。

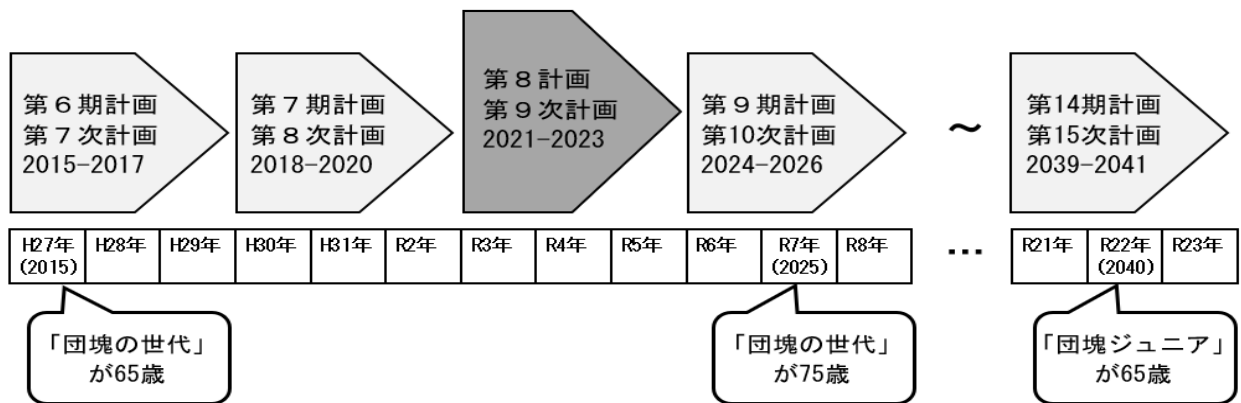
また、第8期計画は、本市が策定する「総合計画」や「健康福祉総合計画」、また、千葉県が策定する「高齢者保健福祉計画」、「保健医療計画」や「介護保険事業支援計画」との整合を図ります。



4 計画期間

第8期計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。計画は3年ごとに策定するもので、計画期間3年目の令和5年度に第8期計画全体の評価・検証を実施し、見直しを行います。

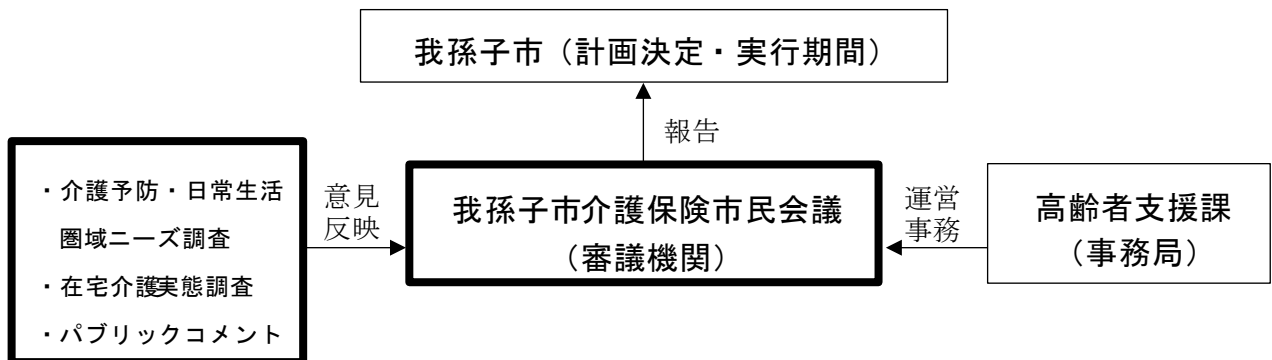
令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えた第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画の策定



5 計画策定の体制

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定及び変更、介護保険に関する施策の進管理その他、介護保険に関する事項について審議するため「介護保険市民会議」を設置しています。

この組織は、任期を3年とする公募による市民、保健・医療・福祉の学識を有する者、介護サービス提供事業従事者で構成され、計画の進捗状況等の確認や見直し、介護サービスの需要の見通しと供給量の確保・保険料等の検討を行います。



6 介護保険法等の主な改正内容

(1) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるための法律「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布され、令和3年4月1日から施行されます。これに伴い、介護保険法他関係法律の一部が改正となります。

○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行います。

また、新たな事業及びその財政支援等の規定が創設されるとともに、関係法律の規定が整備されます。

○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

認知症施策として、「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、地域における認知症の人への支援体制の整備や予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と地域住民の地域社会における共生*を目指します。

地域支援事業を実施するにあたっては、P D C Aサイクル*に沿って、効果的・効率的に取組が進むよう、介護関連データを活用し、適切かつ有効に行うことが努力義務となります。

介護サービス提供体制の整備として、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら、計画的に進めます。また、有料老人ホームの情報の把握のための千葉県との情報連携を強化します。

○医療・介護のデータ基盤の整備の推進

地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することは、地域に応じた質の高いサービス提供体制の構築に資するとされています。令和元年5月成立の健康保険法等の一部改正によって、医療保険レセプト情報等のデータベース(N D B)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護D B)等の連結・解析が法定化されており、医療・介護分野データの有益な解析等が重要となります。

○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現在の介護分野における人材不足は深刻であり、また、令和7年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組を強化します。

○社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人*等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されます。

(2) 介護保険法

介護保険法では、介護事業所・介護施設の経営動向や賃金・物価水準、介護現場の課題解決などを総合的に勘案して介護報酬改定が行われます。現在は、介護保険事業計画に合わせて3年に一度行われており、今回は令和3年4月1日に施行されます。

○感染症や災害への対応力強化

- ・日頃からの発生時に備えた取組、発生時における業務継続に向けた取組の推進

○地域包括ケアシステムの推進

- ・在宅サービスの機能と連携の強化
- ・介護保険施設や高齢者住まいにおける対応の強化
- ・医療と介護の連携の推進
- ・看取りへの対応の充実
- ・認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- ・ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- ・地域の特性に応じたサービスの確保

○自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- ・ストラクチャー、プロセス、アウトカムの評価をバランス良く組み合わせた介護サービスの質の評価の推進
- ・介護関連データの収集・活用とPDCAサイクルの推進を通じた科学的介護の取組の推進
- ・寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

○介護人材の確保・介護現場の革新

- ・介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- ・介護サービスの質を確保した上での、ロボット・ICTの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
- ・文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

○制度の安定性・持続可能性の確保

- ・評価の適正化・重点化
- ・報酬体系の簡素化

第2章 高齢者を取り巻く状況

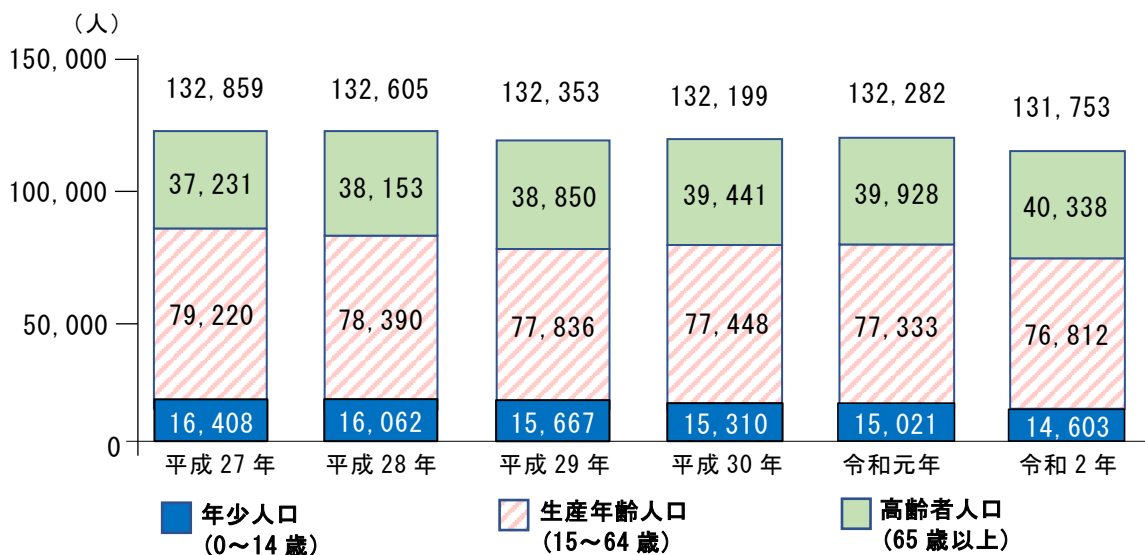
1 高齢者の現状

(1) 人口構造

○人口の推移

我孫子市の人口は、令和2年10月1日現在131,753人で、平成27年の132,859人から5年間で1,106人減少しており、年々減少傾向にあります。年齢構造別にみると、高齢者人口では平成27年から令和2年の5年間で3,107人増加しているのに対し、生産年齢人口は5年間で2,408人、年少人口は1,805人減少しています。

人口・年齢3区分人口の推移



(単位：人)

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 人口 | 132,859 | 132,605 | 132,353 | 132,199 | 132,282 | 131,753 |
| 年少人口 (0~14歳) | 16,408 (12.3%) | 16,062 (12.1%) | 15,667 (11.8%) | 15,310 (11.6%) | 15,021 (11.4%) | 14,603 (11.1%) |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 79,220 (59.6%) | 78,390 (59.1%) | 77,836 (58.8%) | 77,448 (58.6%) | 77,333 (58.5%) | 76,812 (58.3%) |
| 高齢者人口 (65歳以上) | 37,231 (28.0%) | 38,153 (28.8%) | 38,850 (29.4%) | 39,441 (29.8%) | 39,928 (30.2%) | 40,338 (30.6%) |

* () 内は人口に占める割合

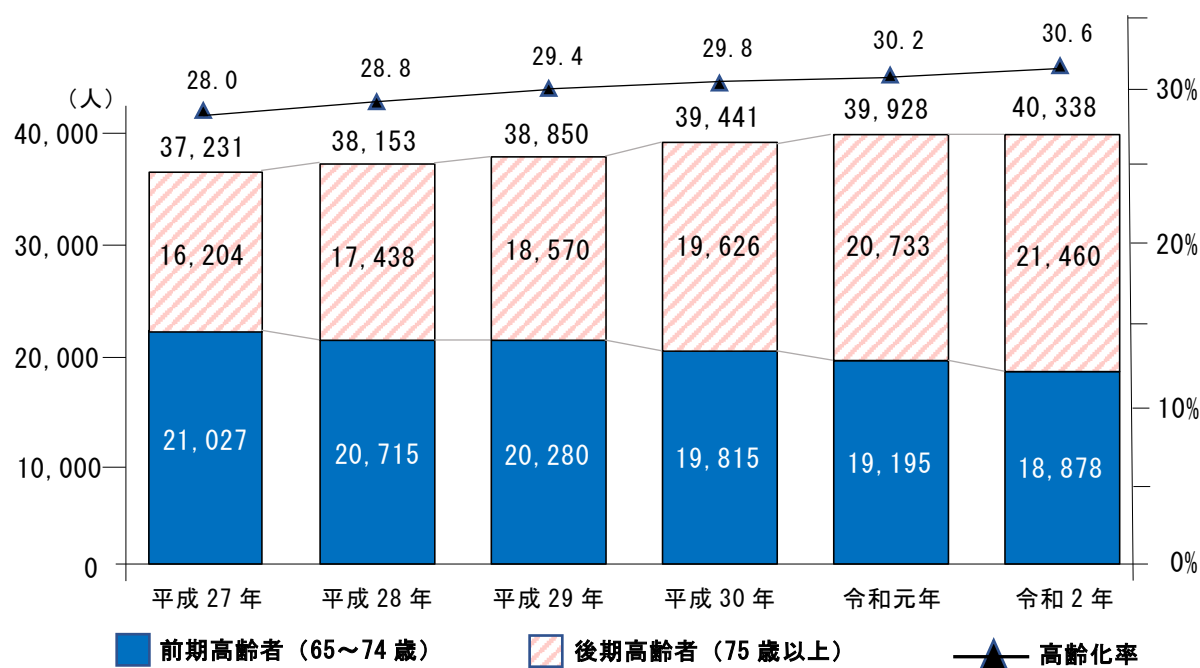
資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) 高齢者の状況

○高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は平成27年をピークとして減少傾向にある一方で後期高齢者（75歳以上）は年々増加しています。平成27年から令和2年までの5年間で、前期高齢者は2,149人減少し、後期高齢者は5,256人の増加となっています。

高齢化率は平成27年の28.0%から令和2年の30.6%と、2.6ポイント上昇し、増加の一途をたどっています。



(単位：人)

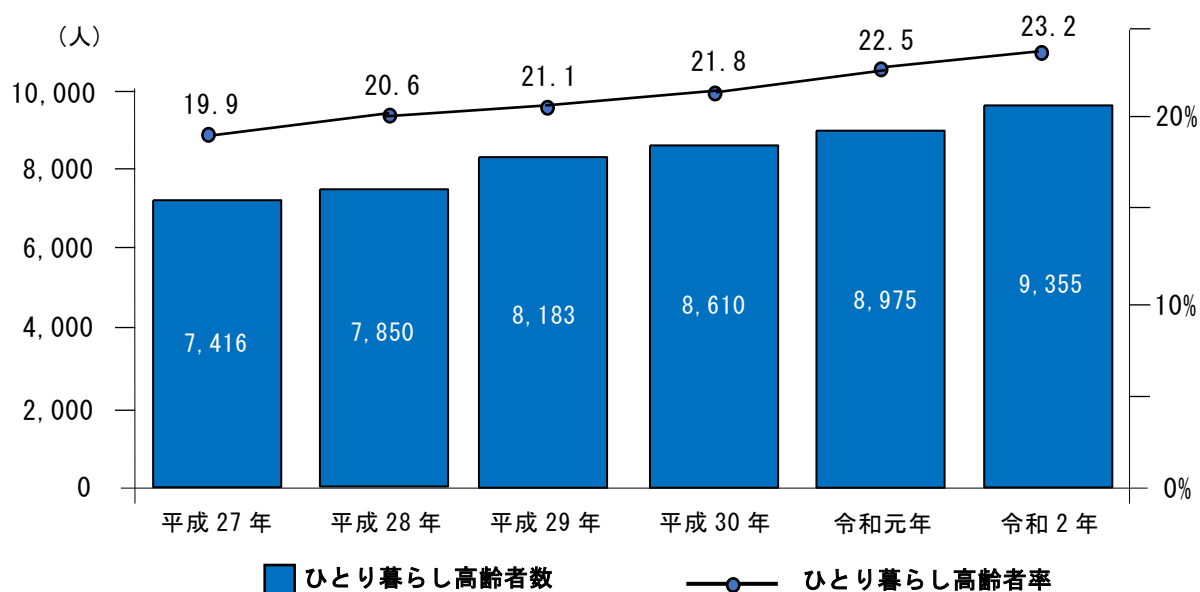
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 132,859 | 132,605 | 132,353 | 132,199 | 132,282 | 131,753 |
| 高齢者人口 | 37,231 | 38,153 | 38,850 | 39,441 | 39,928 | 40,338 |
| | (28.0%) | (28.8%) | (29.4%) | (29.8%) | (30.2%) | (30.6%) |
| 前期高齢者 (65~74歳) | 21,027 | 20,715 | 20,280 | 19,815 | 19,195 | 18,878 |
| | (15.8%) | (15.6%) | (15.3%) | (15.0%) | (14.5%) | (14.3%) |
| 後期高齢者 (75歳以上) | 16,204 | 17,438 | 18,570 | 19,626 | 20,733 | 21,460 |
| | (12.2%) | (13.2%) | (14.0%) | (14.8%) | (15.7%) | (16.3%) |

* () 内は人口に占める割合

資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

○ひとり暮らし高齢者数の推移

ひとり暮らし高齢者数は、年々約400人ずつ増加し、平成27年から令和2年の5年間は1,939人の増加となっています。令和2年のひとり暮らし高齢者数は9,355人で、高齢者の4人に1人は、ひとり暮らし高齢者となっています。



(単位：人)

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 高齢者人口 | 37,231 | 38,153 | 38,850 | 39,441 | 39,928 | 40,338 |
| ひとり暮らし 高齢者数 | 7,416 (19.9%) | 7,850 (20.6%) | 8,183 (21.1%) | 8,610 (21.8%) | 8,975 (22.5%) | 9,355 (23.2%) |

資料：ひとり暮らし高齢者－我孫子市統計書（高齢者支援課調べ）

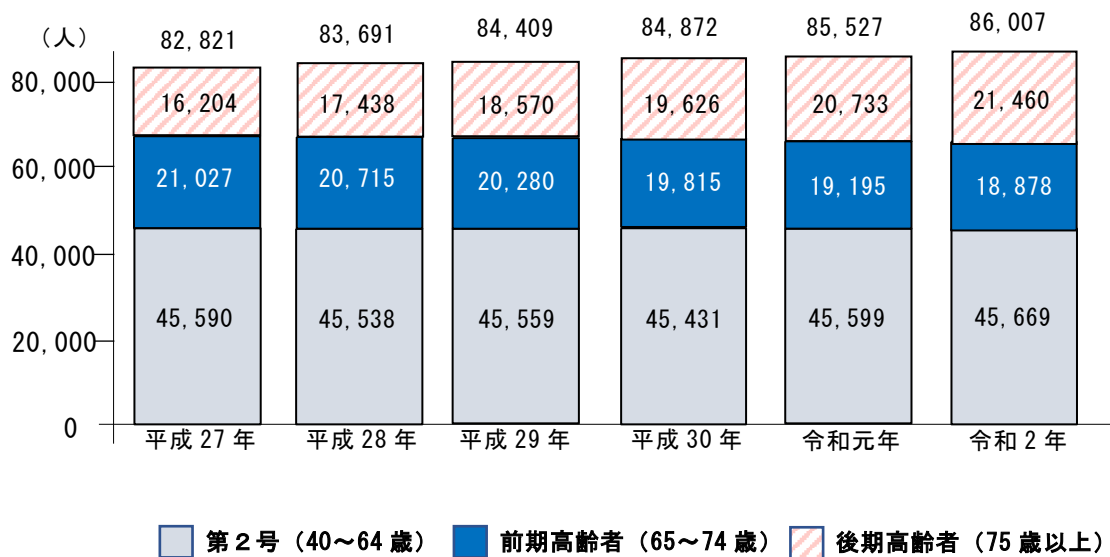
高齢者総数－住民基本台帳（各年10月1日時点）

(3) 被保険者と要介護認定の状況

○被保険者数の推移

介護保険被保険者数は、令和2年10月1日現在86,007人で、平成27年の82,821人から5年間で3,186人の増加となっています。

年齢別にみると、平成27年から令和2年の5年間で、第2号被保険者数はほぼ横ばいとなっていますが、前期高齢者数は2,149人減少し、後期高齢者数は5,256人の増加となっています。



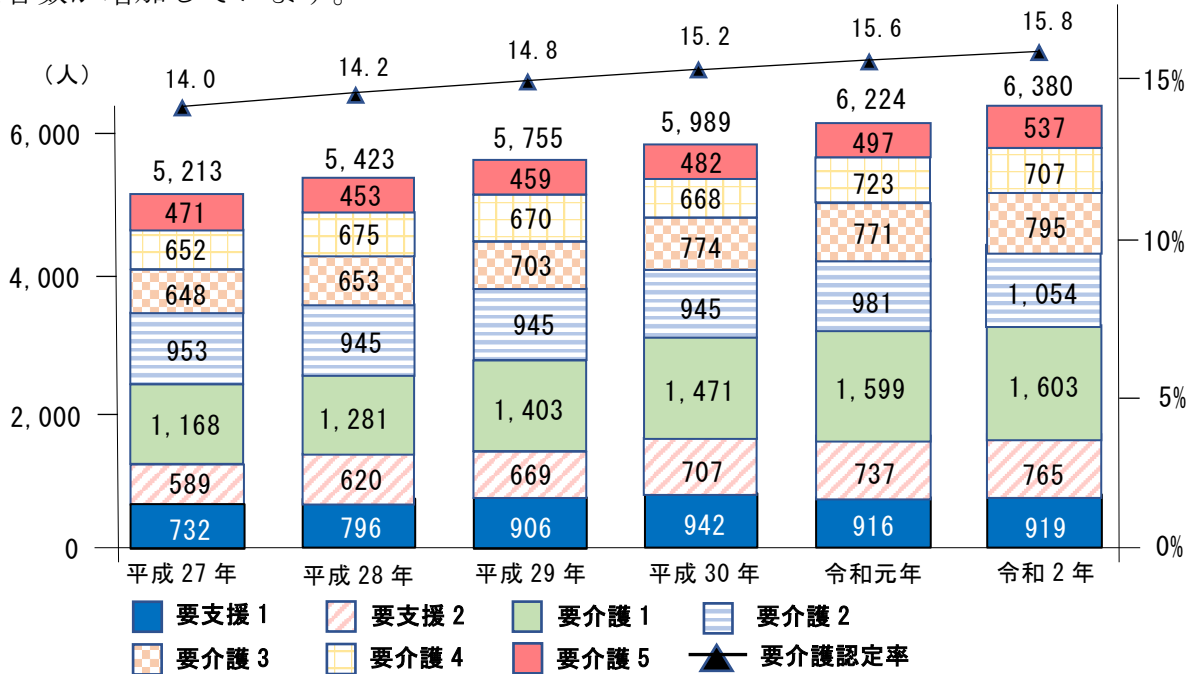
(単位: 人)

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1号 (65歳以上) | 37,231 | 38,153 | 38,850 | 39,441 | 39,928 | 40,338 |
| 前期高齢者 (65~74歳) | 21,027 | 20,715 | 20,280 | 19,815 | 19,195 | 18,878 |
| 後期高齢者 (75歳以上) | 16,204 | 17,438 | 18,570 | 19,626 | 20,733 | 21,460 |
| 第2号 (40~64歳) | 45,590 | 45,538 | 45,559 | 45,431 | 45,599 | 45,669 |
| 被保険者数計 | 82,821 | 83,691 | 84,409 | 84,872 | 85,527 | 86,007 |

資料: 住民基本台帳 (各年10月1日時点)

○要介護認定者数の変化

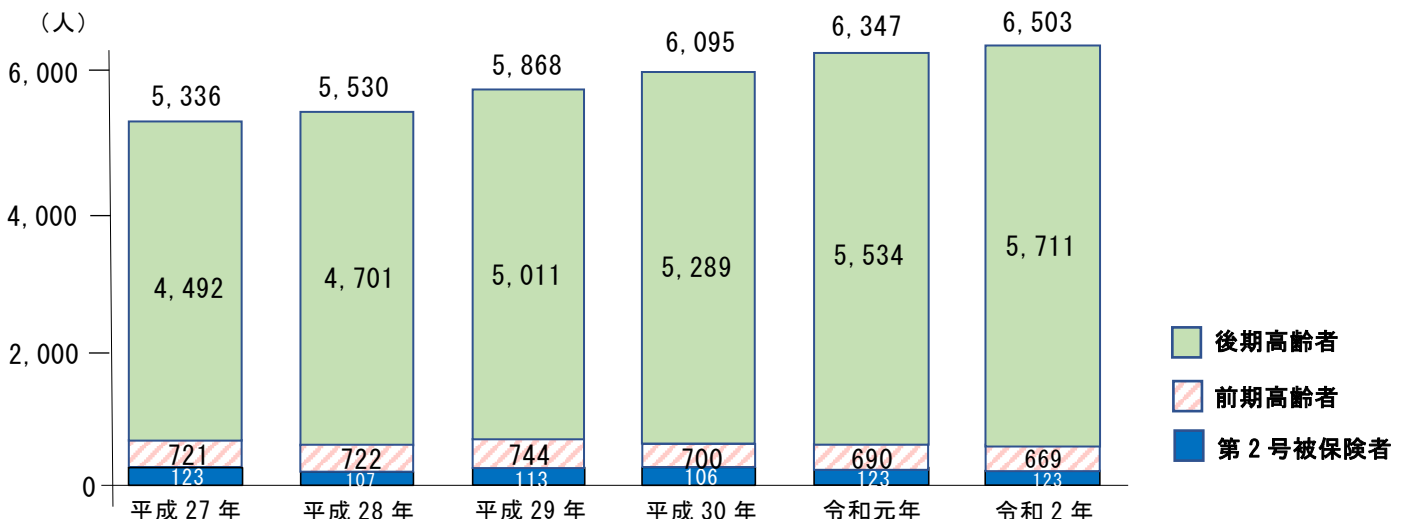
高齢者人口（65歳以上）における要介護認定者は、平成27年の5,213人から令和2年の6,380人と1,167人増加しています。要介護度※別にみると、すべての要介護度で認定者数が増加しています。



資料：介護保険受給者台帳（各年10月1日時点）

○被保険者別要介護認定者数

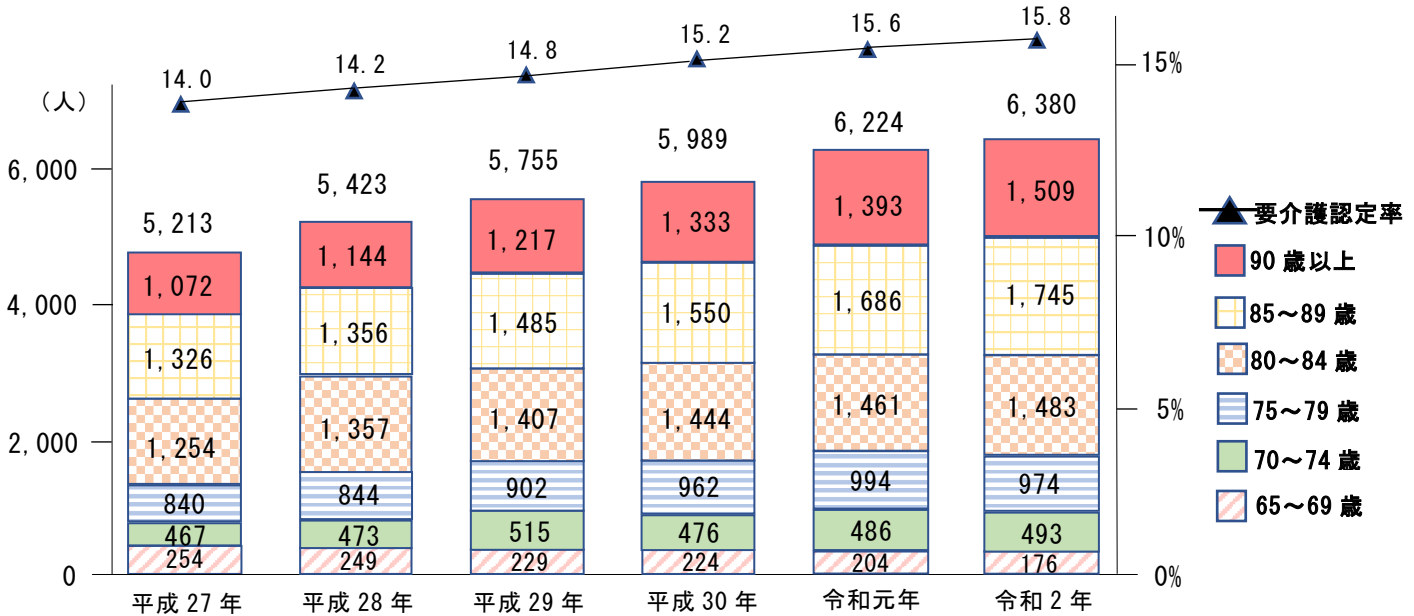
被保険者別の要介護認定者数は、「後期高齢者」に多く、「前期高齢者」の8倍超となっています。令和2年は5,711人で、要介護認定者全体（6,503人）の約9割を占めています。「後期高齢者」の要介護認定者数は、年々増加しており、要介護者全体に占める比率は、高まっています。



資料：介護保険受給者台帳（各年10月1日時点）

○年齢階層別 要介護認定者数

65～69歳における要介護認定者数は、年々減少していますが、80歳以上における要介護認定者数は、年々増加しています。また、要介護認定率は年々上昇しており、平成27年の14.0%から令和2年の15.8%と、1.8ポイント上昇しています。



資料：介護保険受給者台帳（各年10月1日時点）

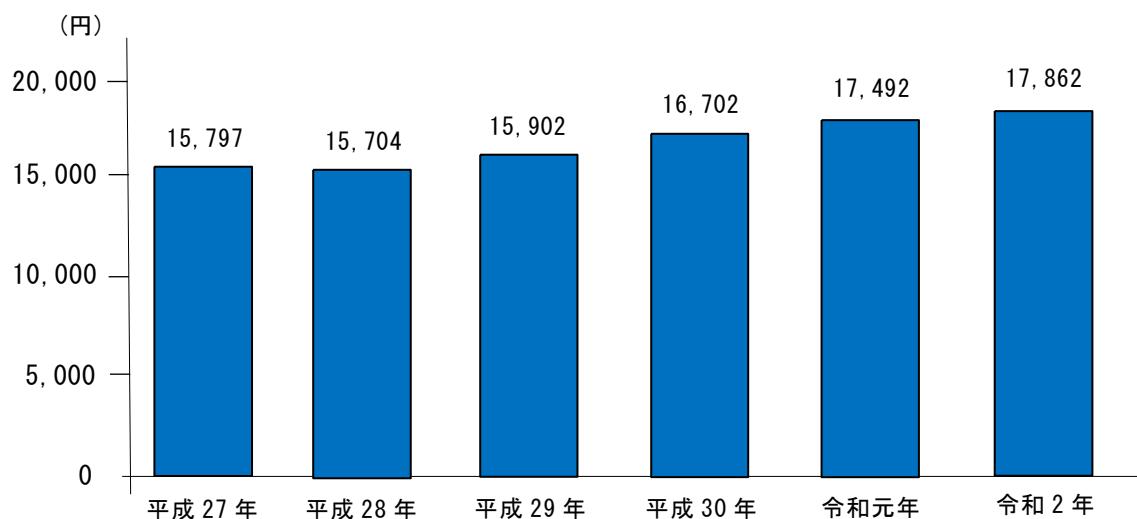
（単位：人）

| | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1号被保険者 | | | | | | | |
| 65～69歳 | 被保険者数 | 10,979 | 11,255 | 10,369 | 9,779 | 8,922 | 8,317 |
| | 認定者数 | 254 | 249 | 229 | 224 | 204 | 176 |
| | 認定率 | 2.3% | 2.2% | 2.2% | 2.3% | 2.3% | 2.1% |
| 70～74歳 | 被保険者数 | 10,048 | 9,460 | 9,911 | 10,036 | 10,273 | 10,561 |
| | 認定者数 | 467 | 473 | 515 | 476 | 486 | 493 |
| | 認定率 | 4.6% | 5.0% | 5.2% | 4.7% | 4.7% | 4.7% |
| 75～79歳 | 被保険者数 | 7,394 | 7,943 | 8,429 | 8,888 | 9,498 | 9,342 |
| | 認定者数 | 840 | 844 | 902 | 962 | 994 | 974 |
| | 認定率 | 11.4% | 10.6% | 10.7% | 10.8% | 10.5% | 10.4% |
| 80～84歳 | 被保険者数 | 4,810 | 5,188 | 5,550 | 5,855 | 6,000 | 6,431 |
| | 認定者数 | 1,254 | 1,357 | 1,407 | 1,444 | 1,461 | 1,483 |
| | 認定率 | 26.1% | 26.2% | 25.4% | 24.7% | 24.4% | 23.1% |
| 85～89歳 | 被保険者数 | 2,592 | 2,782 | 2,939 | 3,157 | 3,381 | 3,665 |
| | 認定者数 | 1,326 | 1,356 | 1,485 | 1,550 | 1,686 | 1,745 |
| | 認定率 | 51.2% | 48.7% | 50.5% | 49.1% | 49.9% | 47.6% |
| 90歳以上 | 被保険者数 | 1,408 | 1,525 | 1,652 | 1,726 | 1,854 | 2,022 |
| | 認定者数 | 1,072 | 1,144 | 1,217 | 1,333 | 1,393 | 1,509 |
| | 認定率 | 76.1% | 75.0% | 73.7% | 77.2% | 75.1% | 74.6% |

資料：厚生労働省「見える化」システム

(4) 第1号被保険者1人あたり介護給付月額の様況

我孫子市における第1号被保険者1人あたり介護給付月額は、全国及び千葉県介護給付額を下回っています。

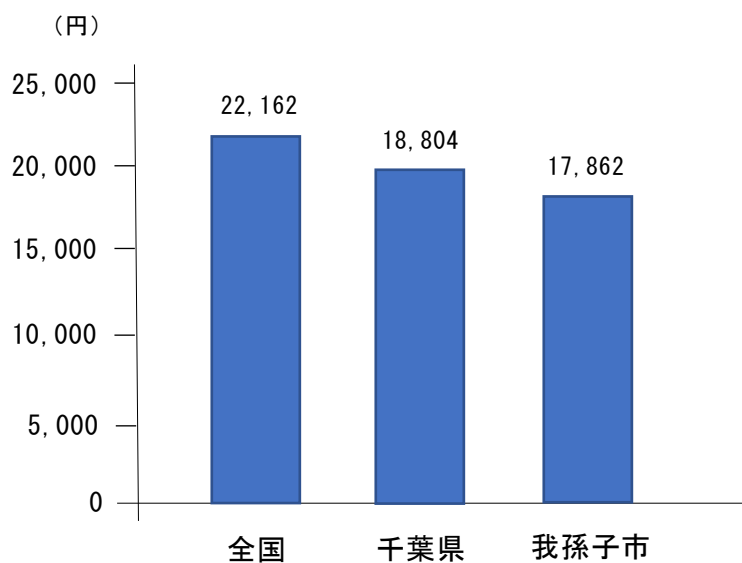


第1号被保険者1人あたり介護給付月額

(単位：円)

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1号被保険者1人あたり介護給付月額 | 15,797 | 15,704 | 15,902 | 16,702 | 17,492 | 17,862 |

資料：厚生労働省「見える化」システム（各年10月1日時点）

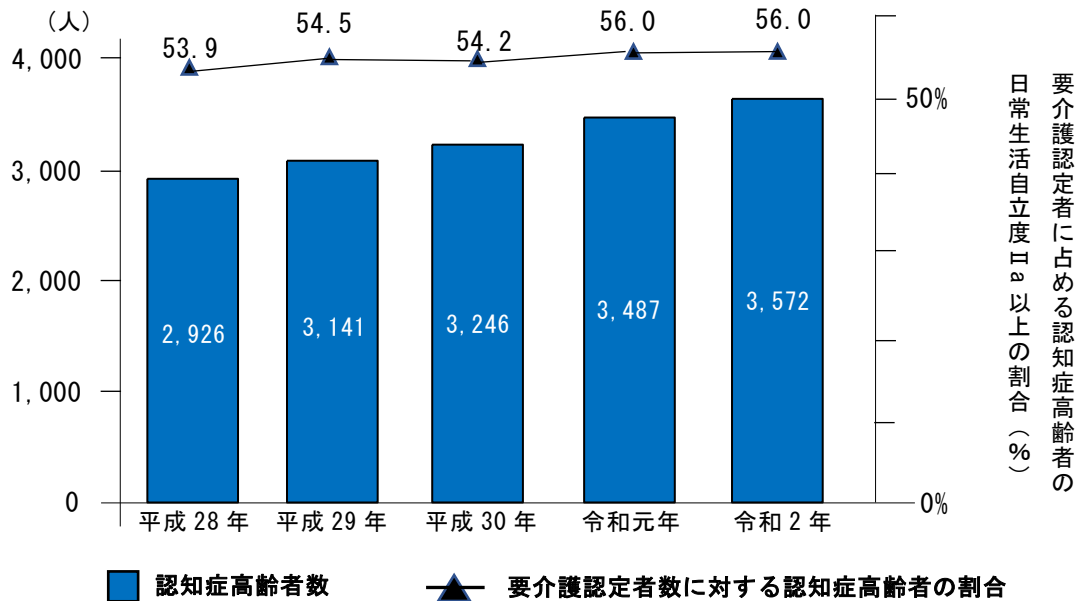


資料：厚生労働省「見える化」システム

(5) 認知症高齢者数の推移

見守り等の支援を必要とする「認知症高齢者の日常生活自立度※」Ⅱa以上の認知症高齢者数は、高齢者数の増加に伴い増加傾向が続いており、平成28年の2,926人から令和2年の3,572人と646人増加しています。

要介護認定者のうち認知症高齢者の割合は、56.0%と過半数を占めています。



資料：高齢者支援課調べ（各年10月1日時点）

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要介護認定者数 | 5,431人 | 5,762人 | 5,989人 | 6,224人 | 6,380人 |
| 認知症高齢者数 | 2,926人 | 3,141人 | 3,246人 | 3,487人 | 3,572人 |
| 認知症高齢者の割合 | 53.9% | 54.5% | 54.2% | 56.0% | 56.0% |

(6) 日常生活圏域別の人口

①日常生活圏域の考え方

高齢者が、要介護状態となっても住みなれた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、高齢者人口等を勘案し、市内に6つの日常生活圏域を設定しています。

②日常生活圏域ごとの高齢者の現状

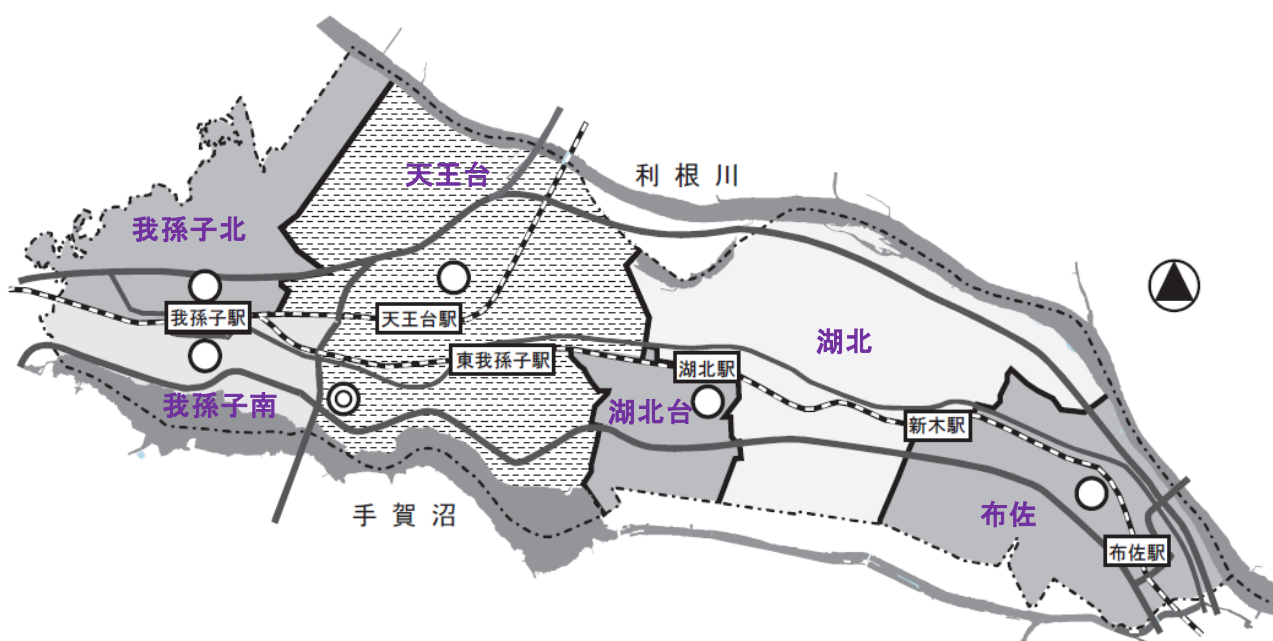
| 圏域 | | 地区 |
|----|--------|---|
| 1 | 我孫子北地区 | 久寺家中学校区を中心とした地域 (JR我孫子駅の北側に位置し、西側は柏市と隣接した地区) |
| 2 | 我孫子南地区 | 白山中学校区を中心とした地域 (JR我孫子駅の南側に位置し、東側を県道船橋・我孫子線に接した地区) |
| 3 | 天王台地区 | 我孫子中学校区を中心とした地域 (JR天王台駅を中心に、その北側と南側に分かれた市内の6地区では一番広域な地区) |
| 4 | 湖北台地区 | 湖北台中学校区を中心とした地域 (JR湖北駅からJR新木駅の間、南側に位置した地区) |
| 5 | 湖北地区 | 湖北中学校区を中心とした地域 (JR湖北駅からJR新木駅の間、北側に位置した地区) |
| 6 | 布佐地区 | 布佐中学校区を中心とした地域 (JR布佐駅を中心とする市の東側に位置し、印西市と隣接した地区) |

日常生活圏域ごとの高齢者等の状況

| 圏域 | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 | 65～74歳 高齢者数 | 75歳以上 高齢者数 | 第1号認定者数 | 認定率 |
|--------|---------|--------|-------|----------------|---------------|---------|-------|
| 1 我孫子北 | 22,311人 | 6,773人 | 30.4% | 3,079人 | 3,694人 | 871人 | 12.9% |
| 2 我孫子南 | 31,527人 | 8,600人 | 27.3% | 4,005人 | 4,595人 | 1,479人 | 17.2% |
| 3 天王台 | 35,453人 | 9,228人 | 26.0% | 4,394人 | 4,834人 | 1,498人 | 16.2% |
| 4 湖北台 | 13,708人 | 5,025人 | 36.7% | 2,129人 | 2,896人 | 785人 | 15.6% |
| 5 湖北 | 16,482人 | 6,042人 | 36.7% | 2,808人 | 3,234人 | 972人 | 16.1% |
| 6 布佐 | 12,272人 | 4,670人 | 38.1% | 2,463人 | 2,207人 | 623人 | 13.3% |

資料：高齢者支援課調べ（令和2年10月1日現在）

日常生活圏域（6圏域）の位置図



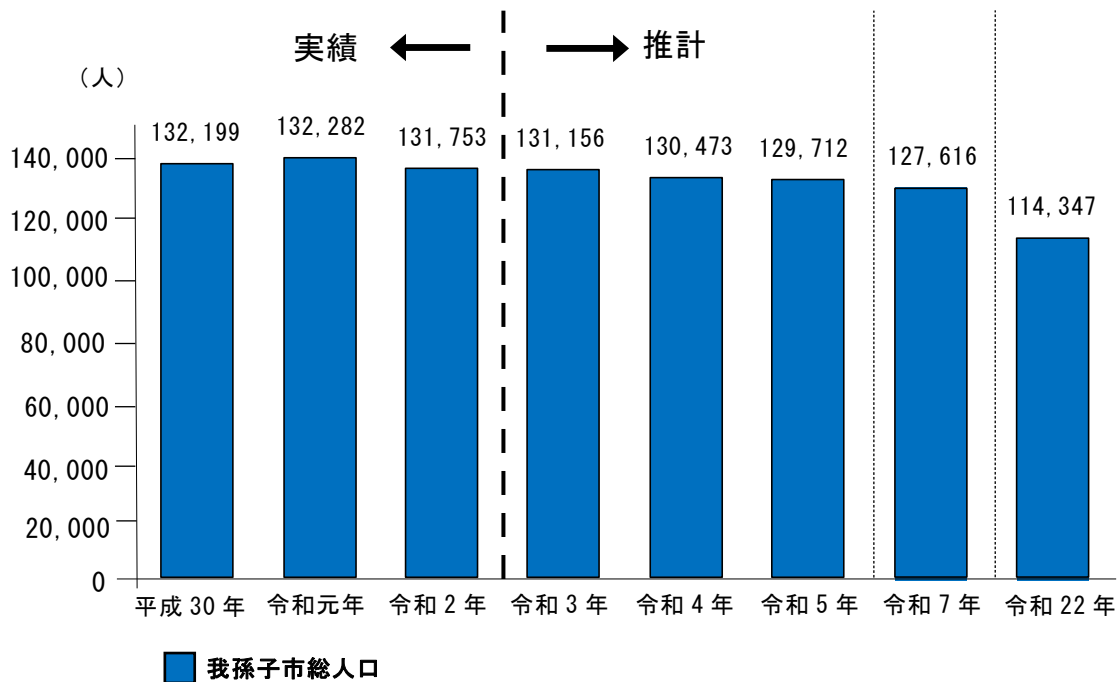
○：高齢者なんでも相談室

第3章 高齢者の将来推計

1 人口の将来推計

(1) 人口の見込み

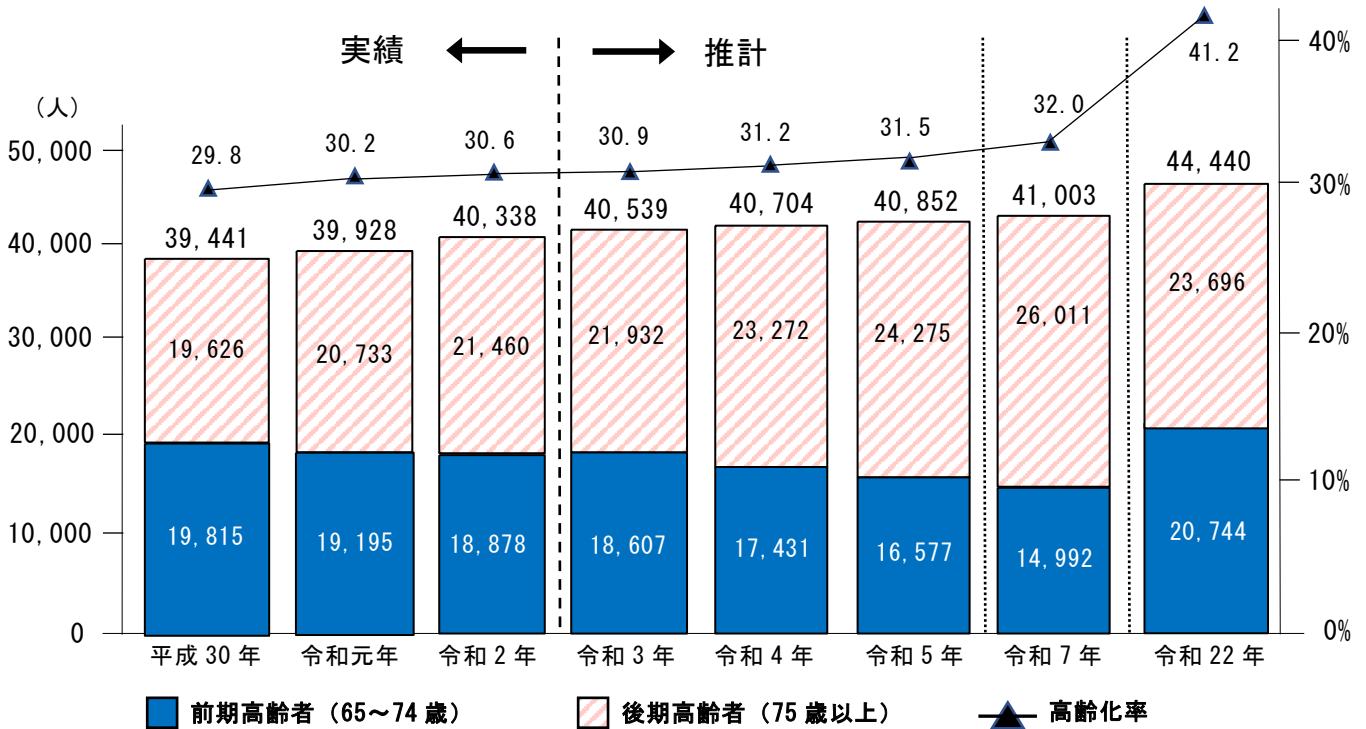
今後の人口は、穏やかな減少傾向となり、令和7年の人口は127,616人となることが見込まれ、令和22年には114,347人まで減少することが見込まれています。



資料：厚生労働省「見える化」システムによる推計

(2) 高齢者人口の見込み

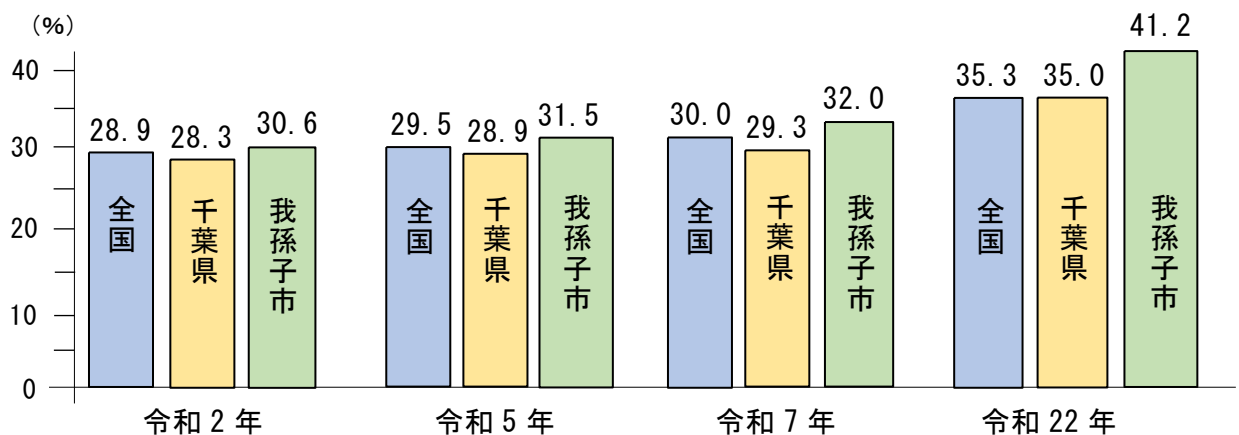
高齢者数は増加傾向が続き人口全体が減る中、高齢者数が令和2年からの3年間で514人増加すると推計されています。令和7年には41,003人まで増加し、令和22年には44,440人まで増加すると見込まれています。



資料：厚生労働省「見える化」システムによる推計

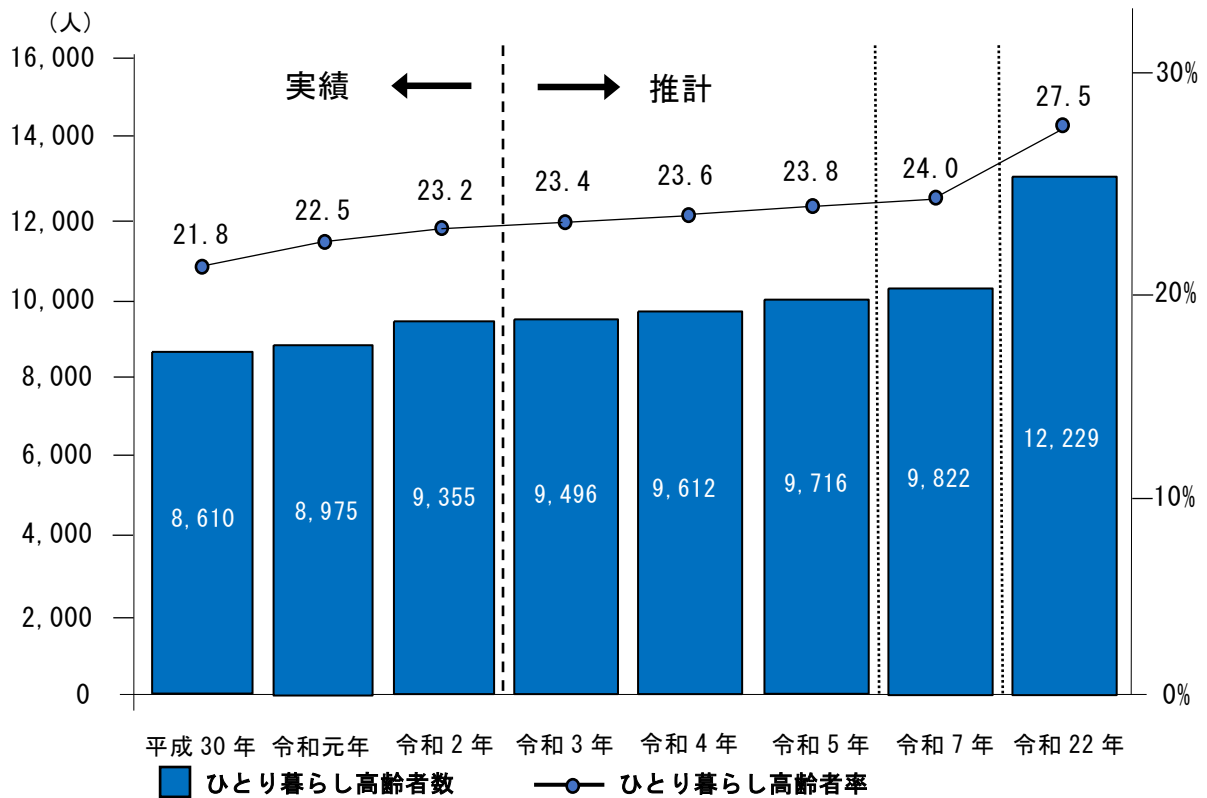
○高齢化率の見込み

高齢化率をしてみると、令和7年には32.0%と見込まれており、令和22年には41.2%と見込まれています。全国及び千葉県と比較して高い傾向にあります。



(3) ひとり暮らし高齢者数の見込み

ひとり暮らし高齢者数は増加傾向が続き、令和2年からの3年間で1,103人増加すると推計されています。令和7年には9,822人まで増加し、令和22年には12,229人まで増加すると見込まれています。



(単位：人)

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 高齢者人口 | 39,441 | 39,928 | 40,338 | 40,539 | 40,704 | 40,852 | 41,003 | 44,440 |
| ひとり暮らし 高齢者数 | 8,610 (21.8%) | 8,975 (22.5%) | 9,355 (23.2%) | 9,496 (23.4%) | 9,612 (23.6%) | 9,716 (23.8%) | 9,822 (24.0%) | 12,229 (27.5%) |

資料：ひとり暮らし高齢者－我孫子市統計書（高齢者支援課調べ）

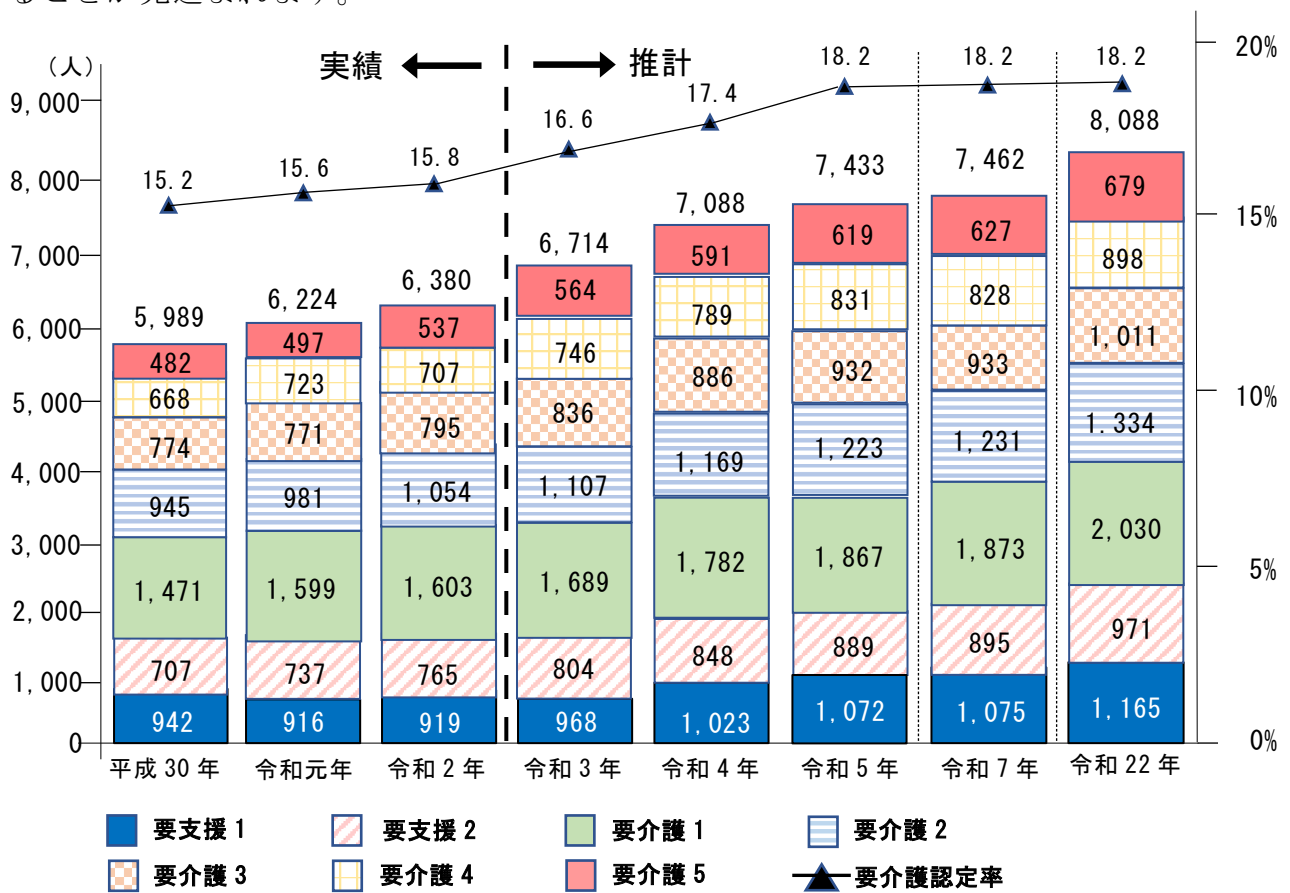
高齢者総数－住民基本台帳（各年10月1日時点）

2 要介護認定者数の将来推計

(1) 要介護認定者数と要介護認定率の見込み

第1号被保険者における要介護認定者数は、高齢者数の増加に伴い増加傾向が続くことが想定されます。推計によると、令和2年から令和7年の3年間で1,053人増加し、令和7年には7,462人となることを見込まれ、令和22年には8,088人となることを見込まれます。

要介護認定率は、増加傾向にあり、令和7年には18.2%、令和22年には18.2%となることを見込まれます。

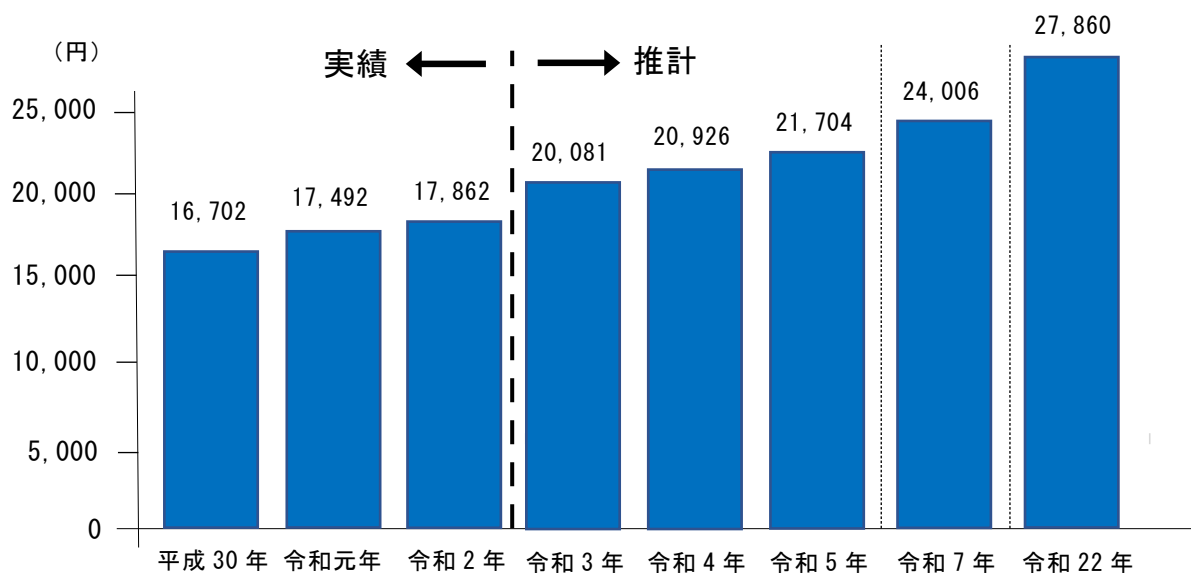


| 要支援・要介護認定者数 (人) | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第1号被保険者 (65歳以上) | 5,989 | 6,224 | 6,380 | 6,714 | 7,088 | 7,433 | 7,462 | 8,088 |
| 要介護認定率 | 15.2% | 15.6% | 15.8% | 16.6% | 17.4% | 18.2% | 18.2% | 18.2% |

資料：厚生労働省「見える化」システムによる推計

(2) 第1号被保険者1人あたり介護給付月額の見込み

我孫子市における第1号被保険者1人あたりの介護給付月額は、要介護認定者の増加に伴い、令和3年以降も増加傾向となることが想定されます。



資料：厚生労働省「見える化」システムによる推計

第1号被保険者1人あたり介護給付月額

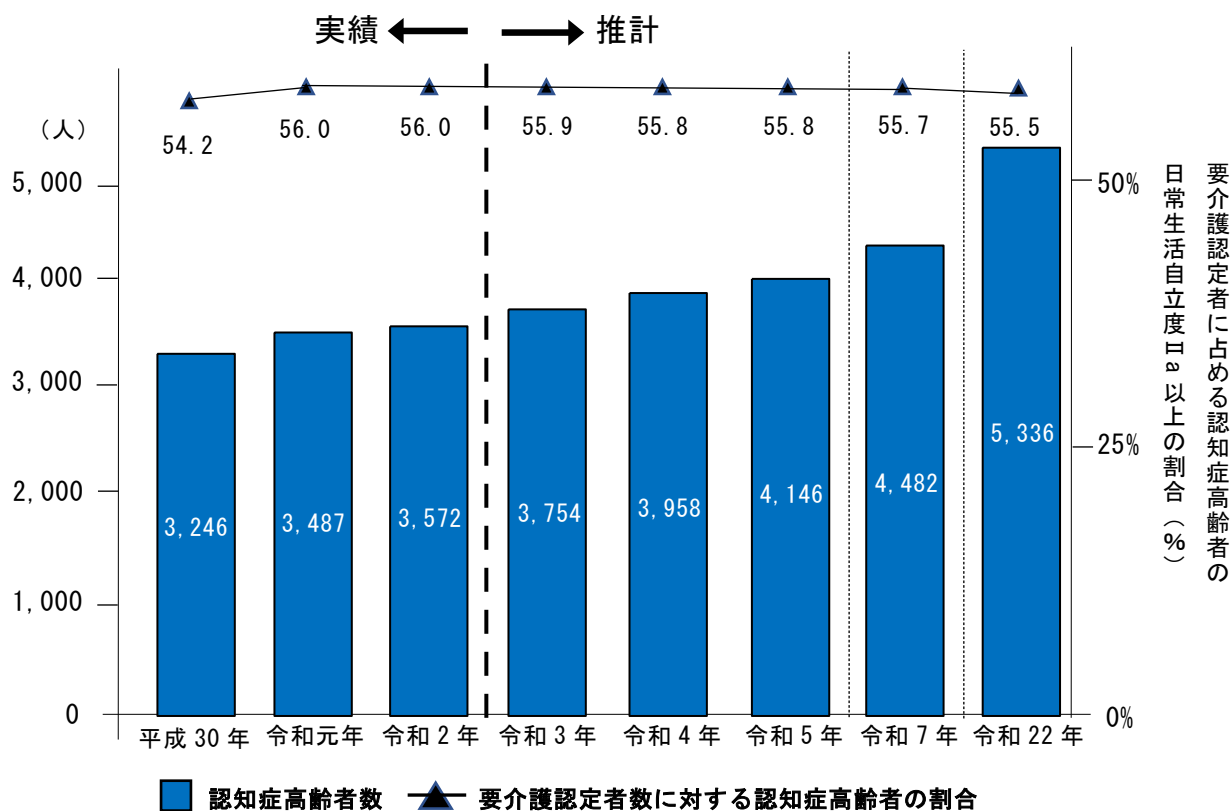
(単位：円)

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1号被保険者1人あたり介護給付月額 | 16,702 | 17,492 | 17,862 | 20,081 | 20,926 | 21,704 | 24,006 | 27,860 |

資料：厚生労働省「見える化」システム（各年10月1日時点）

(3) 認知症高齢者数の見込み

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上の認知症高齢者数は、高齢者の増加や高齢化の進行に伴い、今後も増加するものと見込まれます。



資料：高齢者支援課調べ（各年10月1日時点）

第4章 在宅介護実態調査・日常生活圏域ニーズ調査

1 調査概要

この調査は、今後の高齢者福祉施策及び介護保険事業の参考とするとともに「第8期計画」策定の基礎資料として活用するために実施しました。

(1) 調査対象

○在宅介護実態調査

要支援、要介護認定を受けて在宅で生活をしている65歳以上の我孫子市民1,500人

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護認定を受けていない65歳以上の我孫子市民2,500人

(2) 調査方法

郵送による配布・回収

(3) 調査期間

令和2年5月1日から令和2年5月29日まで

(4) 回収結果

| | 在宅介護実態調査 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 |
|-------|----------|------------------|
| 配布数 | 1,500 | 2,500 |
| 有効回収数 | 945 | 1,825 |
| 回収率 | 63.0% | 73.0% |

*構成比(%)で表現している箇所につきましては、すべて小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%とならないことがあります。

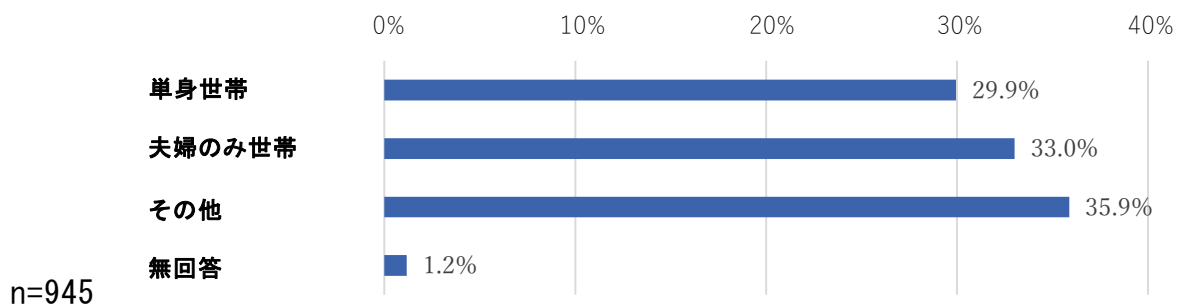
2 調査結果の概要

(1) 家族や生活状況について

○家族構成について

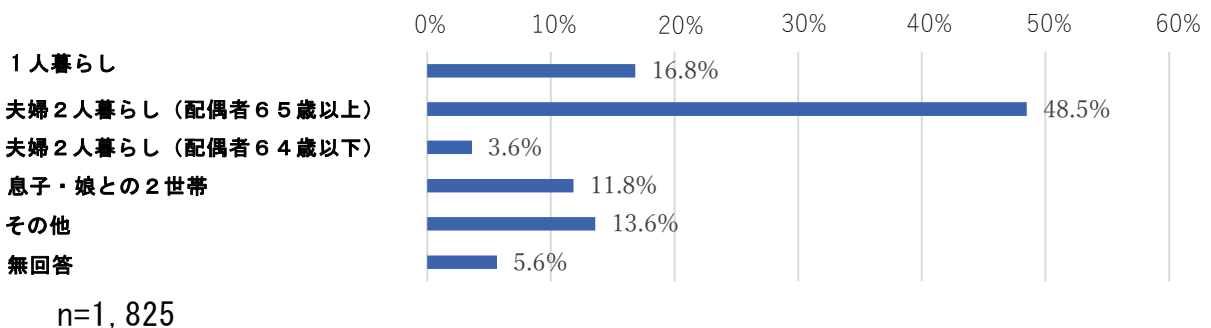
【在宅介護実態調査】

世帯類型としては、「単身世帯」が29.9%、「夫婦のみ世帯」が33.0%となっています。



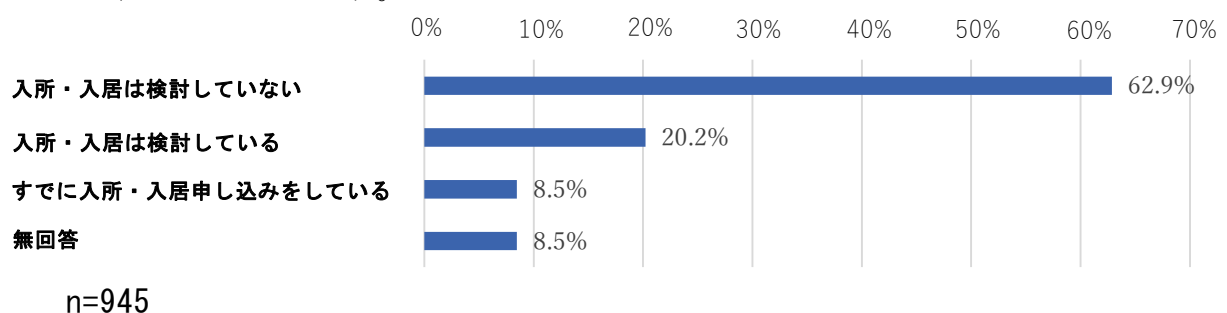
【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

家族構成としては、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が48.5%で最も多く、次いで「1人暮らし」が16.8%、「その他」が13.6%と続いています。



○施設等への入所・入居の検討状況について【在宅介護実態調査】

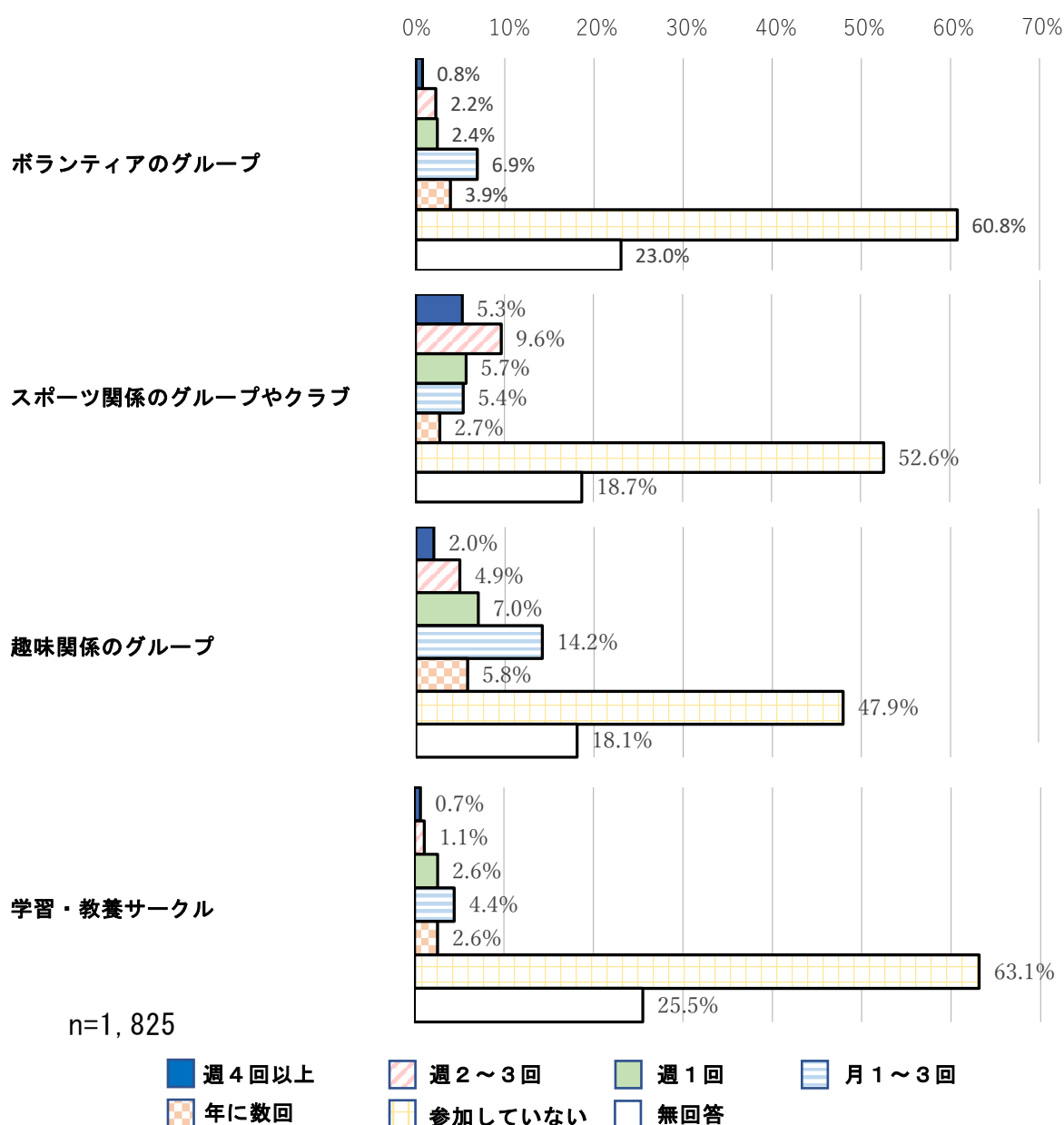
施設等への入所・入居の検討状況としては、「入所・入居は検討していない」が62.9%、「入所・入居を検討している」が20.2%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が8.5%となっています。



(2) 地域での活動について

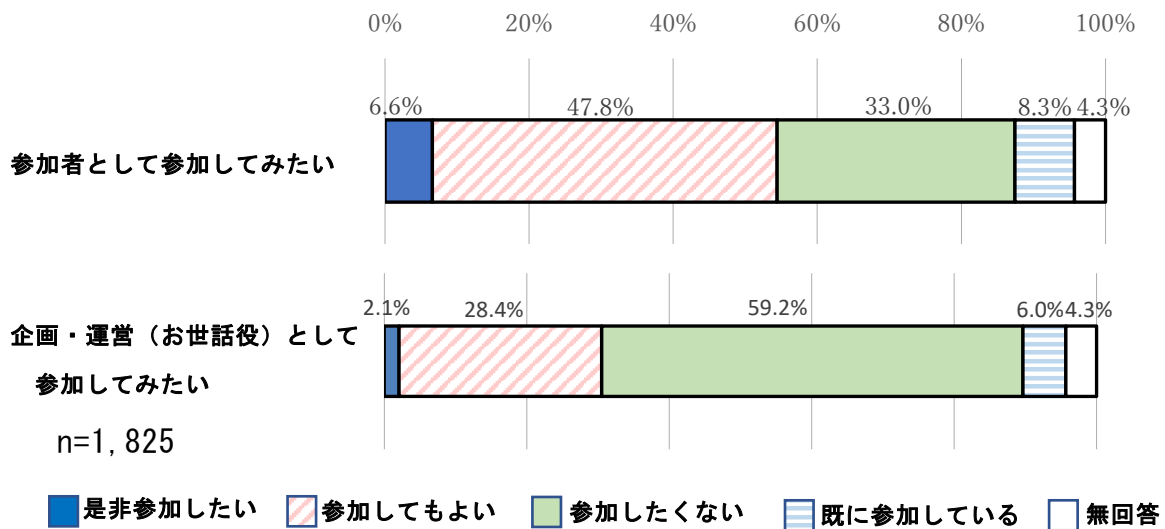
○会やグループ等への参加頻度【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

参加している会・グループ等への参加頻度としては、全ての会・グループ等で「参加していない」が最も多くなっています。それぞれの会・グループ等に参加している人のうち最も多い頻度としては、ボランティアのグループで「月1～3回」と答えた方が6.9%、スポーツ関係のグループやクラブで「週2～3回」と答えた方が9.6%、趣味関係のグループで「月1～3回」と答えた方が14.2%、学習・教養サークルで「月1～3回」と答えた方が4.4%となっています。



○グループ活動への参加に対する考え【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

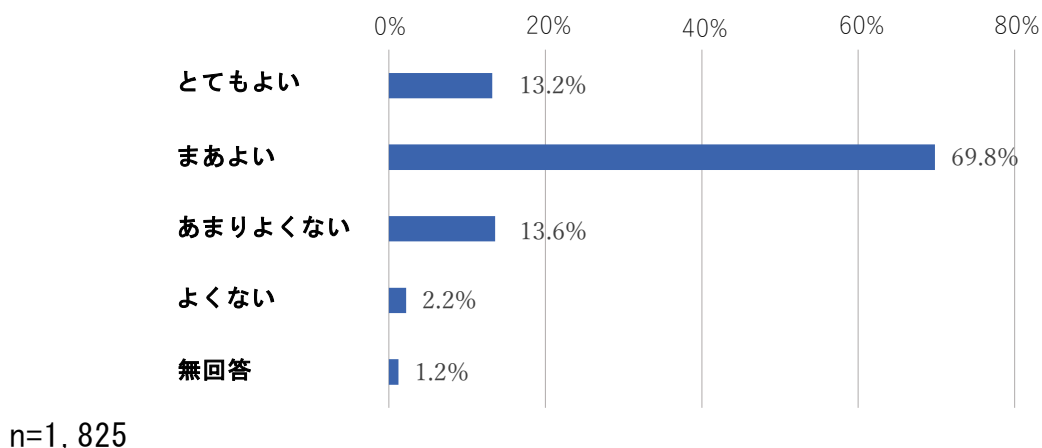
地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者としての参加希望としては、「参加してもよい」が47.8%で最も多く、次いで「参加したくない」が33.0%、「既に参加している」が8.3%と続いています。一方、企画・運営（お世話役）としての参加希望としては、「参加したくない」が59.2%で最も多く、次いで「参加してもよい」が28.4%、「既に参加している」が6.0%と続いています。



(3) 健康について

○現在の健康状態について【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

健康状態としては、「とてもよい」「まあよい」と答えた方が全体の80%を超えています。



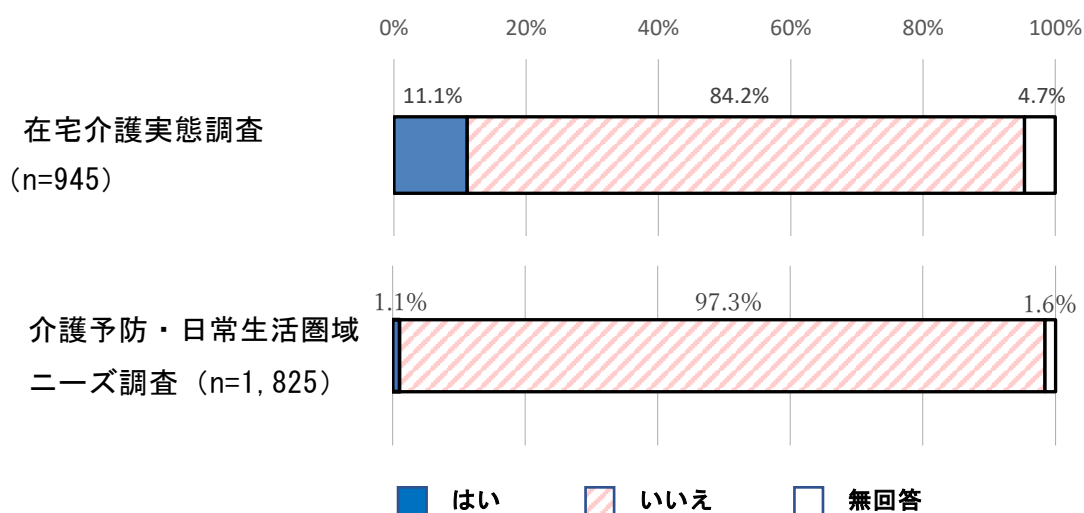
(4) 在宅医療について

○訪問（歯科）診療の利用経験の有無について

【在宅介護実態調査】【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

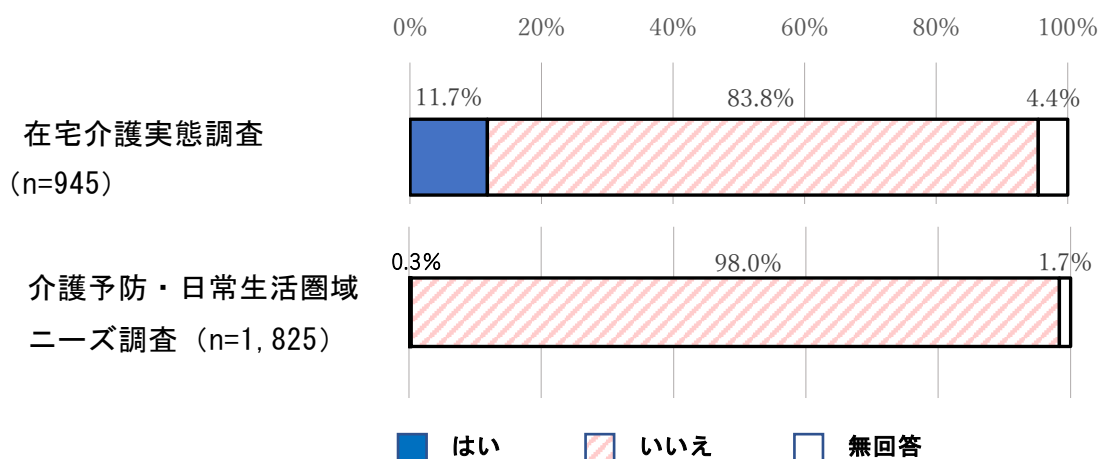
在宅介護実態調査では、訪問診療を利用したことがある「はい」と答えた人は11.1%、ない「いいえ」と答えた人は84.2%となっています。

一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、訪問診療を利用したことがある「はい」と答えた人は1.1%、ない「いいえ」と答えた人は97.3%となっています。



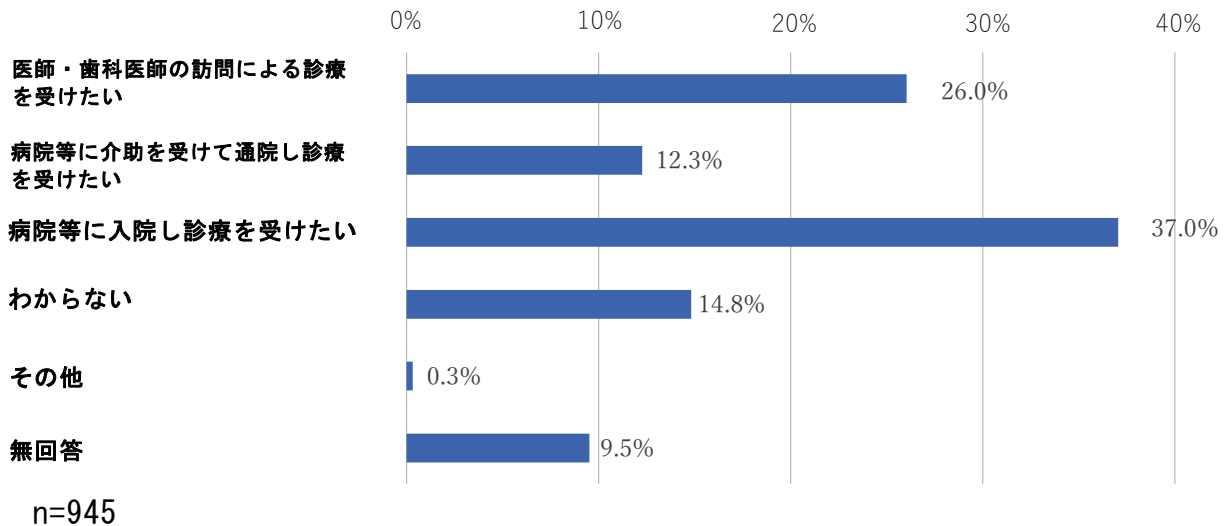
在宅介護実態調査では、訪問歯科診療を利用したことがある「はい」と答えた人は11.7%、ない「いいえ」と答えた人は83.8%となっています。

一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、訪問歯科診療を利用したことがある「はい」と答えた人は0.3%、ない「いいえ」と答えた人は98.0%となっています。



○寝たきり等で自ら通院が困難になった場合の医療についての考え【在宅介護実態調査】

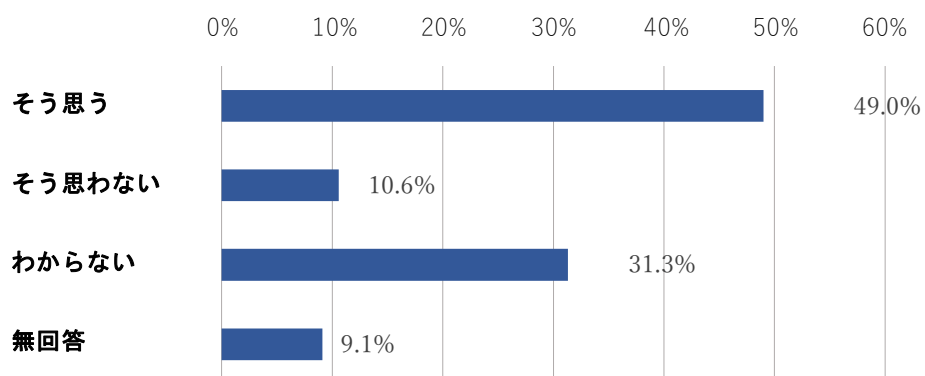
自ら通院が困難になった場合の医療についての考えとしては、「病院等に入院し診療を受けたい」が37.0%で最も多く、次いで「医師・歯科医師の訪問による診療を受けたい」が26.0%、「わからない」が14.8%と続いています。



○在宅医療を受けることについてのイメージについて【在宅介護実態調査】

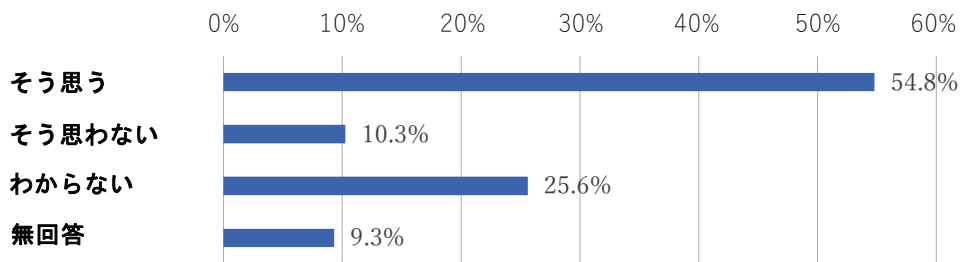
・どの程度までの医療を受けられるかわからない

「そう思う」と答えた人は49.0%、「そう思わない」と答えた人は10.6%、「わからない」と答えた人は31.3%となっています。



・急に病状が変わったときの対応ができない

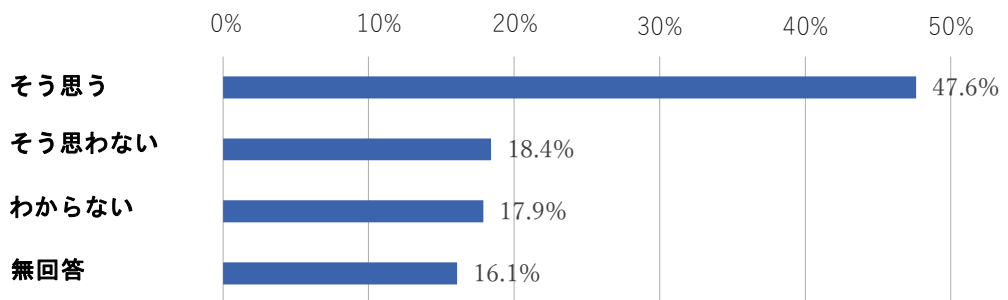
「そう思う」と答えた人は54.8%、「そう思わない」と答えた人は10.3%、「わからない」と答えた人は25.6%となっています。



n=945

・訪問診療をしてくれる医師を見つけるのは難しい

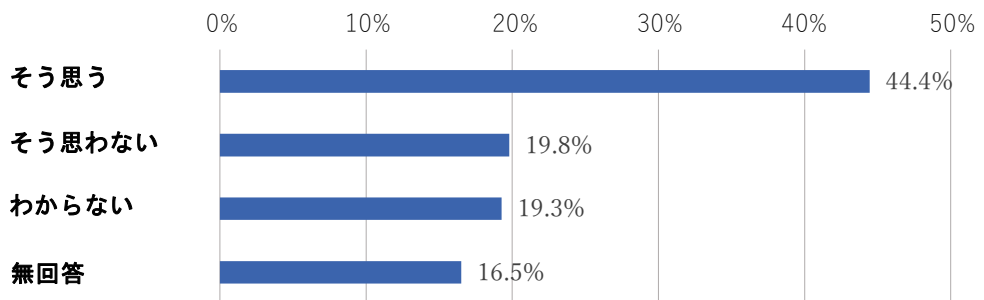
「そう思う」と答えた人は47.6%、「そう思わない」と答えた人は18.4%、「わからない」と答えた人は17.9%となっています。



n=945

・訪問歯科診療をしてくれる歯科医師を見つけるのは難しい

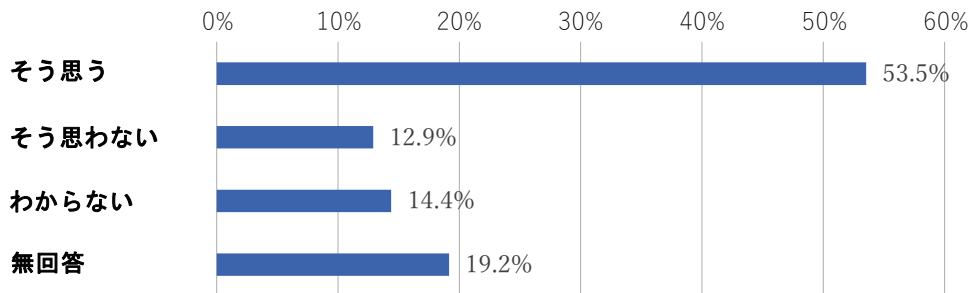
「そう思う」と答えた人は44.4%、「そう思わない」と答えた人は19.8%、「わからない」と答えた人は19.3%となっています。



n=945

・家族に負担がかかる

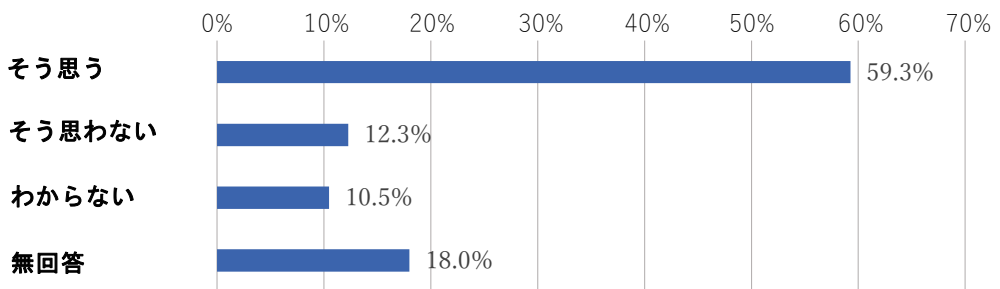
「そう思う」と答えた人は53.5%、「そう思わない」と答えた人は12.9%、「わからない」と答えた人は14.4%となっています。



n=945

・部屋や風呂・トイレ等住まいの環境が整っている必要がある

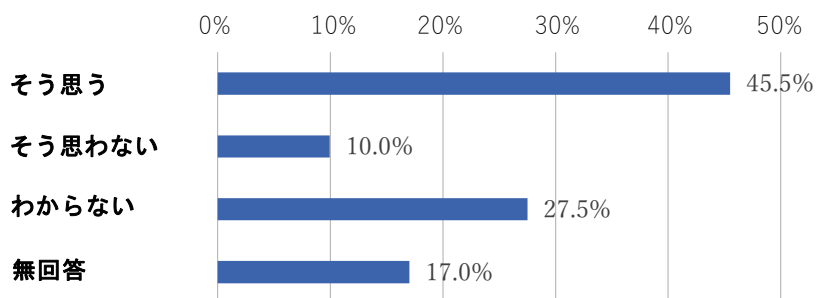
「そう思う」と答えた人は59.3%、「そう思わない」と答えた人は12.3%、「わからない」と答えた人は10.5%となっています。



n=945

・費用が高額になる

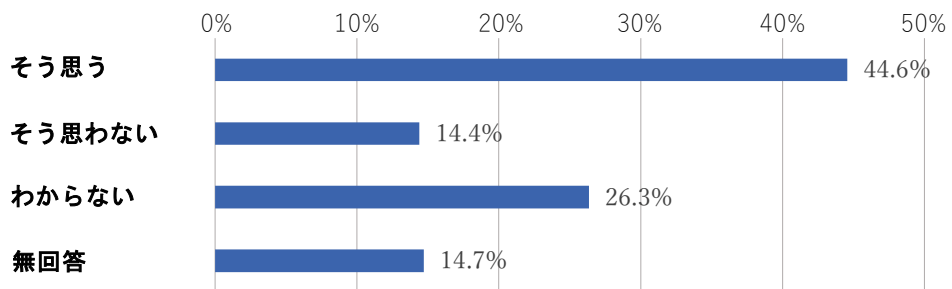
「そう思う」と答えた人は45.5%、「そう思わない」と答えた人は10.0%、「わからない」と答えた人は27.5%となっています。



n=945

・在宅では満足はいく最期を迎えられるか不安である

「そう思う」と答えた人は44.6%、「そう思わない」と答えた人は14.4%、「わからない」と答えた人は26.3%となっています。



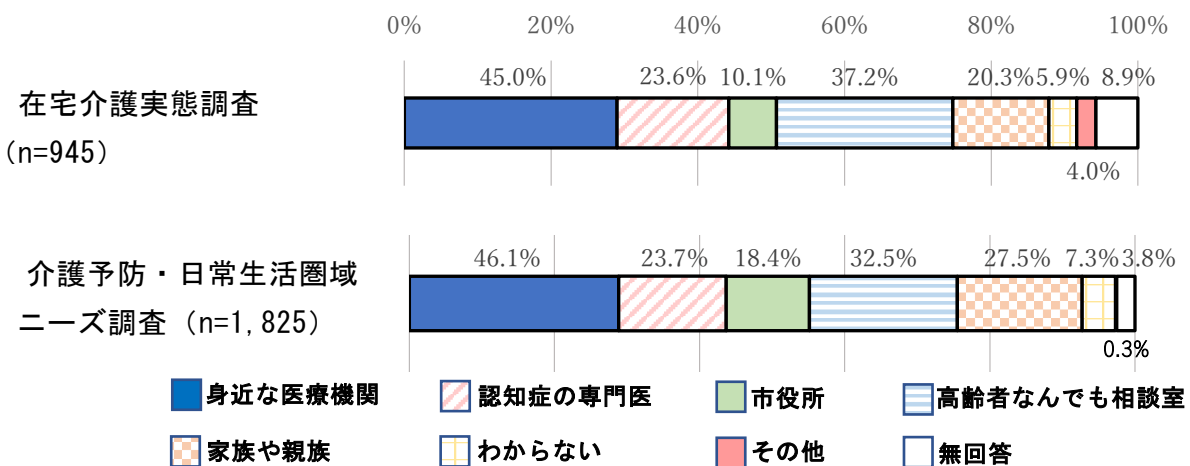
n=945

(5) 認知症について

○相談先について【在宅介護実態調査】【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

認知症になった場合の相談場所としては、在宅介護実態調査では、「身近な医療機関」が45.0%と最も多く、次いで「高齢者なんでも相談室」が37.2%、「認知症の専門医」が23.6%と続いています。

一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「身近な医療機関」が46.1%と最も多く、次いで「高齢者なんでも相談室」が32.5%、「家族や親族」が27.5%と続いています。



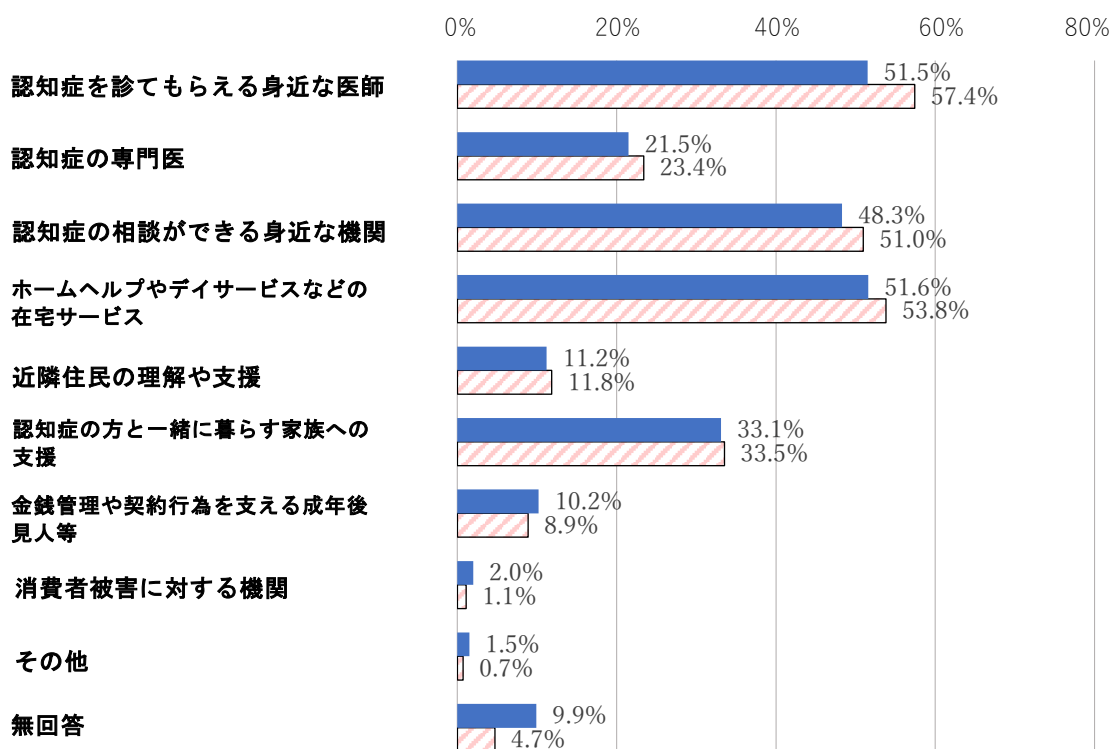
*複数選択可の設問として集計しています

○認知症の方が、自宅生活し続けるために必要なものについて

【在宅介護実態調査】【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

認知症の方が自宅で生活し続けるために必要なものとしては、在宅介護実態調査では、「ホームヘルプやデイサービスなどの在宅サービス」が51.6%で最も多く、次いで「認知症を診てもらえる身近な医師」が51.5%、「認知症の相談ができる身近な機関」が48.3%と続いています。

一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「認知症を診てもらえる身近な医師」が57.4%で最も多く、次いで「ホームヘルプやデイサービスなどの在宅サービス」が53.8%、「認知症の相談ができる身近な機関」が51.0%と続いています。



■ 在宅介護実態調査 (n=945)

▨ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (n=1,825)

*複数選択可の設問として集計しています

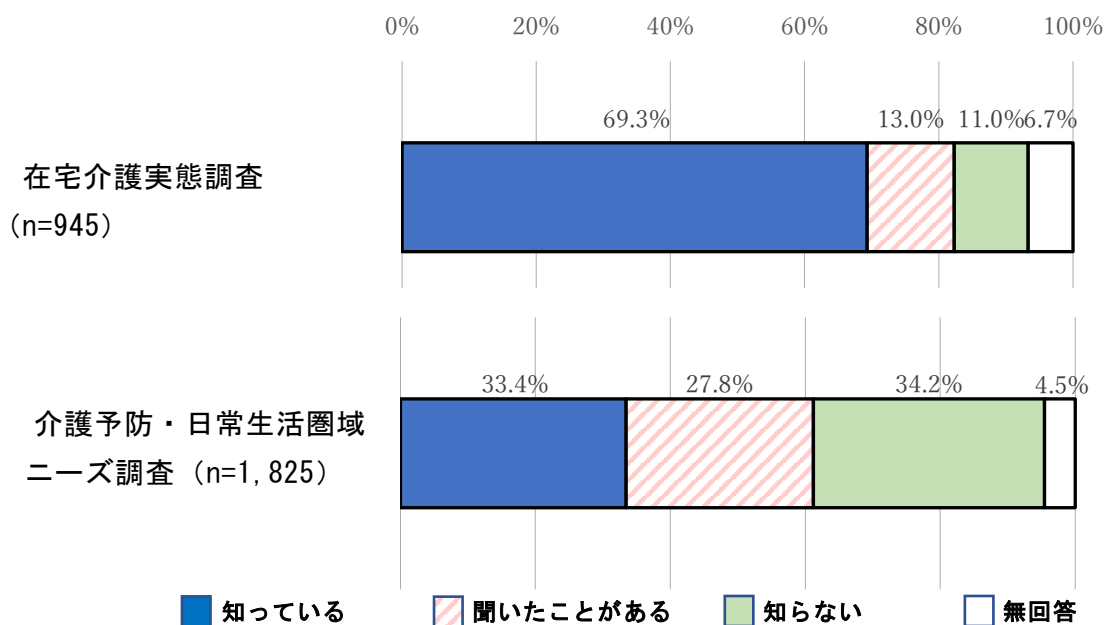
(6) 高齢者なんでも相談室について

○高齢者なんでも相談室について

【在宅介護実態調査】【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

在宅介護実態調査では、高齢者なんでも相談室を「知っている」と答えた人は69.3%、「聞いたことがある」と答えた人は13.0%、「知らない」と答えた人は11.0%となっています。

一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「知っている」と答えた人は33.4%、「聞いたことがある」と答えた人は27.8%、「知らない」と答えた人は34.2%となっています。

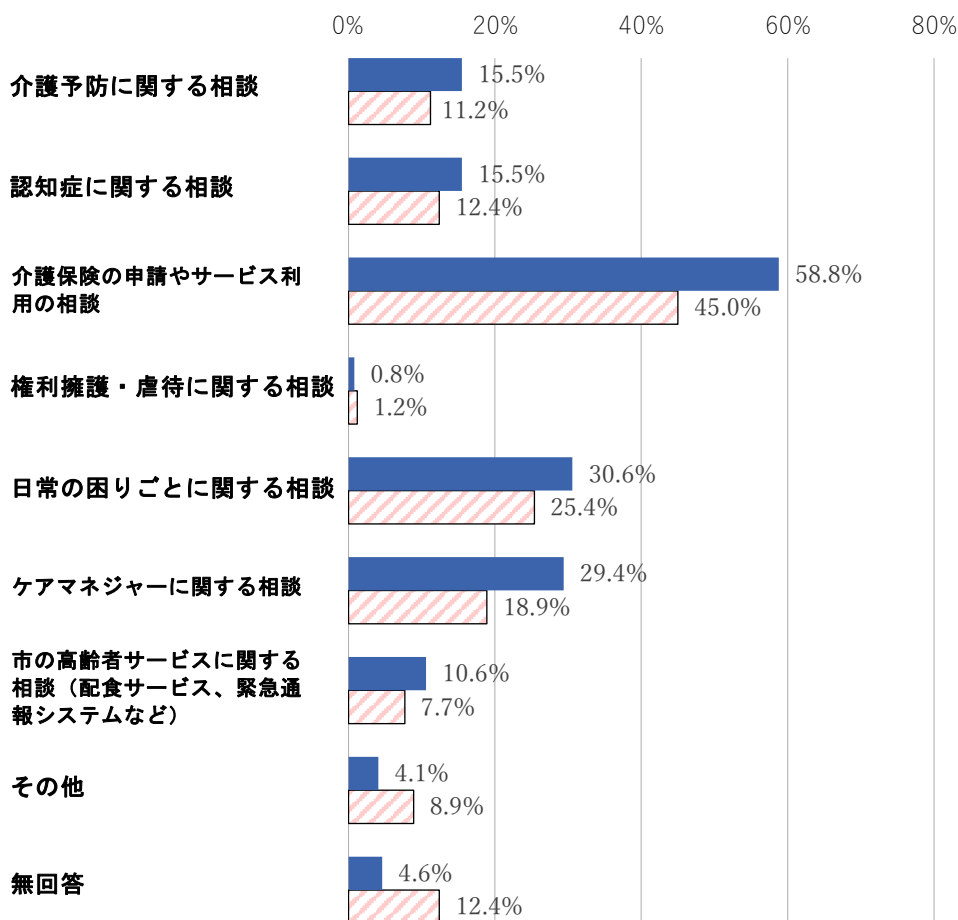


○高齢者なんでも相談室への相談内容について

【在宅介護実態調査】【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

高齢者なんでも相談室に相談した内容としては、在宅介護実態調査では、「介護保険の申請やサービス利用の相談」が58.8%で最も多く、次いで「日常の困りごとに関する相談」が30.6%、「ケアマネジャー*に関する相談」が29.4%と続いています。

同じく、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、「介護保険の申請やサービス利用の相談」が45.0%で最も多く、次いで「日常の困りごとに関する相談」が25.4%、「ケアマネジャーに関する相談」が18.9%と続いています。



■ 在宅介護実態調査 (n=945)

▨ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (n=1,825)

*複数選択可の設問として集計しています

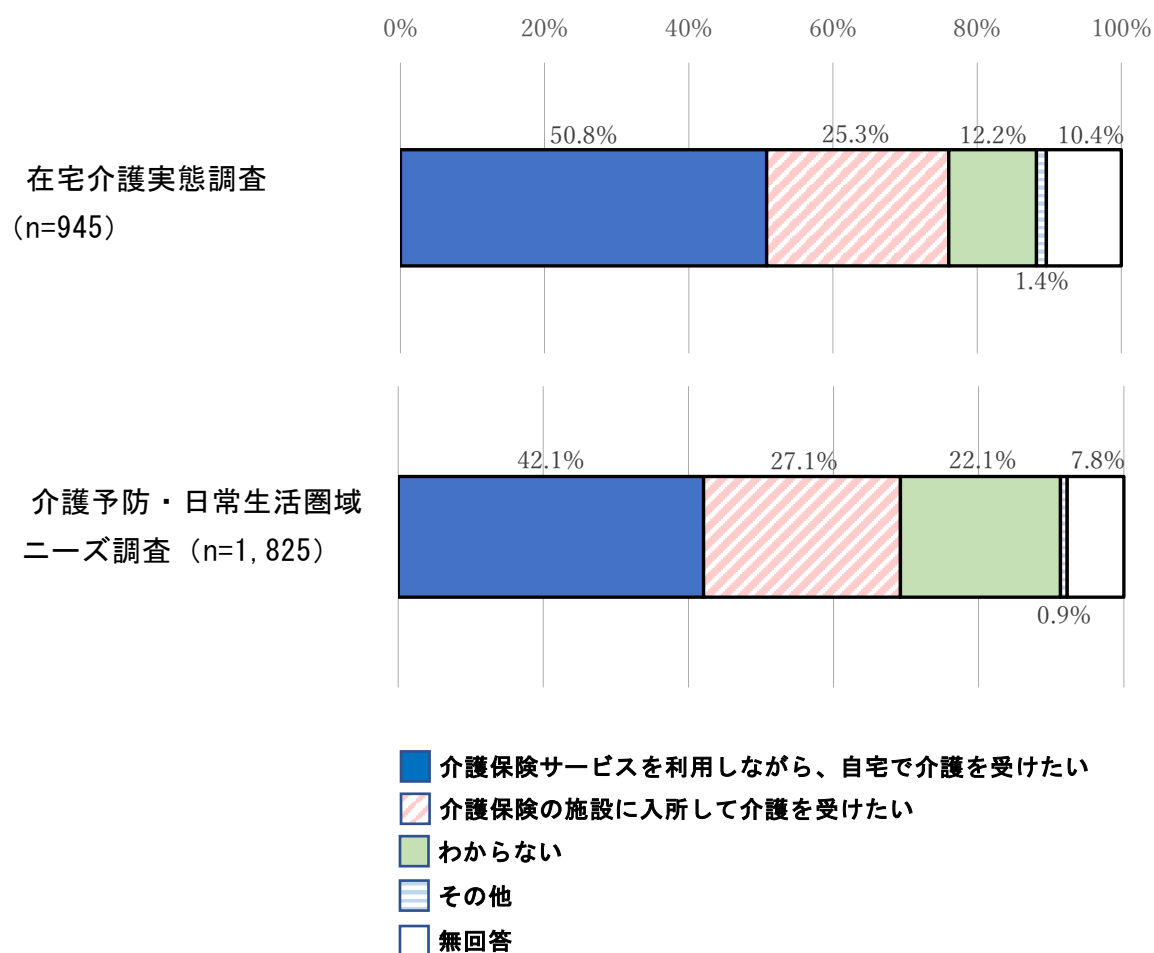
(7) 介護について

○介護が必要になった場合に希望する介護サービスについて

【在宅介護実態調査】【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

要介護となった場合の希望としては、在宅介護実態調査では、「介護保険サービスを利用しながら、自宅で介護を受けたい」が50.8%で最も多く、次いで「介護保険の施設に入所して介護を受けたい」が25.3%、「わからない」が12.2%と続いています。

一方で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「介護保険サービスを利用しながら、自宅で介護を受けたい」が42.1%で最も多く、次いで「介護保険の施設に入所して介護を受けたい」が27.1%、「わからない」が22.1%と続いています。

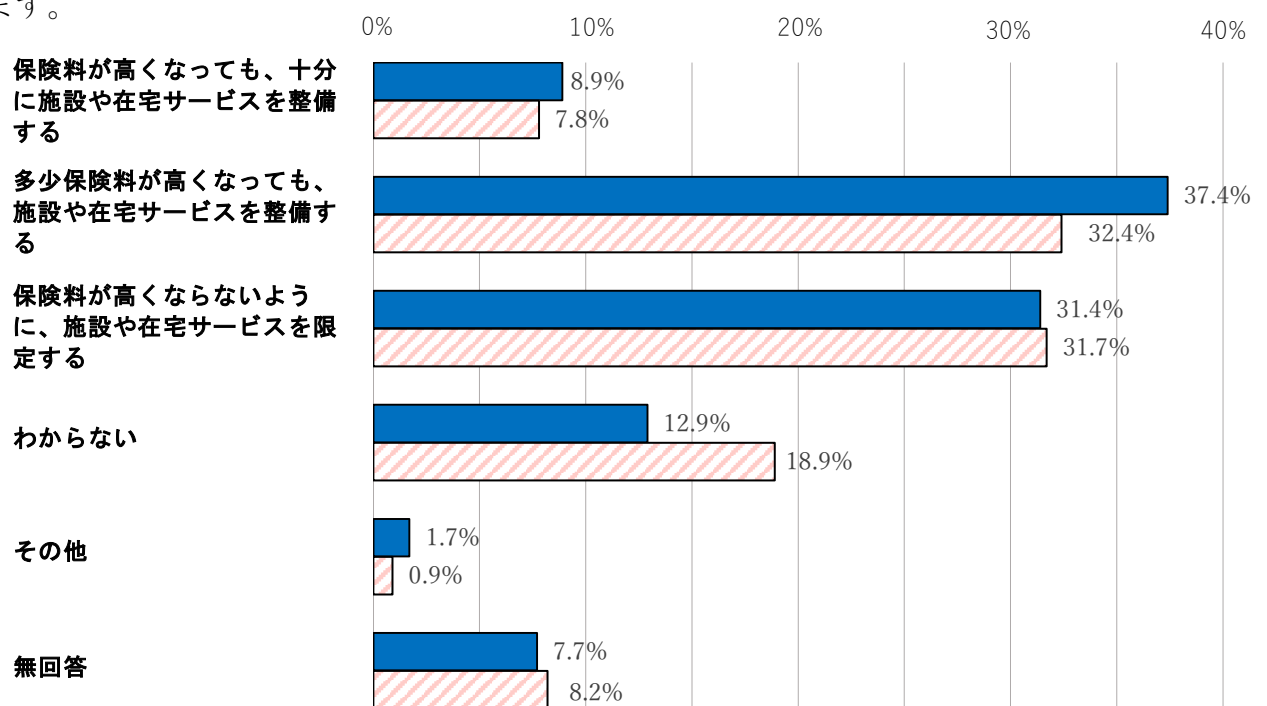


○保険料と介護保険サービスのあり方についての意識について

【在宅介護実態調査】【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

保険料と介護保険サービスのあり方についての意識としては、在宅介護実態調査では、「多少保険料が高くなっても、施設や在宅サービスを整備する」が37.4%で最も多く、次いで「保険料が高くなならないように、施設や在宅サービスの整備を限定する」が31.4%、「わからない」が12.9%と続いています。

一方で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「多少保険料が高くなっても、施設や在宅サービスを整備する」が32.4%で最も多く、次いで「保険料が高くなならないように、施設や在宅サービスの整備を限定する」が31.7%、「わからない」が18.9%と続いています。



■ 在宅介護実態調査 (n=945)

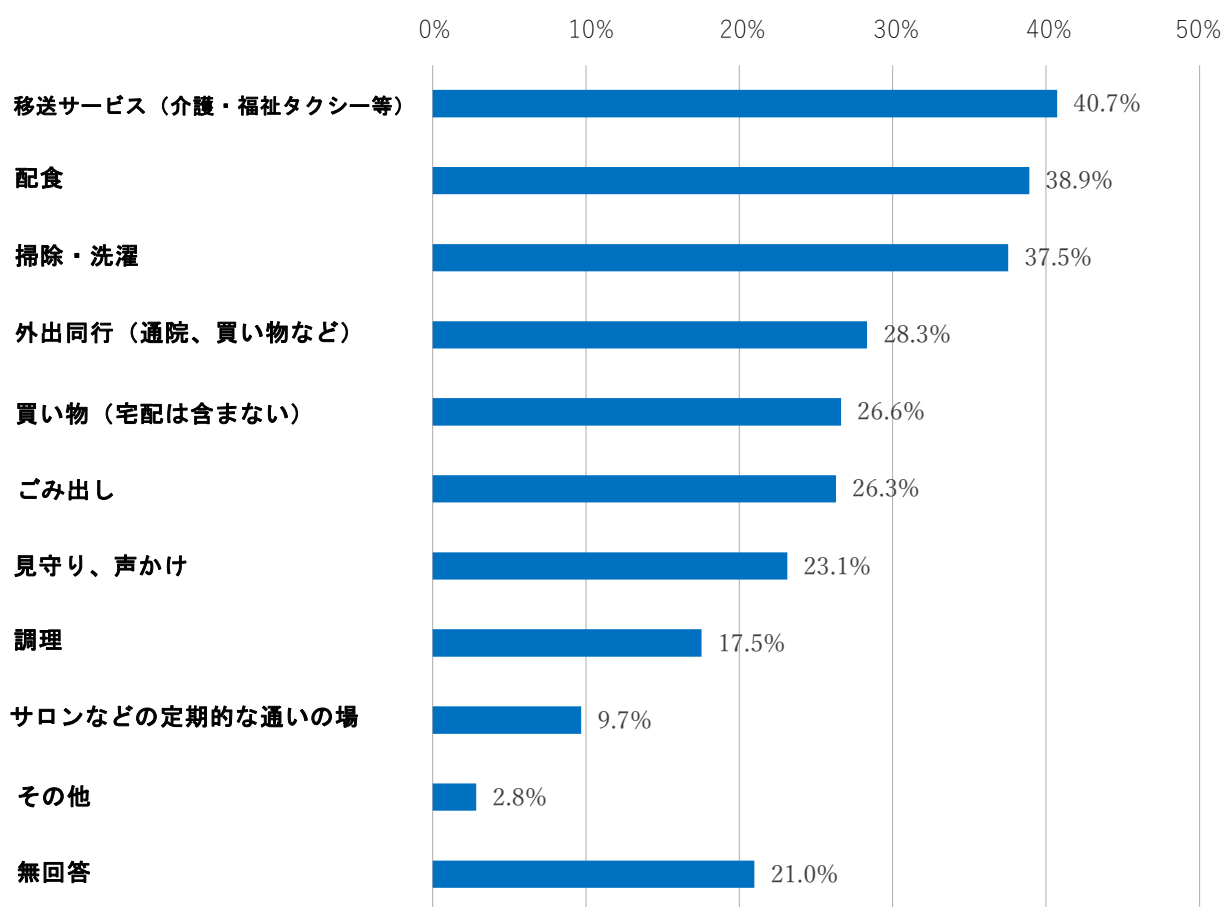
▨ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (n=1,825)

(8) 在宅サービスについて

○今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が40.7%で最も多く、次いで「配食」が38.9%、「掃除・洗濯」が37.5%と続いています。



n=1,825

第5章 高齢者施策の取組状況と課題

第5章では、第7期計画での重点施策の取組み状況を検証し、第2章の「高齢者を取り巻く状況」、第3章の「高齢者の将来推計」及び第4章の「在宅介護実態調査・日常生活圏域ニーズ調査」の結果等を踏まえ、第8期計画の施策展開に向け、課題を整理しました。

(1) 総合的な介護予防の推進

総合的な介護予防の推進においては、要介護状態等となることの予防又は、要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止する取組みとして、高齢期の健康づくりに関する健康教育や講演会、市内3地区の公園に設置したうんどう遊具を利用した遊具うんどう教室を開催しました。

地域の通いの場において認知症予防や筋力アップ等の取組みが定着するよう、「きらめきデイサービス」のリーダーを対象にフォローアップ研修を行い、リハビリテーション専門職と連携し、専門職の視点から助言を受けました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、階段の昇降や立ち上がり等運動器の機能低下に関する質問について約80%の方が「できる・している」と回答していましたが、10～17%の方が「できるけどしていない」と回答していました。現在できる動作でもしていない期間が長くなることで運動器の機能が低下してしまう可能性があるため、健康づくりに向けた取組みを主体的に実施できるよう、普及啓発を行うことが課題です。

また、高齢者の特性を踏まえた健康支援において、元気高齢者から、フレイル*のリスクがある高齢者、病気を抱えつつも地域で暮らす在宅療養者に至るまで健康に向けた意識づけや健康管理を一体的に支援していくことが課題です。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業において、「シルバー人材センター」に設置した人員基準を緩和した訪問型サービス事業の利用者が増えていないことから、今後の事業の在り方について、検討することが課題です。

(2) 日常生活支援サービスの充実

平成28年度より生活支援体制整備事業の一環として設置した「高齢者地域ささえあい会議」において、日常生活での困りごとに対応できる生活支援サービスを洗い出し、平成30年11月に「高齢者のための日常生活困ったときガイド」を作成し、ケアマネジャーや民生委員等、高齢者の身近で相談を受ける立場の方々に配布した他、どなたでもインターネットで情報を取得できるよう整備しました。

また、同事業の一環として、平成30年度より新たに中学校区ごとの日常生活圏域において「高齢者地域ささえあい活動」を開始しました。これは、地域住民を主体とした協議体においてその地域に合ったささえあいの取り組みを検討するとともに、地域の既存の活動をより充実させることを目的としたもので、平成30年度から令和2年度にかけて市内6つの日常生活圏域全てにおいて開始しました。高齢者の社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者自らがサービス提供の担い手となり、サービスの担い手・受け手という枠を超えてささえあう地域の創造を目指しています。

しかし、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、住民有志の活動について「参加しても良い」と答えた方が47.8%と約半数にのぼっているにも関わらず、「実際に参加している」と答えた方は8.3%に留まり、「ボランティア等に参加していない」と答えた方が60.8%と6割以上を占めています。

これらの状況を踏まえ、地域の高齢者が「地域のために何かしたい」と意欲を持ち、実際に活動に参加できる仕組みづくりが必要です。また、抽出された地域の課題を吸い上げ、具体的な解決方法を検討する仕組みづくりが今後の課題です。

同時に、地域住民による高齢者見守りネットワークの活動への支援や、電力・ガス・郵便・新聞・宅配等、市の窓口を含め90を超える事業者の協力による見守り活動の推進も並行して実施してきましたが、高齢者地域ささえあい活動の本格実施を踏まえ、関連事業との関係を整理し、改めて事業の主旨や方針について検討することも課題です。

(3) 認知症施策の推進

令和元年6月に、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。認知症はだれもがなりうる身近なものであり、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していくことが重要となっています。

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の症状に応じ、必要な医療、介護、生活支援サービス等の情報提供及び各支援機関の連携を図る体制を整備してきました。

具体的には、認知症に関する正しい理解を進め、認知症の方の支援者を養成する「認知症サポーター養成講座」について、市内の企業や小中学校等、幅広い世代を対象に開催し、令和元年度末時点では、延べ12,234人が受講しています。認知症サポーターの更なる活躍の場を拡充するため、令和元年度からは登録制を導入しました。

さらに、9月の認知症普及啓発月間に合わせ、認知症の方や家族、支援機関、地域の方等が少しずつリレーをしながら1本のタスキをつなぐ「RUN 伴+あびこ」や、オレンジ

色のものを身につけて認知症の方へのサポートや認知症になっても自分らしく生きることがを意思表示する「Orange Day！」を実施しました。

令和2年度からは、認知症等によるひとり歩き行動（徘徊行動）のある高齢者等の安全確保や家族の精神的負担の軽減を目的に、見守りシールの交付事業を開始しました。

予防活動としては、きらめきデイサービスやシニアクラブ等の地域の通いの場で認知症予防運動（コグニサイズ）に取り組めるよう、リーダーを対象とした講習会を継続して実施しました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症の相談先として「身近な医療機関」と回答している方が46.1%と最も多くなっています。また、認知症の方が自宅で生活し続けるために必要なものについては、「認知症を診てもらえる身近な医師」が57.4%、「認知症の相談ができる身近な機関」が51.0%となっています。

このことから、今後も、認知症の相談ができる医療機関や支援に関する相談機関の情報提供を積極的に行うとともに、認知症の正しい理解を進める活動を継続して実施していくことが課題です。また、認知症サポーターについては、認知症サポーター養成講座受講後の活躍の場について検討していくことが課題です。

（４）高齢者なんでも相談室の機能充実

令和元年12月に我孫子南地区高齢者なんでも相談室を新たに開設し、我孫子北地区と南地区のそれぞれに相談室を設置することにより、該当地区における市民の利便性の向上と、相談体制の強化を図りました。地区の高齢者なんでも相談室の整備が完了した次の段階として、今後は、直営の高齢者なんでも相談室の体制の見直しや役割の強化について検討が必要です。

なお、在宅介護実態調査において、高齢者なんでも相談室を「知っている」と答えた方が69.3%、うち実際に相談された方が73.7%となっていることから、より多くの方に認知され活用されるようになってきていることがわかる一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、認知度・活用度ともにほぼ横ばい状態となっていることから、元気な方を含め、より多くの方に「高齢者に関する総合相談窓口」として認識していただけるよう、さらなる周知を図る必要があります。

また、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けていくために、従来から開催していた困難事例等の課題解決のための地域包括ケア会議に加え、政策形成に結び付ける目的の地域包括ケア推進会議を開催しました。今後、さらに後期高齢者が増加する見込みの中、困難事例への対応のみならず、重度化防止に焦点を当てた取り組みが課題となっています。

地域における見守り体制の継続・拡充に関しては、地域住民による高齢者見守りネットワークの活動に市や高齢者なんでも相談室も参加するとともに、平成30年度より開

始した生活支援体制整備事業における「高齢者地域ささえあい活動」としても、活動への支援を開始しました。また、地域住民に対し介護や健康寿命の延伸等に関わる様々な情報を発信するため、各地区の高齢者なんでも相談室において家族介護教室を継続的に開催してきました。多くの市民の参加があることに加え、在宅介護実態調査において主な介護者の年齢が70代以上の方の割合が36.7%を占めており、老々介護の実態が読み取れる現状から、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

（５）在宅医療・介護連携の推進

慢性の疾患や複数の疾患を抱える高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、医療と介護の両方の支援が必要であり、あらゆる機関・職種が連携し、切れ目のない提供体制の構築が必要となります。そこで、医療と介護サービスの地域資源を把握し、専門職間で情報共有できるリストの活用を推進しました。また、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、「あびこ・ケアリンク」を利用し情報共有を行いました。また、高齢者が安心して在宅医療を受けられるよう、在宅医療と介護の連携に関する取り組みについて、年3回広報あびこへの記事掲載を行うとともに、令和元年度は、在宅医療についての理解の促進を図るため、「在宅看取り」をテーマに市民講演会を開催しました。

介護が必要になっても自宅での生活を希望している高齢者は、在宅介護実態調査では50.8%、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では42.1%でした。しかし、寝たきり等で自ら通院が困難になった場合の医療については、在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とも、病院等での入院治療を希望する高齢者が最も多くなっています。さらに、在宅医療を受けることへのイメージについては、「どの程度まで医療を受けられるかわからない」「急に病状が変わったときの対応ができない」「在宅では満足のいく最期を迎えられるか不安である」と回答しており、自宅での生活を希望しているものの、在宅医療を受けることや、在宅で最期を迎えることについて、第7期計画と同様に不安を感じていることがわかりました。

このことから、高齢者が人生の最終段階におけるケアのあり方や、在宅での看取りについて、イメージすることができるよう引き続き周知するとともに、人生最終段階における望む場所での看取りが行えるよう、医療、介護関係者が対象者本人と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるよう支援していくことが課題です。

また、認知症の方への支援において、人生の最終段階にあっても、本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供され、住みなれた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、引き続き支援者を対象とした研修を実施し、対応の強化を図っていくことが課題です。

(6) 居宅介護サービスの充実

日中、夜間を通じ要介護高齢者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、平成29年度に事業所を整備し、徐々に利用者も増加していますが、第7期計画の目標値には達していません。

通いを中心に訪問と泊まりのサービスを提供する小規模多機能型居宅介護サービスについては、利用を促進するためサービス内容の周知を図り利用者の増加につなげてきましたが、第7期計画の目標値には達しておらず、また経営上の問題等から十分機能が果たされていない現状があります。

従来個別であった障害者福祉サービスと介護保険サービスを同一の事業所で受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに位置づけられた「共生型サービス」については、現時点では利用希望者はいませんが今後新たに利用希望の相談や事業者から指定申請があった場合は、速やかに対応します。

引き続き、在宅生活を支えるサービスを必要としている方を的確にサービス利用につなげることができるよう、市民への居宅介護サービスの周知と、事業所がサービス提供体制を維持していくことができるよう支援していくことが課題となります。

(7) 施設介護サービスの充実

第7期介護保険事業計画では、在宅生活を支援する機能を併せ持つ施設として、介護老人保健施設1箇所100床を整備する計画を進めてきましたが、建設地の変更や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、第7期計画期間中の整備は困難となり、令和3年度内の開設を予定しています。

特別養護老人ホームについては、第7期計画期間においては、施設整備を行いませんでしたが、令和2年10月1日現在で入所待機者が377名（要介護3以上）と増加傾向にあること、要介護認定者やひとり暮らしの高齢者が年々増加している中で、今後、施設介護サービスへの需要が高まっていくことが見込まれることから、新たな施設整備について検討していくことが課題です。

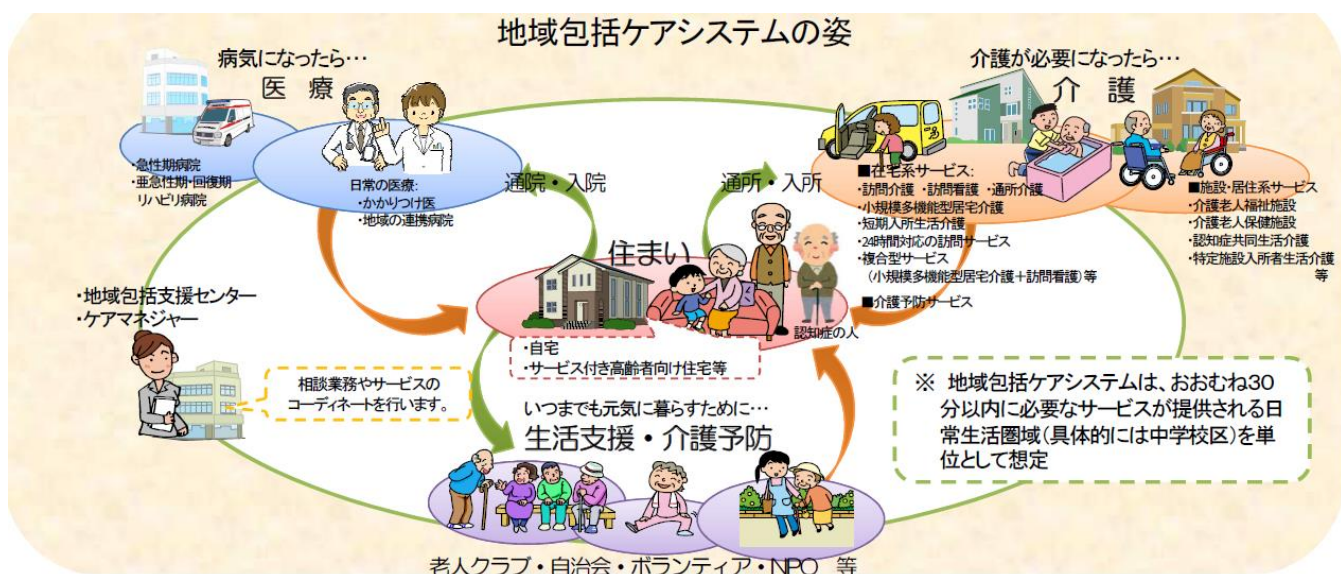
第6章 高齢者施策のビジョン（将来像）

1 令和7年及び令和22年を見据えた目指す姿

団塊の世代が75歳を迎える令和7年及び団塊の世代の子が65歳に達し始める令和22年の介護サービス需要の見込みを踏まえ、高齢者となっても、住みなれた地域で自立した生活を安心して続けることができる我孫子市とする必要があります。第7期計画に引き続き、医療、介護、予防、住まい及び日常生活等の支援が、次のように住みなれた地域で確保・提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けより充実を図っていきます。

さらに、第8期計画では、誰もが、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会の実現」に向けて取り組んでいきます。

- 地域の中で住民同士が互いに助け合い、支え合っています。
- 今までの知識や経験を活かして、社会参加し生きがいを持った生活を送っています。健康維持のため、身近な地域で健康づくりや介護予防に参加しています。
- 介護が必要であっても、自分のライフプランにあわせた生活を継続することができます。
- 高齢者向け住宅や介護保険施設が地域に整備され、できる限り住みなれた地域で生活を継続することができる住宅環境が整っています。
- 身近なところに相談窓口があり、必要なサービスが24時間365日提供され、安心して生活を送ることができます。



* 厚労省資料より抜粋

2 基本目標並びに重点施策

(1) 基本目標

計画の基本理念及び令和7年及び令和22年を見据えた目指す姿を踏まえ、第8期計画における6つの基本目標を以下のとおり設定します。

◆計画の基本理念

「住みなれた地域で安心してらせる」ことを
誰もが実現できる「しくみ」を創造して行く



◆令和22年を見据えた目指す姿

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す



◆第8期計画における基本目標

【基本目標1】支え合う地域（人）環境づくり

地域包括ケアシステムの実現のためには、住みなれた地域における住民同士の結びつきが重要であることから、住民が高齢者を支えるしくみづくりに取り組みます。

【基本目標2】健康で生きがいのあるくらしの実現

高齢者が、いつまでも元気にくらすためには、心身ともに健康で生きがいを実感できることが大切です。そのためには、体力や能力等に応じて社会参加や地域における交流活動に取り組めるように支援します。

【基本目標3】自立した生活の継続

住みなれた地域で自分らしい自立した生活を継続するためには、高齢者自身も介護予防等に主体的に取り組む必要があります。一方で、加齢や疾病等でなんらかの支援や介護が必要となった場合には、安心して必要な支援やサービスが受けられる状態を確保します。

【基本目標4】安全・安心な居住環境の確保

高齢者にとって、安全・安心な住まいの確保は、日常生活の質を大きく左右します。できる限り住みなれた地域で、安全・安心な住環境を確保するとともに、心身の状態に応じた適切な住まいを確保するためのサービスの充実に取り組みます。

【基本目標5】高齢者の生活を支える体制・しくみづくり

地域包括ケアシステムの中核を担う高齢者なんでも相談室の機能を充実するとともに、医療と介護が連携し、地域や家庭での高齢者の生活を支える体制・しくみを構築します。併せて介護に携わる家族やサービス事業者に対する情報提供等の支援を行います。

【基本目標6】介護保険制度の適切な運営

地域での適切な介護サービス等を提供するために、住民のニーズを見極め、負担と給付のバランスを考えながら適切かつ効率的な介護保険制度の運営を行います。

(2) 重点施策

第5章で掲げた課題を踏まえ、7つの重点施策を位置づけ、第8期計画期間における取組方針を示すこととします。

各施策の推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の視点をもって行うこととします。

◆重点施策 1

2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備



- 令和7（2025）年・令和22（2040）年の介護サービス需要の見込みを踏まえ、サービスを必要としている方を的確にサービス利用につなげることができるよう、市民への介護サービスの周知と、事業所がサービス提供体制を維持していくことができるよう支援します。
- 介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備を行い、医療計画や地域医療構想等の関連計画等との整合性を図ります。
- 介護ニーズが急速に高まる令和7年、その後、支え手となる現役世代人口が減少していく令和22年に備え人材確保の強化を図ります。
- 高齢化の進展にともない介護給付費の増大が見込まれるなか、介護保険制度の安定的な運営を図ります。

「SDGs」って？

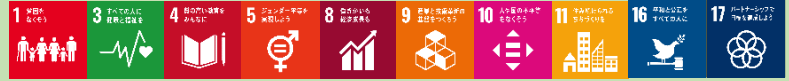
2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年を年限とする17の国際目標のことで

- ①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を
- ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう ⑥安全な水とトイレを世界中に
- ⑦エネルギーをみんなに そしてクリーンに ⑧働きがいも経済成長も
- ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう ⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを
- ⑫つくる責任 つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を
- ⑭海の豊かさを守ろう ⑮陸の豊かさを守ろう ⑯平和と公正をすべての人に
- ⑰パートナーシップで目標を達成しよう

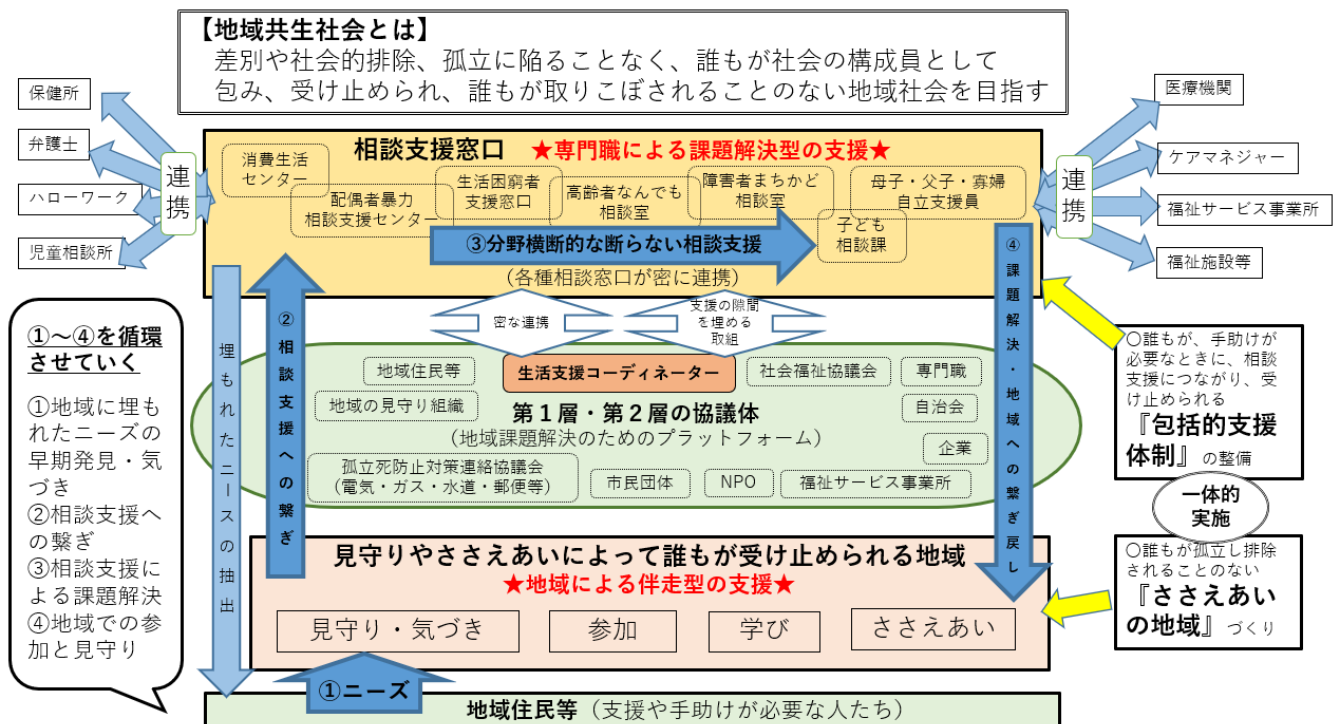


◆重点施策2

地域共生社会の実現

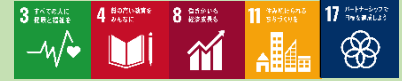


- 課題が複雑化・複合化するケースや、制度や支援の隙間・狭間に落ちてしまうケースなど、いわゆる支援困難事例への対応が増加しています。支援の隙間を埋め、対応力・課題解決力を高めるため、障害福祉支援課や社会福祉課等、さまざまな相談窓口との連携体制を強化していきます。誰もが必要なときに相談支援に繋がり、受け止められる「包括的支援体制」の整備を進めるため、我孫子市高齢者なんでも相談室の機能の見直しを行います。
- 市民団体やNPO、福祉サービス提供事業所や企業など、地域を構成するさまざまな主体が集い、地域生活課題について議論する場である、第1層協議体（高齢者地域ささえあい会議）、および第2層協議体（高齢者地域ささえあい活動）において、それらの中核となる生活支援コーディネーターが中心となって、ささえあいの仕組みづくりを推進するとともに、各地域で行っている見守り活動を支援していきます。
- 相談支援が必要な状態にも関わらず、相談支援に繋がっていない高齢者等の見守り機能を強化するため、地域の電力、ガス、郵便、新聞、宅配等の民間事業者との連携体制を整備し、支援が必要な高齢者の早期発見と早期介入を図ります。
- 従来個別であった障害福祉サービスと介護保険サービスを同一の事業所で受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに位置づけられた「共生型サービス」については、今後新たに利用希望の相談や事業者から指定申請があった場合は、速やかに対応します。

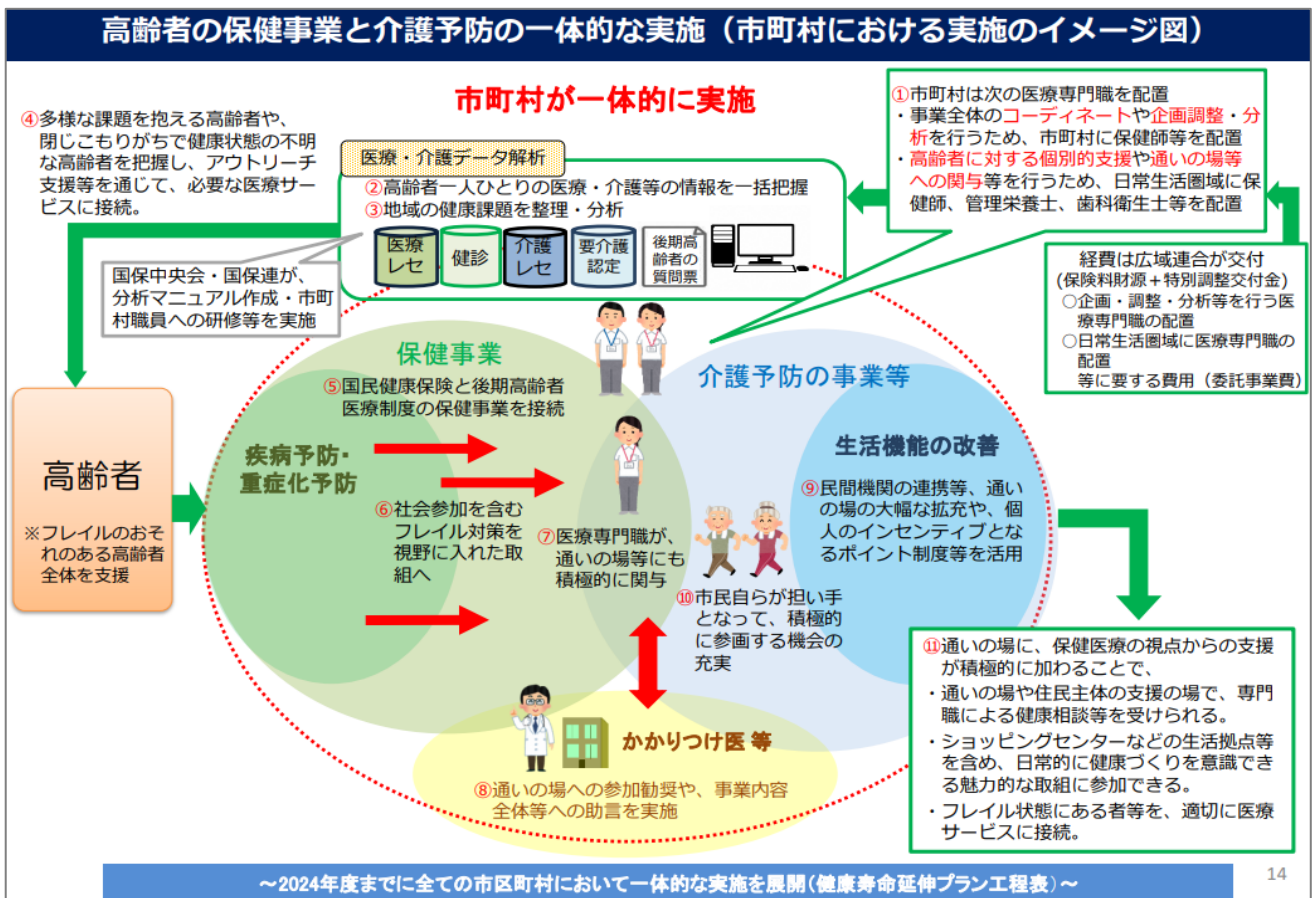


◆重点施策3

介護予防・健康づくり施策の充実・推進



- 可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態等となることの予防及び、要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため、介護予防・健康づくりの取組を強化し、健康寿命の延伸を図ります。
- 高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境を整えるとともに、フレイル状態にある高齢者については、適切な医療サービス等につなげられるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、疾病予防・重度化防止の促進を目指します。
- 在宅医療と介護連携の推進において、看取りや認知症への対応強化を図ります。
- リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進します。
- 一般介護予防事業の推進において、具体的な取組や目標を明確にするとともに、効果的・効率的な事業となるよう、PDCAサイクルに沿って取組を推進します。

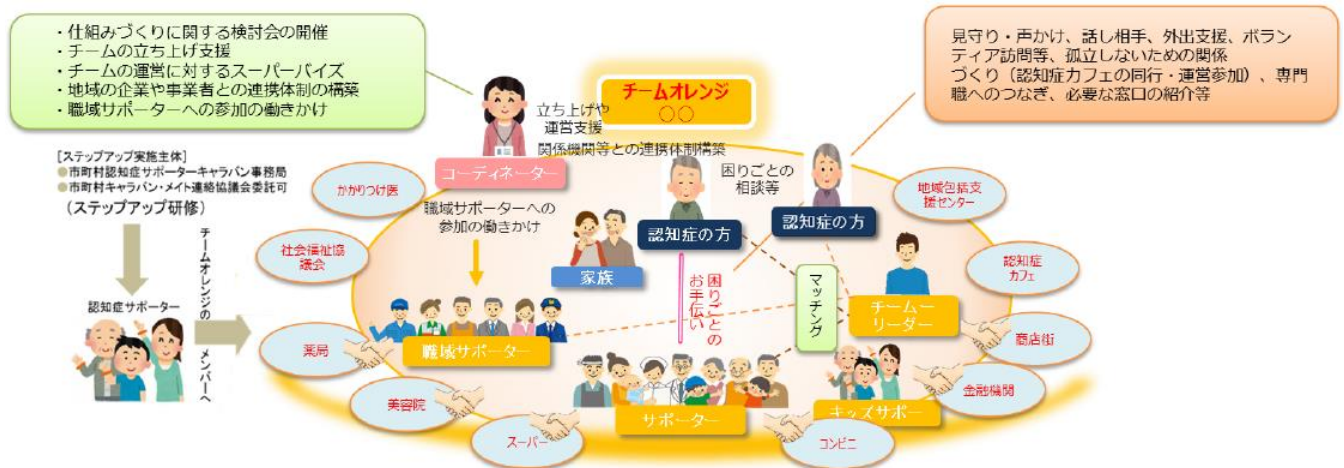


◆重点施策4

認知症施策の推進



- 認知症の発症を遅らせ、認知症になってもできる限り住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進し、「認知症になっても安心して暮らせるまち我孫子」を目指します。
- 一般市民や小中学生等幅広い世代へ認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及と認知症の理解の促進を図るとともに、認知症サポーターの活躍の場の促進を図ります。
- 社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性があることから、身近な地域の通いの場における活動の推進を推進します。
- 認知症が疑われる人や認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、適切な医療・介護保険サービス等に速やかにつなぐ取組の更なる強化を図ります。
- 認知症の人の介護者の負担軽減や自身の生活との両立が図れるよう、認知症の方の家族のつどい等、介護者への支援を推進します。



* 厚生労働省資料より抜粋

◆重点施策5

介護人材確保及び業務効率化の取組の強化



- 今後も必要となる介護人材を安定して確保するため、ハローワークや介護サービス事業者連絡協議会と連携して、新卒者等を対象とした施設見学会や合同説明会を開催していきます。
- 小中高等学校の児童・生徒を対象に、介護職場の体験研修を通じた介護職への就業意欲を高める取組み等、人材確保に資する事業の展開を検討していきます。
- 文書作成に係る負担軽減のため、各種の申請様式・添付書類や手続きを国の方針に基づき、県と連携しながら簡素化すると共に、様式記入例を作成するなど、作成書類の標準化を進めます。また、ICTを活用した申請も進め、業務の一層の効率化を図っていきます。
- 市内の介護施設等でのボランティア活動を通じて高齢者の社会参加と介護予防に役立つとともに、活動状況に応じて交付金を受け取ることができる介護保険ボランティアポイント制度について、実施します。また、より幅広い世代にボランティア活動が浸透する制度への見直しを進めます。
- 今後増加する要介護認定者に対応するため、介護認定調査業務において、新規調査員の育成を進めるとともにICTの活用により調査業務の効率化を進めます。

◆重点施策6

施設整備の推進



- 専門的な介護を必要とする在宅での介護が困難な高齢者が住みなれた地域で安心してくらししていくためのサービスを提供する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、要介護3以上の入所待機者が増加傾向にあることや、今後も要介護認定者やひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、新たに1施設100床の施設整備を進めます。合わせて、地域の高齢者の生活を支援するデイサービスやショートステイを併設し、「地域の介護施設の拠点」とします。
- 高齢者が住み慣れた地域において自分らしい暮らしをより長く続けていくために、「自宅」と「介護施設」の中間的な役割を果たしている住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、県と市において更なる情報連携を図り、情報発信を進めます。

◆重点施策7

災害や感染症対策に係る体制整備



- 東日本大震災においては、布佐地区などの低地において液状化現象が発生し、建物、塀、電柱、道路及び電気、水道、下水道などのライフラインに大きな被害が生じました。また、台風や集中豪雨による内水浸水や手賀沼の水位上昇による湖岸堤からの越水により、布佐地区や若松地区などで床上・床下浸水などの被害が生じていることから、介護保険施設等における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成を支援し、避難訓練の実施を促進します。
- 介護保険施設等において災害や感染症の発生時に必要な物資について、備蓄・調達を進めるとともに、災害発生時においては、「福祉施設入所者の支援マニュアル」に基づき、各施設の被害状況や入所者の状況確認に努め、関係部局と連携して、迅速に必要な物資の支援、応援を行います。
- 我孫子市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、更新、情報共有を行うとともに、迅速かつ的確な避難行動を実施するための避難支援対策の充実、強化を図ります。
- 介護保険施設等における新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症防止の取組を継続するとともに、感染者が発生した施設に対して、千葉県および関係団体と連携した支援や応援体制の構築を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う通いの場の活動自粛下において、高齢者の閉じこもりや体調不安の増加に対応するため、居宅においても健康を維持するための必要な情報発信について広報を行います。

3 施策体系

基本理念の実現に向け、6つの基本目標ごとに施策・具体的事業を分類し体系化しました。

| 基本理念 「住みなれた地域で安心してくらせる」ことを誰もが実現できる「しくみ」を創造していく | 基本目標 | 施策 | 重点施策 | 具体的な事業 | 対象 |
|---|--------------------|-------------------------------|------------------------------|---|---------------------|
| | 1 支え合う地域（人）環境づく | (1) 支え合い (高齢者福祉及び介護)への理解促進 | | | ①高齢者福祉・介護に関する情報提供事業 |
| ①-1 高齢者福祉サービス、介護保険サービス | | | | | |
| ①-2 出前講座等への市職員派遣 | | | | | |
| ②権利擁護に関する普及啓発事業 | | | | | |
| ③成年後見制度利用支援事業 | | | | | |
| ④苦情・相談対応事業 | | | | | |
| (2) 地域における支え合い活動の推進 | | ◆2 | ①地域高齢者安心ネットワーク ②孤立死防止対策事業 | | |
| 2 健康で生きがいのあるくらしの実現 | (1) 健康づくりの推進 | | ◆3 | ①健康相談事業 | 全ての高齢者 |
| | | | | ②健（検）診 | |
| | | | | ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 | |
| | | | | ④高齢者インフルエンザ、肺炎球菌感染症予防 | |
| | (2) 就労の支援 | | | ①シルバー人材センター運営支援事業 | |
| | (3) 地域における交流活動の促進 | | | ①高齢者クラブへの支援 | |
| | | | | ②きらめきデイサービス事業 | |
| | | | | ③おやすみ処 | |
| | (4) 生きがいづくりの促進 | | ◆5 | ①介護保険ボランティアポイント制度 | |
| | | | | ②老人福祉センターの運営 (老人福祉センターつつじ荘、西部福祉センター) | |
| ③敬老祝金贈呈事業 | | | | | |
| ④生涯学習への支援（長寿大学） | | | | | |
| ⑤社会参加への機会の支援 | | | | | |

基本理念：「住みなれた地域で安心してくらせる」「ことを誰もが実現できる」「しくみ」を創造していく

| 基本目標 | 施策 | 重点施策 | 具体的な事業 | 対象 |
|-------------------|-----------------|--|---------------------|--------|
| 3 自立した生活の継続 | (1) 総合的な介護予防の推進 | ◆ 3 | ①訪問型サービス（対象：主に要支援者） | 全ての高齢者 |
| | | | ②通所型サービス（対象：主に要支援者） | |
| | | | ③一般介護予防事業 | |
| ③-1 介護予防普及啓発事業 | | | | |
| ③-2 地域介護予防活動の支援 | | | | |
| ◆ 5 | | ③-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業【P52 再掲】 | | |
| | | ③-4 介護保険ボランティアポイント制度【P52 再掲】 | | |
| ◆ 3 | | ③-5 地域リハビリテーション活動支援事業 | | |
| | | ④介護予防把握事業 | | |
| | | ⑤独居者訪問事業 | | |
| (2) 日常生活支援サービスの充実 | ◆ 2 | ⑥一般介護予防事業評価事業 | 主に要支援・要介護認定者 | |
| | | ①生活支援サービス | | |
| | | ②配食サービス | | |
| | | ③寝具乾燥・消毒サービス | | |
| | | ④移送サービス | | |
| | | ⑤緊急通報システム設置事業 | | |
| | | ⑥高齢者福祉電話設置事業 | | |
| | ◆ 2 | ⑦お元気コール | | |
| | | ⑧地域高齢者安心ネットワーク【P52 再掲】 | | |
| | | ⑨孤立死防止対策事業【P52 再掲】 | | |
| (3) 居宅介護サービスの充実 | ◆ 2 | ①居宅サービス | 要支援・要介護認定者 | |
| | | ①-1 訪問介護 | | |
| | | ①-2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 | | |
| | | ①-3 訪問看護・介護予防訪問看護 | | |
| | | ①-4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション | | |
| | | ①-5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | | |
| | | ①-6 通所介護(デイサービス) | | |
| | | ①-7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイ・ケア) | | |
| | | ①-8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 | | |
| | | ①-9 短期入所療養介護(老健)・介護予防短期入所療養介護(老健) | | |
| | | ①-10 短期入所療養介護(病院等)・介護予防短期入所療養介護(病院等) | | |
| | | ①-11 居宅介護支援・介護予防支援 | | |
| | | ①-12 社会福祉法人介護サービス利用料減免 | | |

| 基本目標 | 施策 | 重点施策 | 具体的な事業 | 対象 |
|---|-----------------|----------------|---|--------------|
| 基本理念…「住みなれた地域で安心してくらせる」ことを誰もが実現できる「しくみ」を創造していく 3 自立した生活の継続 | (3) 居宅介護サービスの充実 | | ②地域密着型サービス ②-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②-2 夜間対応型訪問介護 ②-3 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ②-4 看護小規模多機能型居宅介護 ②-5 地域密着型通所介護 | 要支援・要介護認定者 |
| | (4) 認知症施策の推進 | ◆ 4 ◆ 4 | ①認知症早期支援 ①-1 認知症初期集中支援推進事業 ①-2 認知症ケアパスの普及 ①-3 認知症地域支援推進員の配置 ②認知症対応の介護保険サービス ②-1 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ②-2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ②-3 認知症対応型共同生活介護事業所の利用料助成事業 ③地域でのネットワークづくり（認知症高齢者見守り事業） ③-1 認知症サポーターの養成 ③-2 徘徊探知システム貸与事業 ③-3 認知症高齢者等見守りシール交付事業 ③-4 SOSネットワーク事業 ④交流の場支援 ④-1 認知症家族介護支援事業 ④-2 認知症カフェ事業 ⑤認知症に携わる多職種連携 ⑤-1 認知症地域支援員の配置【P54 再掲】 ⑤-2 認知症ケアに携わる多職種研修の推進 | 主に要支援・要介護認定者 |

基本理念：「住みなれた地域で安心してくらせる」ことを誰もが実現できる「しくみ」を創造していく

| 基本目標 | 施策 | 重点 施策 | 具体的な事業 | 対象 |
|-----------------|------------------------------------|----------|--|------------|
| 4 安全・安心な居住環境の確保 | (1) 施設介護 サービスの 充実 | | ①施設サービス (介護老人福祉施設、介護老人保健施設等) | 要支援・要介護認定者 |
| | | ◆6 | ①-1 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | |
| | | | ①-2 養護・特別養護老人ホーム入所措置、 やむを得ない事由による措置 | |
| | | | ①-3 介護老人保健施設 | |
| | | | ①-4 指定介護療養型医療施設 (療養病床等) | |
| | | | ①-5 特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護 | |
| | | | ②地域密着型老人福祉介護 | |
| | | | ②-1 地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護 | |
| | | | ②-2 地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| | | | ③介護相談員派遣事業 | |
| 4 安全・安心な居住環境の確保 | (2) 安全・安心な 住宅及び室内 空間の確保 | | ①高齢者向け住宅整備・供給事業 | 要支援・要介護認定者 |
| | | | ①-1 高齢者賃貸住宅住み替え助成事業 | |
| | | | ①-2 ケアハウス | |
| | | ◆6 | ①-3 住まいに関する情報提供 | |
| | | | ②住宅改修 | |
| | | | ②-1 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給 | |
| | | | ②-2 住宅改造費助成事業 | |
| | | | ②-3 福祉用具・住宅改修支援事業 | |
| | | | ③福祉用具事業 | |
| | | | ③-1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 | |
| | ③-2 特定福祉用具購入費・ 特定介護予防福祉用具購入費の支給 | | | |

| 基本目標 | 施策 | 重点 施策 | 具体的な事業 | 対象 |
|---|-----------------------|----------------------|-------------------------------|---|
| 基本理念…「住みなれた地域で安心してくらせる」「ことを誰もが実現できる「しくみ」を創造していく | 5 高齢者の生活を支える体制・しくみづくり | (1) 高齢者なんでも相談室の機能の充実 | ①介護予防ケアマネジメント事業 | 福祉・介護に関わる関係機関、事業者、家族等 主に要支援・要介護認定者 |
| | | | ②包括的・継続的ケアマネジメント事業 | |
| | | | ◆2 ③地域包括ケア会議の推進 | |
| | | | ④総合相談支援事業 | |
| | | | ⑤権利擁護事業 | |
| | | (2) 在宅医療・介護連携の推進 | ◆3 ①現状分析・課題抽出・施策立案 | |
| | | | ①-1 地域の医療・介護資源の情報提供 | |
| | | | ①-2 在宅医療・介護連携の推進と対応策の検討 | |
| | | | ①-3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | |
| | | | ②対応策の実施 | |
| | | | ②-1 在宅医療・介護関係者に関する相談支援 | |
| | | | ②-2 地域住民への普及啓発 | |
| | | | ②-3 医療・介護関係者の情報共有の支援 | |
| ②-4 医療・介護関係者の研修 | | | | |
| ③在宅医療・介護に関する近隣市の連携 | | | | |
| (3) 高齢者福祉・介護を支える人・事業者への支援 | ◆5 ①事業者の人材育成・確保支援事業 | | | |
| | ②家族介護支援事業 | | | |
| | ③介護者訪問事業 | | | |
| | ◆2 ④総合相談支援事業【P56再掲】 | | | |
| (4) 災害や感染症対策に係る体制整備 | ◆7 ①災害対策計画の作成と避難訓練の実施 | | | |
| | ②避難行動要支援者への対応 | | | |
| | ③感染症対策 | | | |
| 6 介護保険制度の適切な運営 | (1) 介護保険制度の安定的な運営 | ◆1 ①介護保険料算定・収納事業 | 介護保険とその運営者(市) | |
| ②介護給付等費用適正化事業 | | | | |
| ③要介護認定適正化事業 | | | | |
| ④市民参加による介護保険事業 | | | | |

第7章 ビジョン実現に向けた取り組み

1 支え合う地域（人）環境づくり

（1）支え合い（高齢者福祉及び介護）への理解促進

①高齢者福祉・介護に関する情報提供事業

市民に高齢者福祉サービスの情報提供を行うとともに、介護保険サービスの内容や事業所を選択・決定するための情報提供を行います。

①-1 高齢者福祉サービス、介護保険サービスのパンフレット等の作成・配布

高齢者福祉サービスの内容を掲載したパンフレットや介護保険サービスの内容等を解説したパンフレットを作成し、市役所や高齢者なんでも相談室での相談時等に配布します。また、ホームページに介護保険の保険料やサービス費用等について掲載します。

①-2 出前講座等への市職員派遣

市民が開催する講座や勉強会等へ講師として市職員を派遣し、介護保険制度や市のサービス、介護予防、体力づくり、権利擁護等の情報を積極的に提供します。また、市民と直接対話できる場でもあることから、今後の介護保険を含めた、まちづくりについての意見交換の機会として捉え、得られた意見を施策に反映させていきます。

②権利擁護に関する普及啓発事業

高齢者の権利擁護に関する市民の理解を深め、高齢者虐待の防止や早期発見ができるよう、ホームページに高齢者虐待の防止について掲載するとともに隔年で高齢者虐待防止講演会を開催します。

③成年後見制度利用支援事業

認知症により判断能力が不十分となった場合、財産管理や契約等の手続に成年後見制度※による支援が必要となりますが、2親等以内の親族がいない場合、又は親族がいても申立てを拒否している場合や、虐待により親族申立てが不可能な場合には、市長による申立てを積極的に実施します。なお、低所得者に対しては、市長申立てに係る手続費用及び後見人等の報酬について助成します。

また、成年後見人等の担い手として期待される市民後見人の積極的活用や支援に取り組みます。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------------------------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 成年後見制度等利用支援事業 (市長申立て) | 件数 | 6件 | 5件 | 20件 | 20件 | 20件 | 20件 |
| 成年後見制度等利用支援事業 (後見人報酬扶助) | 件数 | 28件 | 22件 | 30件 | 43件 | 51件 | 58件 |

④苦情・相談対応事業

高齢者支援課に苦情・相談窓口を設置し、地区担当職員、介護保険担当職員、介護保険調整委員会※の3段階で対応します。また、苦情・相談対応を充実させるため、千葉県や国民健康保険団体連合会との意見交換及び職員研修を積極的に行います。

(2) 地域における支え合い活動の推進

①地域高齢者安心ネットワーク

高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしく暮らしていくために、地域住民による見守りの仕組みを充実させていきます。既存のネットワークの活動をバックアップするとともに、未整備地区でのネットワーク構築を進めます。未整備地区については、生活支援体制整備事業における第2層協議体（高齢者地域ささえあい活動）を通じて、高齢者なんでも相談室と連携しながら、地域の実情に合った仕組みの構築を目指します。

②孤立死防止対策事業

家族や地域との関わりがない、相談支援が必要な状態にも関わらず適切な支援につながないなど、地域社会から孤立している方、孤立するおそれのある方を早期に把握し、適切な支援につなげる仕組みを整備します。

地域の見守り組織や民生委員、電力、ガス、郵便、新聞、宅配業者など、孤立のリスクを発見する可能性がある機関において、異変を感じたり、心配な方を発見したときに、情報を提供していただくための連携体制を強化していきます。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 孤立死防止通報件数 | 件数 | 3件 | 1件 | 4件 | 6件 | 8件 | 10件 |

2 健康で生きがいのあるくらしの実現

(1) 健康づくりの推進

①健康相談事業

身近な相談機関である市内5ヶ所の高齢者なんでも相談室において、個別の健康相談に応じて、健康状態や生活習慣の把握及び指導・助言を実施し、健康の保持・増進を図ります。また、介護の必要な方については、生活の状態にあった介護保険や保険外サービスの利用を含め高齢者や家族に対する総合的な相談支援を継続して実施します。

②健（検）診

疾病の早期発見・早期治療を図るため、40歳以上75歳未満の特定健康診査、75歳以上の長寿健康診査、結核検診及び各種がん検診を実施します。（健康づくり支援課）

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

健康状態不明者の状況を把握し、必要に応じて保健指導・医療の受診勧奨・介護サービス等の利用につなげます。（ハイリスクアプローチ）

地域の通いの場に専門職が出向き、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、疾病予防・重症化予防の取組を推進します。（ポピュレーションアプローチ）

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 健康状態の把握率 | — | — | — | 55% | 60% | 65% |

④高齢者インフルエンザ、肺炎球菌感染症予防

インフルエンザや肺炎球菌感染症に対する重症化を予防するため、65歳以上の高齢者に、今後も引き続き予防接種を勧めます。（健康づくり支援課）

(2) 就労への支援

①シルバー人材センター運営支援事業

シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献している組織です。市からシルバー人材センターへ補助金を交付し支援することで、就労に向けた研修や就労支援の充実を図り、

退職後も働く意欲と能力を持った高齢者に、社会の担い手となって活躍する機会を提供するとともに、働くことを通して高齢者の豊かな生活づくりを促進し「生涯現役社会」を目指します。

また、シルバー人材センター内にある、訪問型サービスの事業者「ヘルパーステーション・シルバーきずな」は、介護予防・日常生活支援総合事業の人員基準を緩和した訪問型サービスAとして、平成28年4月1日から指定しています。

このように、シルバー人材センターは、就労やボランティア活動の機会を提供し、高齢者の生きがいの創出という点での地域社会への貢献だけでなく、介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の担い手という側面もあります。そのため、今後もシルバー人材センターの機能の強化を図り、ニーズに合った事業の開発を積極的に進めていけるよう支援します。

(3) 地域における交流活動の促進

①高齢者クラブへの支援

高齢者の地域交流や健康増進、いきいきした生活づくりを推進しているシニアクラブの自主活動を支援します。また、高齢者の生活環境の多様化に伴い、シニアクラブの会員数が減少傾向にあるため、地域との関わりを深め、高齢者の社会的孤立感の解消を図るとともに、特に男性高齢者や前期高齢者の参加が促進されるようシニアクラブ連合会と連携し、加入促進活動を支援します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| シニアクラブ会員数 | 2,013人 | 2,012人 | 1,976人 | 2,010人 | 2,010人 | 2,010人 |

②きらめきデイサービス事業【P63再掲】※「強化型」についてはP64にも掲載

高齢者を対象に、地域交流・社会参加・健康づくり・寝たきり予防を目的とした集いの場「きらめきデイサービス事業」を地域に密着した公共施設等で開催します。会話などの集い活動をメインとした「従来型」と、介護予防をメインの活動とした「強化型」があります。また、新規強化型きらめきデイサービス開設場所については、未整備地区に開設できるよう取り組みます。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|--------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1月当たり利用者数 (従来型) | 483人 | 411人 | 210人 | 430人 | 410人 | 390人 |
| 1月当たり利用者数 (強化型) | 1,078人 | 929人 | 510人 | 1,060人 | 1,120人 | 1,170人 |

※介護予防の取り組みを行うきらめきデイサービスを、平成29年3月より「介護予防強化型きらめきデイサービス」として位置付けました。

③おやすみ処

高齢者の外出機会の高い理由である「買い物」に視点を置き、高齢者が気軽に集える場として、空き店舗を活用した「お休み処」を平成15年から運営しています。高齢者の閉じこもりを予防し、地域交流を促進し、健康で生きがいのある生活を支援することを目的としています。運用を担うボランティアスタッフの確保等の課題があることから、よりよい活用のため事業手法を検討していきます。

(4) 生きがいづくりの促進

①介護保険ボランティアポイント制度

市内の介護施設等でのボランティア活動を通じて高齢者の社会参加と介護予防に役立つとともに、活動状況に応じて交付金を受け取ることができる介護保険ボランティアポイント制度*を継続して実施します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------------------|------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 介護保険ボランティア ポイント制度 | 登録者数 | 583人 | 610人 | 570人 | 580人 | 590人 | 600人 |

②老人福祉センターの運営（老人福祉センターつつじ荘・西部福祉センター）

健康の増進、教養の向上、情報の交換及びレクリエーション等の場を提供し、魅力ある福祉センター運営を行うことにより、高齢者の利用を促進します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| つつじ荘年間延べ利用者数 | 36,090人 | 33,074人 | 1,000人 | 35,300人 | 35,400人 | 35,500人 |
| 西部福祉センター年間延べ利用者数 | 30,740人 | 30,503人 | 1,100人 | 30,400人 | 30,500人 | 30,600人 |

③敬老祝金贈呈事業

当該年中に満88歳、100歳に達する方に、敬老祝金を贈り、長寿を祝福するとともに高齢者福祉の増進を図ります。（令和2年度から対象年齢の見直しを実施し、80歳を対象外としています。）

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 贈呈者数（88歳） | 545人 | 566人 | 648人 | 692人 | 736人 | 780人 |
| 贈呈者数（100歳） | 16人 | 25人 | 31人 | 24人 | 26人 | 28人 |

④生涯学習への支援（長寿大学）

高齢者がより充実した生活を送るために、人間関係を深め地域の課題や地域の変化に順応した知識を習得し、地域活動・まちづくり等に高齢者自らが積極的に参加できるよう学習の場を提供します。（生涯学習課）

⑤社会参加への機会の支援

退職した方を対象に、市民と市民活動団体等とのマッチング機会である「市民のチカラまつり」を開催し、高齢者自身の社会参加と生きがいつくりの機会を提供していきます。（市民活動支援課）

| 区分 | H30年度 （実績） | R1年度 （実績） | R2年度 （見込） | R3年度 （計画） | R4年度 （計画） | R5年度 （計画） |
|-------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| イベントを通して活動を始めた人の数 | 42人 | 44人 | 20人 | 25人 | 30人 | 30人 |

3 自立した生活の継続

（1）総合的な介護予防の推進

①訪問型サービス（身体介護、掃除・洗濯・ゴミ出し等の生活支援）

要支援1、2の認定者及び65歳以上の方で日常生活に必要となる機能の状態を確認するための「我孫子市基本チェックリスト※」にて、一定以上の項目に該当する事業対象者に、高齢者なんでも相談室が行う介護予防ケアマネジメントに基づいた、訪問型サービスを提供します。

また、地域の元気な高齢者が活動を通じて自らの介護予防を推進することができるしくみづくりを目指します。

| 区分 | H30年度 （実績） | R1年度 （実績） | R2年度 （見込） | R3年度 （計画） | R4年度 （計画） | R5年度 （計画） |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 訪問型サービス | 57,302千円 | 60,084千円 | 60,822千円 | 66,898千円 | 68,556千円 | 70,608千円 |

②通所型サービス（食事、入浴、機能訓練等の支援）

要支援1、2の認定者及び65歳以上の方で日常生活に必要となる機能の状態を確認するための「我孫子市基本チェックリスト」にて、一定以上の項目に該当する事業対象者に、高齢者なんでも相談室が行う介護予防ケアマネジメントに基づいた、通所型サービスを提供します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 通所型サービス | 145,368千円 | 155,529千円 | 145,618千円 | 170,341千円 | 175,440千円 | 180,696千円 |

③一般介護予防事業

③-1 介護予防普及啓発事業

高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に行えるよう、「出前講座*」「きらめきデイサービス」等での集団健康教育や講演会にて、運動や口腔機能の向上、低栄養予防等、高齢期の健康づくりに関する知識の普及啓発を継続して実施します。

市内3地区（天王台、湖北台、布佐）の公園に設置しているうんどう遊具を利用した、遊具うんどう教室を開催し、健康づくりに関する知識の普及啓発を実施します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-------------------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 集団健康教育 (出前講座等) | 回数 | 48回 | 39回 | 36回 | 45回 | 46回 | 47回 |
| | 人数 | 1,091人 | 897人 | 790人 | 900人 | 910人 | 920人 |
| 遊具うんどう教室 | 回数 | 28回 | 23回 | 22回 | 28回 | 28回 | 28回 |
| | 人数 | 398人 | 277人 | 250人 | 350人 | 360人 | 370人 |

③-2 地域介護予防活動の支援

身近な地域の通いの場で、認知症予防、筋力アップ等介護予防の取り組みが行えるよう、きらめきデイサービス、その他市民団体のリーダーを対象に介護予防運動の研修を実施し、身近な地域における介護予防の取り組みを支援します。

きらめきデイサービスのリーダーを対象に年1回のフォローアップ研修を行い、活動の定着を図ります。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|--------------------|-----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| リーダー養成研修受講者延数 | 人数 | 119人 | 139人 | 140人 | 145人 | 150人 | 155人 |
| 介護予防強化型きらめきデイサービス数 | 団体数 | 18団体 | 18団体 | 16団体 | 17団体 | 18団体 | 19団体 |
| | 延人数 | 12,936 | 11,146 | 6,084人 | 12,720 | 13,440 | 14,040 |

③-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業実施【P59 再掲】

健康状態不明者の状況を把握し、必要に応じて保健指導・医療の受診勧奨・介護サービス等の利用につなげます。(ハイリスクアプローチ)

地域の通いの場に専門職が出向き、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、疾病予防・重症化予防の取組を推進します。(ポピュレーションアプローチ)

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 健康状態の把握率 | — | — | — | 55% | 60% | 65% |

③-4 介護保険ボランティアポイント制度【P61 再掲】

市内の介護施設等でのボランティア活動を通じて高齢者の社会参加と介護予防に役立つとともに、活動状況に応じて交付金を受け取ることができる介護保険ボランティアポイント制度を継続して実施します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------------------|------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 介護保険ボランティア ポイント制度 | 登録者数 | 583人 | 610人 | 570人 | 580人 | 590人 | 600人 |

③-5 地域リハビリテーション活動支援事業

平成29年度から、我孫子市リハビリテーション協会に所属する専門職が、市民団体リーダー向けの介護予防運動の研修会に参加しています。継続した支援として、身近な地域で誰もが利用できる「介護予防強化型きらめきデイサービス」と連携し、地域で住民が主体となって高齢期の健康づくりを行う場の充実を図ります。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|------------------------|-----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| リーダー養成研修 受講者延数 | 人数 | 119人 | 139人 | 140人 | 145人 | 150人 | 155人 |
| 介護予防強化型きらめき デイサービス数 | 団体数 | 18団体 | 19団体 | 16団体 | 17団体 | 18団体 | 19団体 |

④介護予防把握事業

各地区の高齢者なんでも相談室や民生委員等の関係機関と連携し収集した情報等を活用し、閉じこもりや生活習慣の乱れ等により何らかの支援が必要であると考えられる高齢者の生活状況を把握し、介護予防に関する情報提供を行うとともに介護予防活動へつなげていきます。

⑤独居者訪問事業

後期高齢者となる80歳以上の介護サービスや福祉サービスを利用していないひとり暮らしの高齢者を対象に個別訪問を実施し、健康面や生活面の状況確認と必要に応じて情報提供や支援を行います。また、75歳の介護サービスや福祉サービスを利用していないひとり暮らしの高齢者を対象に、郵送にて高齢期の健康づくりに関する情報提供を行います。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 独居者訪問件数 | 592人 | 989人 | 1,541人 | 1,560人 | 1,610人 | 1,760人 |
| 75歳郵送件数 | — | 1,158人 | 940人 | 980人 | 2,000人 | 2,030人 |

※令和元年度から75歳到達者については、訪問せず郵送対応となっているため、独居者訪問件数については、平成30年度のみ75歳到達者の訪問件数を含みます。

⑥一般介護予防事業評価事業

介護予防に関する集団健康教育（出前講座・講演会）参加者数、遊具うんどう教室参加者数の数値目標を指標として、一般介護予防事業の評価を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-------------------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 集団健康教育 (出前講座等) | 回数 | 48回 | 39回 | 36回 | 45回 | 46回 | 47回 |
| | 人数 | 1,091人 | 897人 | 790人 | 900人 | 910人 | 920人 |
| 遊具うんどう教室 | 回数 | 28回 | 23回 | 22回 | 28回 | 28回 | 28回 |
| | 人数 | 398人 | 277人 | 250人 | 350人 | 360人 | 370人 |

(2) 日常生活支援サービスの充実

①生活支援サービス

地域住民やNPO法人等の多様な主体がサービス提供の担い手となり、高齢者の様々な生活ニーズに対応する支援体制を構築・強化する取り組み（生活支援体制整備事業）を進めます。市全域を対象とする第1層の協議体（高齢者地域ささえあい会議）と、令和2年に市内6つの日常生活圏域に設置完了した第2層協議体（高齢者地域ささえあい会議）において、生活支援コーディネーターが中心となり、各日常生活圏域の実情に応じたサービス提供基盤整備と新たな生活支援サービス創出への支援を進めます。

こうしたサービス提供基盤の整備に当たっては、高齢者の社会参加、生きがいづくりを推進するため、元気な高齢者自らがサービス提供の担い手となることのできるしくみの構築も目指します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|------------------------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1層及び第2層協議体による会議開催回数 | 回数 | — | — | 19回 | 21回 | 27回 | 33回 |
| 生活支援コーディネーターが出向いた外部会議数 | 回数 | — | — | 10回 | 18回 | 24回 | 30回 |

②配食サービス

高齢者が地域における生活を継続することができるよう、低栄養状態にある高齢者の栄養改善と安否確認を目的に配食サービスの提供を行います。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 月平均利用人数 | 131人 | 116人 | 112人 | 120人 | 120人 | 120人 |
| 年間延べ配食数 | 28,465食 | 25,764食 | 26,412食 | 26,700食 | 26,800食 | 26,800食 |

③寝具乾燥・消毒サービス

寝具の乾燥消毒ができない等支援を必要とする高齢者を適切に把握し、サービスを提供します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 年間サービス提供日数 | 60日 | 60日 | 60日 | 60日 | 60日 | 60日 |
| 年間実利用人数 | 12人 | 9人 | 7人 | 10人 | 10人 | 10人 |

④移送サービス

要介護3以上の高齢者に対して、高齢者移送サービス利用券を交付し、タクシーやリフト付送迎車両等利用時にかかる費用の一部を助成します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 助成件数 | 3,253件 | 3,242件 | 2,500件 | 3,450件 | 3,460件 | 3,470件 |

⑤緊急通報システム設置事業

緊急の救助活動が必要と想定される高齢者のみの世帯や、介護者が仕事等で12時間以上不在となる世帯に、緊急通報機器を設置します。ボタン一つで受信センターに繋がり状況に応じた支援を行います。令和3年1月より、民間事業者へ事業を委託しています。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 設置台数 | 480台 | 480台 | 210台 | 210台 | 210台 | 210台 |

※平成30年度及び令和元年度の実績は、機器のリース台数です。令和2年度以降の値は、年間実設置台数となります。

⑥高齢者福祉電話設置事業

一人暮らし高齢者等で電話を所有していない低所得の方に対し、高齢者福祉電話を貸与し、日常生活における相談・助言等を行い、在宅生活の継続を支援します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 月平均貸与台数 | 13台 | 13台 | 14台 | 13台 | 12台 | 12台 |
| 年間実利用人数 | 18人 | 20人 | 20人 | 18人 | 18人 | 18人 |

⑦お元気コール

在宅での一人暮らし高齢者等を対象に、高齢者なんでも相談室から定期的に電話連絡することにより、生活上の不安を解消するとともに、安否確認を行います。支援を必要とする高齢者を適切に把握し、サービスを提供します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 提供回数 | 5,058回 | 4,958回 | 5,150回 | 5,150回 | 5,200回 | 5,250回 |
| 対象人数 | 83人 | 83人 | 92人 | 94人 | 96人 | 98人 |

⑧地域高齢者安心ネットワーク【P58 再掲】

高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしく暮らしていくために、地域住民による見守りの仕組みを充実させていきます。既存のネットワークの活動をバックアップするとともに、未整備地区でのネットワーク構築を進めます。未整備地区については、生活支援体制整備事業における第2層協議体（高齢者地域ささえあい活動）を通じて、高齢者なんでも相談室と連携しながら、地域のニーズと活動のマッチングを行い、地域の実情に合った仕組みの構築を目指します。

⑨孤立死防止対策事業【P58 再掲】

家族や地域との関わりがない、相談支援が必要な状態にも関わらず適切な支援につながないなど、地域社会から孤立している方、孤立するおそれのある方を早期に把握し、適切な支援につなげる仕組みを整備します。

地域の見守り組織や民生委員、電力、ガス、郵便、新聞、宅配業者など、孤立のリスクを発見する可能性がある機関において、異変を感じたり、心配な方を発見したときに、情報を提供していただくための連携体制を強化していきます。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 孤立死防止通報件数 | 件数 | 3件 | 1件 | 4件 | 6件 | 8件 | 10件 |

(3) 居宅介護サービスの充実

①居宅サービス（訪問介護、通所介護、通所リハビリ等）

①-1 訪問介護

介護福祉士又はホームヘルパーが、在宅の要介護高齢者を対象に、その自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の支援等を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 586,027千円 | 636,588千円 | 730,659千円 | 726,797千円 | 763,658千円 | 799,592千円 |

①-2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車により在宅の要介護高齢者等の自宅を訪問し、居室等で入浴の介護を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 48,132千円 | 44,374千円 | 47,068千円 | 45,744千円 | 46,602千円 | 47,434千円 |
| | 予防 | 366千円 | 18千円 | 9千円 | 423千円 | 495円 | 506千円 |

①-3 訪問看護・介護予防訪問看護

保健師や看護師等が、在宅の要介護高齢者等のうち病状が安定期にある者等を対象に、医師の管理下において自宅を訪問し、療養上の看護や必要な診療の補助を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 137,373千円 | 145,658千円 | 167,593千円 | 177,402千円 | 195,092千円 | 214,741千円 |
| | 予防 | 15,076千円 | 17,196千円 | 16,850千円 | 22,753千円 | 26,942千円 | 30,505千円 |

①-4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士等が、在宅の要介護高齢者等のうち病状が安定期にある方等を対象に、その自宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためにリハビリテーションを行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 32,277千円 | 29,037千円 | 23,097千円 | 29,848千円 | 30,520千円 | 31,176千円 |
| | 予防 | 6,925千円 | 5,648千円 | 4,220千円 | 6,891千円 | 7,434千円 | 8,260千円 |

①-5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士若しくは管理栄養士等が、在宅の要介護高齢者等に対し、療養上の管理及び指導を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 105,806千円 | 131,308千円 | 142,566千円 | 190,099千円 | 218,208千円 | 251,801千円 |
| | 予防 | 9,146千円 | 8,979千円 | 8,239千円 | 10,828千円 | 12,079千円 | 13,300千円 |

①-6 通所介護（デイサービス）

定員19名以上のデイサービスセンターで在宅の要介護高齢者に対し、入浴、食事の提供等、日常生活の介護や機能訓練を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 667,323千円 | 726,988千円 | 758,002千円 | 854,391千円 | 922,487千円 | 995,559千円 |

①-7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイ・ケア）

介護老人保健施設、病院、診療所で在宅の要介護高齢者等に対し、機能回復訓練等のリハビリテーションを行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 385,213千円 | 408,903千円 | 379,813千円 | 458,600千円 | 481,670千円 | 505,602千円 |
| | 予防 | 28,606千円 | 32,477千円 | 28,597千円 | 41,214千円 | 45,109千円 | 49,991千円 |

①-8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所施設等に短期間入所した在宅の要介護高齢者等を対象に、入浴、排せつ、食事等の日常生活の介護及び機能訓練を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 243,833千円 | 280,742千円 | 295,427千円 | 326,844千円 | 342,345千円 | 359,732千円 |
| | 予防 | 5,169千円 | 5,155千円 | 3,637千円 | 6,297千円 | 6,851千円 | 7,654千円 |

①-9 短期入所療養介護(老健)・介護予防短期入所療養介護(老健)

介護老人保健施設に短期間入所した病状が安定期にある在宅の要介護高齢者等を対象に、看護医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の介護を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 33,587千円 | 30,037千円 | 21,628千円 | 30,381千円 | 30,398千円 | 30,398千円 |
| | 予防 | 635千円 | 534千円 | 0千円 | 890千円 | 1,067千円 | 1,228千円 |

①-10 短期入所療養介護(病院等)・介護予防短期入所療養介護(病院等)

指定介護療養型医療施設、療養型病床を有する病院・診療所等に短期間入所した病状が安定期にある在宅の要介護高齢者等を対象に、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の介護を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 |
| | 予防 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 202千円 | 202千円 | 202千円 |

①-11 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者は、在宅の要介護高齢者を対象に、居宅サービスの提供が確保されるようケアプラン（居宅介護サービス計画）を作成するとともに、指定居宅サービス事業者等との連絡調整や介護保険施設に入所を要する場合には、施設の紹介等を行います。

また、介護予防支援事業者（高齢者なんでも相談室）は、在宅の要支援高齢者を対象に、介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）を作成するとともに、指定介護予防サービス事業者や指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡調整や利用者が要介護状態となった場合には、指定居宅サービス事業者や指定地域密着型サービス事業者等に連絡調整、その他の紹介等を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 374,495千円 | 388,014千円 | 410,094千円 | 439,181千円 | 465,417千円 | 493,128千円 |
| | 予防 | 21,163千円 | 23,928千円 | 24,652千円 | 31,026千円 | 32,226円 | 41,410千円 |

①-12 社会福祉法人等介護サービス利用料減免

社会福祉法人等が運営する訪問介護、短期入所、通所介護、認知症対応型共同生活介護等を利用した場合、生計が困難な低所得者に利用料の減免を行います。支援を必要とする高齢者を適切に把握し、経済的支援とサービスの利用促進を図ります。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 年間実利用者数 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

②地域密着型サービス

②-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを利用者の日々の生活状況に応じて包括的かつ継続的に提供します。

利用ニーズの把握やサービスの周知を進めます。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|--------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 介護 | 8,552千円 | 10,815千円 | 11,397千円 | 14,796千円 | 17,936千円 | 22,509千円 |

②-2 夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活を送れるよう巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

②-3 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

住みなれた地域で在宅生活を続けていけるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りながら、通所サービスを中心として、随時訪問サービス、泊まりサービスを組み合わせ提供します。新規申請者への説明に配慮し、介護保険パンフレットに独自内容を加えて説明する等、今後の利用促進に向けて周知を図ります。

日常生活圏域全てに施設が整備されているため、第8期計画においては、新たな施設整備は行いません。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) | |
|-----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| 給付費 | 介護 | 166,517千円 | 188,780千円 | 155,103千円 | 248,771千円 | 274,282千円 | 302,618千円 |
| | 予防 | 12,287千円 | 12,242千円 | 8,004千円 | 12,573千円 | 13,081千円 | 13,081千円 |

②-4 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組合せ、介護と看護を一つの事業所が一体的にサービスを提供します。

②-5 地域密着型通所介護

定員18名以下のデイサービスセンターで在宅の要介護高齢者に対し入浴、食事の提供等、日常生活の介護や機能訓練を行います。

地域密着型通所介護事業所の適切なサービス供給量を維持すると共に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、小規模多機能型居宅介護の普及の観点から、第8期計画においては、新規の指定は行いません。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 361,374千円 | 362,246千円 | 331,904千円 | 379,332千円 | 387,525千円 | 395,127千円 |

(4) 認知症施策の推進

① 認知症早期支援

①-1 認知症初期集中支援推進事業

医療と介護の専門職が、認知症や認知症の疑いのある方及びその家族を訪問し、必要な医療や介護保険サービス等の利用につなげるため、認知症初期集中支援チームを高齢者支援課内に設置し、概ね6ヶ月を目安に包括的、集中的な相談支援を行います。また、「認知症初期集中支援チーム」の活動内容について、広報・ホームページへの掲載や出前講座の機会等を通じて広く市民への周知を図ります。

①-2 認知症ケアパスの普及

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族がいつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるか情報を集約した、認知症ケアパス（認知症の症状に応じた適切なサービスの流れ）の更なる普及を図ります。

①-3 認知症地域支援推進員の配置

高齢者支援課内及び市内5地区の高齢者なんでも相談室に認知症地域支援推進員を1人以上配置し、高齢者なんでも相談室を認知症の人やその家族が、気軽に相談できる場所として位置づけます。さらに、認知症地域支援推進員は、状況に応じて必要な医療や介護サービスが受けられるよう、関係機関との連携体制を推進するとともに、認知症初期集中支援チームの紹介や認知症ケアパスの普及等、地域の実情に応じた相談支援体制の構築を図ります。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 認知症地域支援推進員数 | 17人 | 13人 | 11人 | 18人 | 19人 | 20人 |

②認知症対応の介護保険サービス

②-1 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が可能な限り在宅で生活できるよう、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能及び生活機能の維持・向上を目指します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 18,689千円 | 24,703千円 | 25,753千円 | 32,680千円 | 36,027千円 | 39,366千円 |
| | 予防 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 |

②-2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホームにおいて、認知症の症状のある居宅要介護者等を対象に、共同生活により、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

日常生活圏域全てに施設が整備されているため、第8期計画においては、新たな施設整備は行いません。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 497,523千円 | 504,285千円 | 507,423千円 | 527,577千円 | 539,610千円 | 549,736千円 |
| | 予防 | 896千円 | 0千円 | 0千円 | 1,207千円 | 1,208千円 | 1,208千円 |

②-3 認知症対応型共同生活介護事業所の利用料助成事業

経済的理由により認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の入居が困難、又は入居を継続することが困難となった認知症高齢者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、入居費用を助成します。心身の状況により、認知症グループホームでのケアが必要な方で、経済的に入居が困難な対象者を適切に把握し、サービス利用につなげます。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 年間実利用者数 | 18人 | 20人 | 14人 | 18人 | 18人 | 18人 |

③地域でのネットワークづくり（認知症高齢者見守り事業）

③-1 認知症サポーターの養成

地域で認知症の人とその家族を支え、誰もがくらしやすい地域を実現できるよう、市内の企業や小中学生等、幅広い世代を対象に認知症サポーターを養成します。併せて、認知症サポーター養成講座の講師（キャラバンメイト）の養成も継続して取り組みます。認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進するため、認知症サポーターが活躍できる体制の構築を図ります。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 認知症サポーター 養成講座受講者数 | 10,431人 | 12,234人 | 12,800人 | 13,800人 | 14,800人 | 15,800人 |

③-2 徘徊探知システム貸与事業

ひとり歩き（徘徊）高齢者を早期に発見・保護できるしくみとして、ひとり歩き（徘徊）のおそれのある認知症高齢者に対して、GPSを利用した徘徊探知システム貸与事業を継続して実施します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 月平均利用人数 | 9人 | 11人 | 17人 | 11人 | 11人 | 11人 |
| 年間実利用人数 | 19人 | 18人 | 18人 | 19人 | 19人 | 19人 |

③-3 認知症高齢者等見守りシール交付事業

認知症等によるひとり歩き（徘徊行動）がみられる高齢者を介護している家族等に見守りシールを交付し、ひとり歩き（徘徊行動）をしている高齢者等の安全を確保するとともに、介護者等の精神的負担の軽減を図ります。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 見守りシール交付延べ人数 | — | — | 10人 | 20人 | 30人 | 40人 |

③-4 SOSネットワーク事業

所在不明となった認知症高齢者に対し、捜索依頼に基づき警察やコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の協力機関が市と連携して、早期発見・保護に努めます。また、家族の希望に基づき防災行政無線により市民に行方不明者の情報提供の呼びかけを行います。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----------------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| SOSネットワーク FAX会員送信件数 (65歳以上) | 21件 | 30件 | 20件 | 30件 | 30件 | 30件 |

④交流の場支援

④-1 認知症家族介護支援事業

認知症の人を介護する家族の身体的・精神的負担を軽減するため、家族の交流とピアカウンセリング*を目的に、認知症の方の家族のつどい「あびこ」を年6回、偶数月に開催します。

④-2 認知症カフェ事業

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が気軽に集え、認知症の人を支えるつながり等を支援する「認知症カフェ」の運営支援を行います。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 認知症カフェ設置数 | 2箇所 | 7箇所 | 6箇所 | 6箇所 | 7箇所 | 8箇所 |

⑤認知症に携わる多職種連携

⑤-1 認知症地域支援推進員の配置【P73再掲】

高齢者支援課内及び市内5地区の高齢者なんでも相談室に認知症地域支援推進員を1人以上配置し、高齢者なんでも相談室を認知症の人やその家族が、気軽に相談できる場所として位置づけます。さらに、認知症地域支援推進員は、状況に応じて必要な医療や介護サービスが受けられるよう、関係機関との連携体制を推進するとともに、認知症初期集中支援チームの紹介や認知症ケアパスの普及等、地域の実情に応じた相談支援体制の構築を図っていきます。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 認知症地域支援推進員数 | 17人 | 13人 | 11人 | 18人 | 19人 | 20人 |

⑤-2 認知症ケアに携わる多職種研修の推進

認知症について、医療も介護も生活の一部であることを十分に意識し、医療と介護関係者が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくため、医療と介護に携わる専門職を対象に、講演会や事例検討会を開催します。

4 安全・安心な居住環境の確保

(1) 施設介護サービスの充実

①施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）

①-1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則要介護3以上の方を対象に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

待機者の増加により、第8期計画においては、新たに1施設100床を整備します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 給付費 | 介護 | 1,710,295 千円 | 1,738,886 千円 | 1,798,510 千円 | 1,893,723 千円 | 1,987,765 千円 | 2,087,439 千円 |

①-2 養護・特別養護老人ホーム入所措置、やむを得ない事由による措置

老人福祉法第11条第1項第1号及び第2号に定めるところにより、入所措置が必要な高齢者については、速やかに養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの措置を行います。

措置が必要な方に対しては、適宜老人ホーム入所判定委員会を開催し、措置の開始、変更又は廃止についての要否判定を行います。

「やむを得ない事由による措置」により居宅における介護等を要する対象者に対しては、老人福祉法第10条の4第1項各号の規定において適切に対応します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|------------------|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 養護・特別養護老人ホーム入所措置 | 被措置者数 | 8人 | 7人 | 8人 | 8人 | 9人 | 9人 |
| やむを得ない事由による措置 | 被措置者数 | 2人 | 5人 | 8人 | 8人 | 9人 | 9人 |

①-3 介護老人保健施設

要介護者を対象に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能回復訓練その他必要な医療、並びに日常生活上の介護を行います。

第7期計画において、1施設100床を整備する予定でしたが、整備に遅延が生じ、令和3年度に開設する予定です。第8期計画においては、新たな施設整備は行いません。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 1,377,977千円 | 1,464,216千円 | 1,524,460千円 | 1,624,819千円 | 1,690,983千円 | 1,758,692千円 |

①-4 指定介護療養型医療施設(療養病床等)

療養病床等を有する病院又は診療所であって、病状が安定期の要介護者を対象に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能回復訓練等必要な医療を行います。

施設新設は国が認めないことから、施設整備は行いません。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 11,223千円 | 5,774千円 | 23,287千円 | 11,735千円 | 12,611千円 | 12,611千円 |

①-5 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入居している在宅要介護者等に対して、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行います。

第8期計画においては、新たな施設整備は行いません。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 575,078千円 | 648,306千円 | 689,173千円 | 789,756千円 | 868,714千円 | 955,603千円 |
| | 予防 | 39,964千円 | 36,446千円 | 37,328千円 | 44,129千円 | 48,505千円 | 53,352千円 |

②地域密着型サービス

②-1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設において、原則要介護3以上の方に対し日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

第8期計画においては、新たな施設整備は行いません。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 186,345千円 | 193,744千円 | 196,748千円 | 207,523千円 | 217,818千円 | 225,813千円 |

②-2 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の有料老人ホーム、軽費老人ホームに入居している要介護者等に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

第8期計画においては、新たな施設整備は行いません。

③介護相談員派遣事業

介護相談員*は、介護保険サービスの現場で直接利用者からの声を聞き、事業者と利用者の橋渡しの役割を担い、介護保険サービスの質の向上を目指し市内施設に相談員を派遣します。

(2) 安全・安心な住宅及び室内空間の確保

①高齢者向け住宅整備・供給事業

①-1 高齢者賃貸住宅住み替え助成事業

日常生活を容易にするため、賃貸住宅の2階以上に居住する高齢者が、高齢者対応住宅や1階に住み替える場合に要する費用の一部を助成することにより、自立した在宅生活を営むことができる環境を整備します。支援を必要とする高齢者を適切に把握し、住み替えの促進を図ります。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|--------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 年間助成件数 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |

①-2 ケアハウス

一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持していくための軽費老人ホームです。現在は市内に2施設が整備され現状維持とします。

①-3 住まいに関する情報提供

県や住宅施策部門と連携し、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者が安心して生活できる住まいの情報提供を図るとともに、高齢者の住まいのあり方について検討します。

②住宅改修

②-1 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

在宅要介護者等が住宅改修を行ったときに支給します。住宅改修の種類は6種類で、①手すりの取付け、②床段差の解消、③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取替え、⑤和式便器から洋式便器への便器の取替え、

⑥として①から⑤までの住宅改修に附帯して必要となる工事が含まれます。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 29,925千円 | 32,338千円 | 30,078千円 | 38,143千円 | 40,373千円 | 41,452千円 |
| | 予防 | 21,438千円 | 19,117千円 | 18,941千円 | 25,351千円 | 25,351千円 | 27,369千円 |

②-2 住宅改造費助成事業

介護保険制度の住宅改修助成と併せて、長く在宅でくらし続けられるよう住宅改造費用を助成します（所得制限あり）。支援する高齢者を適切に把握しサービス提供します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|--------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 年間助成件数 | 1件 | 0件 | 3件 | 2件 | 2件 | 2件 |

②-3 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 件数 | 104件 | 104件 | 120件 | 120件 | 130件 | 140件 |

③福祉用具事業

③-1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

在宅要介護者等に対して、福祉用具を貸与します。福祉用具の種目としては、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）があります。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 208,305千円 | 223,975千円 | 251,443千円 | 248,677千円 | 255,955千円 | 263,311千円 |
| | 予防 | 16,962千円 | 20,131千円 | 23,826千円 | 28,143千円 | 33,012千円 | 39,139千円 |

③-2 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費の支給

在宅要介護者等が福祉用具を購入したときに支給します。福祉用具販売費の種目としては、腰掛け便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分があります。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 介護 | 10,406千円 | 11,245千円 | 12,583千円 | 13,889千円 | 14,971千円 | 15,701千円 |
| | 予防 | 2,554千円 | 2,957千円 | 3,446千円 | 3,878千円 | 4,202千円 | 4,524千円 |

5 高齢者の生活を支える体制・しくみづくり

(1) 高齢者なんでも相談室の機能の充実

①介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

各地区の高齢者なんでも相談室において、介護予防・日常生活支援サービス事業利用者に対して、訪問型サービス（第1号訪問事業）や通所型サービス（第1号通所事業）の他、一般介護予防事業や市のサービス、民間の生活支援サービスも含め、包括的・効果的に提供されるよう、専門的な視点からの援助を実施します。

介護予防ケアマネジメントは、ケアマネジメントのプロセス（課題分析、目標設定、モニタリングの実施、評価）により実施し、サービス利用を終了した場合においても利用者が自立した生活を継続できるよう必要な支援を行います。

| 区分 | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 地域支援事業費 | 27,781千円 | 28,736千円 | 27,292千円 | 30,136千円 | 31,032千円 | 31,956千円 |

②包括的・継続的ケアマネジメント事業

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関との連携を支援します。また、ケアマネジャーが情報交換等を行いネットワークの構築を行えるよう、介護支援専門員連絡協議会による研修会を開催します。

ケアマネジャーの日常的業務の実施に関し、個別の相談窓口を設置し、ケアプランの作成技術の指導、日常的個別指導・相談等を実施します。

支援困難事例への対応やケアマネジャーの資質向上のため、適宜、高齢者なんでも相談室の各専門職や関係機関との連携のもと、具体的な支援方針を検討し、指導・助言を実施します。

③地域包括ケア会議の推進

支援や介護を必要とする高齢者が、住みなれた地域で生活を継続できるよう、多様な主体の協働による地域包括支援ネットワークの構築に向けて、民生委員との情報共有や連絡調整を図る地域ケア会議を継続して実施するとともに、医療機関やケアマネジャー、介護事業所等に加え、地域住民等インフォーマルな資源を含めて個別課題に対応する地域包括ケア会議を各地区の高齢者なんでも相談室主催で今後も継続して開催します。

また地域課題の把握から全市的な課題発見につなげ、施策に反映させていく地域包括ケア推進会議と、軽度者の重度化防止に向けた自立支援型地域包括ケア会議を推進します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 地域包括ケア会議開催回数 | 回数 | — | 11回 | 5回 | 15回 | 18回 | 21回 |
| 地域包括ケア推進会議開催回数 | 回数 | — | 1回 | 1回 | 2回 | 4回 | 6回 |

④総合相談支援事業

高齢者やその家族の様々な相談に身近な地域で対応できるよう、6カ所の高齢者なんでも相談室において総合相談支援を実施します。高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉に関するサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

令和元年12月に我孫子南地区高齢者なんでも相談室を新たに開設し、該当地区における市民の利便性の向上と、相談体制の強化を図りました。今後、高齢者人口の増加に伴いさらに相談件数の増加、相談内容の複雑化・複合化が見込まれる中、各地区の高齢者なんでも相談室においては引き続き地域の関係機関との連携強化を図るとともに、今後は、直営の高齢者なんでも相談室の体制の見直しや役割の強化を図り、地域共生社会の実現に向けた体制整備を目指します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 高齢者なんでも相談室への相談 | 件数 | 20,189件 | 24,210件 | 25,000件 | 25,500件 | 26,000件 | 26,500件 |

⑤権利擁護事業

高齢者が地域で安心して生活できるよう、高齢者虐待については、高齢者なんでも相談室において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき対応します。また、具体的な状況把握や対応方針の決定については「我孫子市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき行います。

高齢者虐待に関する相談については、訪問等により実態を把握し、必要に応じ介護保険サービスの利用や、やむを得ない事由による措置による施設入所等の対応、成年後見制度利用の支援を行います。消費者被害防止に向けた取り組みは、「我孫子市消費生活センター」と連携し実施します。

認知症により判断能力の不十分な高齢者の財産管理や契約等の支援及び権利を擁護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、必要な方には4親等以内の親族による成年後見制度の申立てを勧めます。成年後見制度を申立てする親族がない等の理由で必要な支援を受けられない高齢者には、市長申立てによる成年後見制度の利用を支援します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、切れ目のない体制の構築を目指します。

①現状分析・課題抽出・施策立案

①-1 地域の医療・介護資源の把握

医療と介護サービスの資源情報の把握や現状の分析を行うとともに、医療との連携に必要な連絡方法等の情報を集約した「我孫子市在宅医療・介護連携リスト」を地域の医療・介護関係者に提供し、在宅医療と介護の連携推進に活用します。

①-2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者が参画する「我孫子市在宅医療介護連携推進協議会」を開催し、我孫子市の在宅医療・介護の課題抽出及び解決策について協議するとともに、協議会内に「情報共有システム部会」「広報部会」「研修部会」を設置し、具体的な協議を行います。

①-3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療・介護を提供する医療関係者が安心して在宅医療に携われるよう、主治医・副病院制や、診療所と病院間の後方支援体制の更なる充実を図るため、医師会と連携し取り組みを進めます。

②対応策の実施

②-1 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

市内6カ所の高齢者なんでも相談室を地域の在宅医療・介護の相談窓口として位置づけ、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関や介護事業者の情報提供を行います。

また、医療機関の入退院調整部門との連携や相談体制の強化を図るため、医師会と協議をさらに進めていきます。

②-2 地域住民への普及啓発

高齢者が安心して在宅医療が受けられるよう、在宅医療に関する講演会の開催や広報等による情報提供を実施し、在宅医療の普及を図ります。

情報の提供方法として、「広報あびこ」への在宅医療・介護に関する記事の掲載や在宅医療と介護の連携についての講話を通じた啓発活動を行います。

②-3 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるため、在宅での看取り、急変時等、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、インターネットを利用した情報共有システム「あびこ・ケアりんく」の運用を進めます。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|--------------------------------|------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 情報共有システム 「あびこ・ケアりんく」 の運用 | 登録者数 | 187人 | 200人 | 210人 | 220人 | 230人 | 240人 |
| | 利用者数 | 12人 | 14人 | 16人 | 18人 | 20人 | 22人 |

②-4 医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護関係者のネットワーク構築と顔の見える関係づくり、スキルアップを図ることを目的として、講演会や事例検討会等を行う、多職種交流会を開催します。

また、より多くの専門職が参加できるように市内を東西に分けた地区別交流会を開催します。

③在宅医療・介護に関する近隣市の連携

市外の病院から退院する高齢者について、退院後も在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、情報共有の方法等を含む在宅医療・介護連携のために必要な事項について、関係機関と協議を行います。

また、東葛北部圏域の5市（柏市、松戸市、流山市、野田市、我孫子市）で在宅医療・介護連携に必要な課題の抽出・検討を進めます。

(3) 高齢者福祉・介護を支える人・事業者への支援

①事業者の人材育成・確保支援事業

介護サービスの質の向上を目指してサービス提供事業従事者やケアマネジャーが参加できる情報交換や研修会の実施等、介護の担い手の人材育成を支援します。

要介護者の増加に伴い、介護従事者の十分な確保が求められるため、市内介護サービス事業者連絡協議会等と連携し、施設見学会や合同説明会を開催します。

また、児童、生徒を対象とした職業人講和会や職場体験学習等を通じ、介護職への理解を高める取組を行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------------------|---|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 高齢者施設の職場体験学習に参加した生徒数 | 人 | — | 32人 | 0人 | 35人 | 35人 | 35人 |

②家族介護支援事業

要介護高齢者等を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。教室は各地区の高齢者なんでも相談室が開催します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|--------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 家族介護教室 | 回数 | 28回 | 22回 | 5回 | 26回 | 28回 | 30回 |

③介護者訪問事業

要介護2以上の認定を受けた高齢者を介護する世帯のうち、介護保険サービスを利用していない家族を対象に家庭訪問し現況確認を行います。訪問時に介護の知識・技術の習得や介護サービスの利用法について助言を行うとともに、介護負担の軽減を図ります。

④総合相談支援事業【P82 再掲】

高齢者やその家族の様々な相談に身近な地域で対応できるよう、6カ所の高齢者なんでも相談室において総合相談支援を実施します。高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉に関するサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

令和元年12月に我孫子南地区高齢者なんでも相談室を新たに開設し、該当地区における市民の利便性の向上と、相談体制の強化を図りました。今後、高齢者人口の増加に伴いさらに相談件数の増加、相談内容の複雑化・複合化が見込まれる中、各地区の高齢者なんでも相談室においては引き続き地域の関係機関との連携強化を図るとともに、今後は、直営の高齢者なんでも相談室の体制の見直しや役割の強化を図り、地域共生社会の実現に向けた体制整備を目指します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|----------------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 高齢者なんでも相談室への相談 | 件数 | 20,189件 | 24,210件 | 25,000件 | 25,500件 | 26,000件 | 26,500件 |

(4) 災害や感染症対策に係る体制整備

①災害対策計画の作成と避難訓練の実施

東日本大震災においては、布佐地区などの低地において液状化現象が発生し、建物、塀、電柱、道路及び電気、水道、下水道などのライフラインに大きな被害が生じました。また、台風や集中豪雨による内水浸水や手賀沼の水位上昇による湖岸堤からの越水により、布佐地区や若松地区などで床上・床下浸水などの被害が生じていることから、介護保険施設等における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成を支援し、避難訓練の実施を促進します。

②避難行動要支援者への対応

我孫子市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、更新、情報共有を行うとともに、迅速かつ的確な避難行動を実施するための避難支援対策の充実、強化を図ります。

③感染症対策

介護保険施設における新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症防止の取組を継続するとともに、感染者が発生した施設に対して、人的・物的な支援を行うための体制を構築します。また新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う通いの場の活動自粛下において、高齢者の閉じこもりや体調不安の増加に対応するため、居宅においても健康を維持するための必要な情報発信について広報を行います。

6 介護保険制度の適切な運営

①介護保険料算定・収納事業

令和3年度から令和5年度の3年間における標準給付見込額と地域支援事業費の費用合計額から、調整交付金見込額や介護保険財政調整基金の取崩し額を考慮し、第1号被保険者数から保険料基準額(月額)を算定します。

第1号被保険者の保険料収納は、前年度の課税状況や所得額から保険料段階を算定し賦課・徴収を適切に行います。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|---------|---|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 保険料の収納率 | % | 99% | 99% | 99% | 99% | 99% | 99% |

②介護給付等費用適正化事業

介護給付費の適正化を図るため不適切な介護サービスが提供されていないか検証を行うと共に、介護サービス利用者に利用状況通知を発行します。また、介護サービス利用者及び介護サービス事業者に対し制度の趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供を行います。

- ・介護給付費適正化事業として、介護給付費通知の発送を年2回行います。
- ・介護サービス事業者連絡協議会や介護支援専門員連絡協議会の開催にあわせ研修会等を行い情報提供・連携を行います。
- ・介護給付費縦覧点検や医療情報との突合チェック等を実施し、不適切な介護サービス請求は、ケアマネジャーや介護サービス事業者に確認し、必要に応じて改善等の指導を行います。
- ・ケアプラン分析システムを利用して、ケアマネジャーに対しサービス利用状況やケアプラン内容を確認することにより、不適切なサービス利用について改善等の指導を行います。
- ・住宅改修の施行状況について、事前の書類・写真審査に加え必要に応じて竣工前後の訪問調査による点検を実施します。

| 区分 | | H30年度 (実績) | R1年度 (実績) | R2年度 (見込) | R3年度 (計画) | R4年度 (計画) | R5年度 (計画) |
|-----------------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 住宅改修の施行状況等の訪問調査 | 件数 | 2件 | 0件 | 0件 | 3件 | 4件 | 5件 |

③要介護認定適正化事業

介護認定調査員による適切な介護認定調査と、介護認定審査会における適正な審査判定を徹底し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

要介護認定の適正化に向けた取り組みとして、介護認定調査内容の点検・指導をはじめ、各種研修会への参加やe-ラーニングシステム*等を活用した学習の機会を十分に確保し、介護認定調査員や審査会委員の資質の向上に努めます。

④市民参加による介護保険事業

市民の視点から、介護保険事業を運営するために、介護保険事業計画の推進状況の確認、サービスの目標量や保険料の見直し等にニーズ調査、パブリックコメント、市民会議等の市民参加を図ります。

7 日常生活圏域ごとの基盤整備の状況

日常生活圏域の介護保険サービス事業所・介護保険施設等の状況

令和2年12月時点（単位：箇所）

| 種 類 | 圏 域 | | | | | | 計 | |
|---------------------|-------------------------------|----------|-----|-----|----|----|----|----|
| | 我孫子南 | 我孫子北 | 天王台 | 湖北台 | 湖北 | 布佐 | | |
| 介護保険サービス事業者（訪問・通所系） | 介護予防支援（高齢者なんでも相談室） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | |
| | 居宅介護支援 | 4 | 3 | 11 | 3 | 3 | 10 | 34 |
| | 訪問介護 | 4 | 1 | 9 | 2 | 2 | 7 | 25 |
| | 訪問入浴・介護予防訪問入浴 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 9 |
| | 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 7 |
| | 通所介護 | 1 | 1 | 10 | 2 | 1 | 3 | 18 |
| | 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 7 |
| | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 | 0 | 0 | 5 | 1 | 1 | 2 | 9 |
| | 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 4 |
| | 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 8 |
| | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| | 福祉用具販売・介護予防福祉用具販売 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| | 介護保険施設 | 介護老人福祉施設 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 介護老人保健施設 | | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 4 |
| 地域密着型サービス | 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 6 |
| | 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 6 | 13 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 地域密着型通所介護 | 2 | 3 | 7 | 5 | 1 | 3 | 21 |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 通所型サービス | 4 | 3 | 14 | 5 | 4 | 6 | 36 |
| | 訪問型サービス | 4 | 1 | 6 | 2 | 2 | 6 | 21 |
| | 人員基準を緩和した訪問型サービス | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |

8 第8期計画の施設等整備方針

広域型施設

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、令和3年度から千葉県と事前協議を行い、地域性を考慮し、1施設定員100名の施設整備を図ります。

| 広域型施設種類 | 第7期までの施設計画数 | 第8期計画施設整備数 | | |
|----------|------------------|------------|-------------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護老人福祉施設 | 広域型6施設 定員560名 | | 1施設 100名 | |

第8章 介護保険事業の見込み

1 介護保険事業量の見込み

(1) 介護給付事業

① 居宅サービスの見込み

第8期計画期間及び、令和7年度における居宅サービスの利用者数については、次のように見込みます。

| 介護給付量 | | 推計値 | | | | |
|--------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 居宅サービス | | | | | | |
| 訪問介護 | 回/月 | 20,436 | 21,460 | 22,469 | 23,630 | 29,899 |
| | 人/月 | 822 | 870 | 900 | 945 | 1,185 |
| 訪問入浴介護 | 回/月 | 304 | 309 | 315 | 315 | 445 |
| | 人/月 | 62 | 63 | 64 | 63 | 90 |
| 訪問看護 | 回/月 | 3,101 | 3,409 | 3,752 | 3,872 | 4,791 |
| | 人/月 | 364 | 399 | 439 | 453 | 560 |
| 訪問リハビリテーション | 回/月 | 858 | 876 | 895 | 973 | 2,061 |
| | 人/月 | 89 | 91 | 93 | 101 | 218 |
| 居宅療養管理指導 | 人/月 | 1,218 | 1,396 | 1,611 | 1,638 | 1,933 |
| 通所介護 | 回/月 | 9,582 | 10,303 | 11,111 | 11,643 | 13,957 |
| | 人/月 | 971 | 1,043 | 1,125 | 1,179 | 1,413 |
| 通所リハビリテーション | 回/月 | 4,351 | 4,568 | 4,795 | 5,070 | 6,038 |
| | 人/月 | 520 | 546 | 573 | 606 | 722 |
| 短期入所生活介護 | 日数/月 | 3,229 | 3,378 | 3,548 | 3,548 | 4,522 |
| | 人/月 | 233 | 244 | 256 | 256 | 326 |
| 短期入所療養介護（老健） | 日数/月 | 222 | 222 | 222 | 234 | 269 |
| | 人/月 | 33 | 33 | 33 | 35 | 41 |
| 福祉用具貸与 | 人/月 | 1,536 | 1,586 | 1,624 | 1,696 | 2,166 |
| 特定福祉用具購入費 | 人/月 | 38 | 41 | 43 | 48 | 58 |
| 住宅改修費 | 人/月 | 34 | 36 | 37 | 39 | 47 |
| 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 336 | 369 | 407 | 436 | 529 |
| 居宅介護支援 | 人/月 | 2,643 | 2,799 | 2,969 | 3,123 | 3,808 |

資料：高齢者支援課推計

②地域密着型サービスの見込み

第8期計画期間及び、令和7年度における地域密着型サービスの利用者数については、次のように見込みます。

| 介護給付量 | | 推計値 | | | | |
|----------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 地域密着型サービス | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人/月 | 9 | 11 | 14 | 11 | 14 |
| 認知症対応型通所介護 | 回/月 | 240 | 266 | 285 | 297 | 373 |
| | 人/月 | 19 | 21 | 23 | 24 | 30 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 114 | 125 | 138 | 141 | 163 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | 172 | 176 | 179 | 196 | 250 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人/月 | 60 | 63 | 65 | 80 | 102 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 地域密着型通所介護 | 回/月 | 4,211 | 4,289 | 4,381 | 4,740 | 5,621 |
| | 人/月 | 431 | 438 | 448 | 485 | 575 |

資料：高齢者支援課推計

③施設サービスの見込み

第8期計画期間及び、令和7年度における施設サービスの利用者については、次のように見込みます。

| 介護給付量 | | 推計値 | | | | |
|-----------|-----|------|------|------|------|-------|
| | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 施設サービス | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 人/月 | 598 | 627 | 658 | 807 | 1,029 |
| 介護老人保健施設 | 人/月 | 457 | 476 | 495 | 512 | 662 |
| 介護医療院 | 人/月 | 5 | 5 | 5 | 6 | 7 |
| 介護療養型医療施設 | 人/月 | 3 | 3 | 3 | — | — |

資料：高齢者支援課推計

(2) 予防給付サービス

①介護予防サービス

第8期計画期間及び、令和7年度における予防給付サービスの利用者数については、次のように見込みます。

| 予防給付量 | | 推計値 | | | | |
|-------------------|------|------|------|------|------|-------|
| | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 回/月 | 8.2 | 9.7 | 9.9 | 9.9 | 9.9 |
| | 人/月 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 介護予防訪問看護 | 回/月 | 508 | 599 | 679 | 703 | 713 |
| | 人/月 | 64 | 76 | 86 | 89 | 90 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回/月 | 211 | 227 | 253 | 269 | 277 |
| | 人/月 | 26 | 28 | 31 | 33 | 34 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | 79 | 88 | 97 | 105 | 106 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人/月 | 98 | 108 | 120 | 124 | 130 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 日数/月 | 90 | 97 | 109 | 120 | 127 |
| | 人/月 | 16 | 17 | 20 | 22 | 23 |
| 介護予防短期入所療養介護(老健) | 日数/月 | 8.3 | 10.4 | 12.0 | 12.0 | 9.4 |
| | 人/月 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等) | 日数/月 | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 2.4 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 人/月 | 410 | 482 | 572 | 610 | 638 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 人/月 | 12 | 13 | 14 | 12 | 13 |
| 介護予防住宅改修 | 人/月 | 24 | 24 | 26 | 28 | 29 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 48 | 53 | 58 | 62 | 64 |
| 介護予防支援 | 人/月 | 551 | 572 | 735 | 786 | 823 |

資料：高齢者支援課推計

②地域密着型介護予防サービス

第8期計画期間及び、令和7年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数については、次のように見込みます。

| 予防給付量 | | 推計値 | | | | |
|----------------------|-----|------|------|------|------|-------|
| | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 地域密着型介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防小規模多機能型 居宅介護 | 人/月 | 17 | 18 | 18 | 20 | 20 |
| 介護予防認知症対応型共 同生活介護 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

資料：高齢者支援課推計

2 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険サービス事業費の給付見込み

①介護給付事業費

第8期計画期間及び、令和7年度における介護給付費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

| 介護給付費 | 推計値 | | | | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 居宅サービス | | | | | |
| 訪問介護 | 726,797 | 763,658 | 799,592 | 840,849 | 1,063,526 |
| 訪問入浴介護 | 45,744 | 46,602 | 47,434 | 47,546 | 67,150 |
| 訪問看護 | 177,402 | 195,092 | 214,741 | 221,587 | 274,196 |
| 訪問リハビリテーション | 29,848 | 30,520 | 31,176 | 33,893 | 71,457 |
| 居宅療養管理指導 | 190,099 | 218,208 | 251,801 | 256,028 | 302,199 |
| 通所介護 | 854,391 | 922,487 | 995,559 | 1,042,934 | 1,250,524 |
| 通所リハビリテーション | 458,600 | 481,670 | 505,602 | 534,258 | 635,161 |
| 短期入所生活介護 | 326,844 | 342,345 | 359,732 | 359,732 | 458,467 |
| 短期入所療養介護(老健) | 30,381 | 30,398 | 30,398 | 31,921 | 36,774 |
| 福祉用具貸与 | 248,677 | 255,955 | 263,311 | 275,300 | 354,332 |
| 特定福祉用具購入費 | 13,889 | 14,971 | 15,701 | 17,528 | 21,171 |
| 住宅改修費 | 38,143 | 40,373 | 41,452 | 43,683 | 52,541 |
| 特定施設入居者生活介護 | 789,756 | 868,714 | 955,603 | 1,022,759 | 1,241,128 |
| 居宅介護支援 | 439,181 | 465,417 | 493,128 | 518,811 | 633,122 |
| 小計 | 4,369,752 | 4,676,410 | 5,005,230 | 5,246,829 | 6,461,748 |

*金額は、百円の位で四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

(単位：千円)

| 介護給付費 | 推計値 | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 地域密着型サービス | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 14,796 | 17,936 | 22,509 | 17,936 | 22,509 |
| 認知症対応型通所介護 | 32,680 | 36,027 | 39,366 | 40,879 | 50,857 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 248,771 | 274,282 | 302,618 | 309,043 | 356,911 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 527,577 | 539,610 | 549,736 | 602,012 | 768,093 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 207,523 | 217,818 | 225,813 | 271,480 | 338,301 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 4,691 | 5,419 | 6,385 | 6,385 | 6,385 |
| 地域密着型通所介護 | 379,332 | 387,525 | 395,127 | 427,464 | 506,942 |
| 小計 | 1,415,370 | 1,478,617 | 1,541,554 | 1,675,199 | 2,049,998 |

(単位：千円)

| 介護給付費 | 推計値 | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 施設サービス | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 1,893,723 | 1,987,765 | 2,087,439 | 2,559,634 | 3,263,806 |
| 介護老人保健施設 | 1,624,819 | 1,690,983 | 1,758,692 | 1,818,887 | 2,351,238 |
| 介護医療院 | 23,493 | 23,506 | 23,506 | 28,187 | 32,969 |
| 介護療養型医療施設 | 11,735 | 12,611 | 12,611 | — | — |
| 小計 | 3,553,770 | 3,714,865 | 3,882,248 | 4,406,700 | 5,648,013 |

(単位：千円)

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 居宅サービス | 4,369,752 | 4,676,410 | 5,005,230 | 5,246,829 | 6,461,748 |
| 地域密着型サービス | 1,415,370 | 1,478,617 | 1,541,554 | 1,675,199 | 2,049,998 |
| 施設サービス | 3,553,770 | 3,714,865 | 3,882,248 | 4,406,700 | 5,648,013 |
| 合計 | 9,338,892 | 9,869,892 | 10,429,032 | 11,328,728 | 14,159,759 |

資料：高齢者支援課 推計

②予防給付事業費

第8期計画期間及び、令和7年度における予防給付事業費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

| 予防給付費 | 推計値 | | | | |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 介護予防サービス | | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 423 | 495 | 506 | 506 | 506 |
| 介護予防訪問看護 | 22,753 | 26,942 | 30,505 | 31,590 | 31,979 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 6,891 | 7,434 | 8,260 | 8,798 | 9,050 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 10,828 | 12,079 | 13,300 | 14,401 | 14,952 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 41,214 | 45,109 | 49,991 | 51,541 | 53,865 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 6,297 | 6,851 | 7,654 | 8,383 | 8,926 |
| 介護予防短期入所療養介護（老健） | 890 | 1,067 | 1,228 | 1,228 | 1,009 |
| 介護予防短期入所療養介護（病院等） | 202 | 202 | 202 | 202 | 202 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 28,143 | 33,012 | 39,139 | 41,739 | 43,653 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 3,878 | 4,202 | 4,524 | 3,878 | 4,200 |
| 介護予防住宅改修 | 25,351 | 25,351 | 27,369 | 29,475 | 30,571 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 44,129 | 48,505 | 53,352 | 57,032 | 58,872 |
| 介護予防支援 | 31,026 | 32,226 | 41,410 | 44,283 | 46,368 |
| 小計 | 222,025 | 243,475 | 277,440 | 293,056 | 304,153 |

(単位：千円)

| 予防給付費 | 推計値 | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
| 地域密着型サービス | | | | | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 12,573 | 13,081 | 13,081 | 14,591 | 14,591 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 1,207 | 1,208 | 1,208 | 1,208 | 1,208 |
| 小計 | 13,780 | 14,289 | 14,289 | 15,799 | 15,799 |

(単位：千円)

| | | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護予防サービス | 222,025 | 243,475 | 277,440 | 293,056 | 304,153 |
| 地域密着型介護予防サービス | 13,780 | 14,289 | 14,289 | 15,799 | 15,799 |
| 合計 | 235,805 | 257,764 | 291,729 | 308,855 | 319,952 |

資料：高齢者支援課 推計

(2) 標準給付費

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における標準給付費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 | 令和7年度 | 令和22年 |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総給付費 | 9,574,697 | 10,127,656 | 10,720,761 | 30,423,114 | 11,637,591 | 14,479,711 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 242,289 | 229,647 | 240,756 | 712,692 | 260,426 | 309,031 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 232,102 | 240,220 | 251,838 | 724,160 | 272,424 | 323,262 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 4,699 | 4,957 | 5,196 | 14,852 | 5,621 | 6,670 |
| 算定対象審査支払手数料 | 7,470 | 7,879 | 8,260 | 23,609 | 8,935 | 10,602 |
| 合計 | 10,061,257 | 10,610,359 | 11,226,811 | 31,898,427 | 12,184,997 | 15,129,276 |

資料：高齢者支援課 推計

(3) 地域支援事業費

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における地域支援事業費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------------------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| 地域支援事業費 | 481,245 | 490,956 | 510,095 | 1,482,296 | 525,076 | 540,497 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 294,333 | 301,353 | 309,609 | 905,295 | 318,570 | 327,789 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 186,912 | 189,603 | 200,486 | 577,001 | 206,506 | 212,708 |

資料：高齢者支援課 推計

*金額は、百円の位で四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

3 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険料の推移

介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。そのため、高齢者を含む40歳以上の方に介護保険料を納めていただいています。

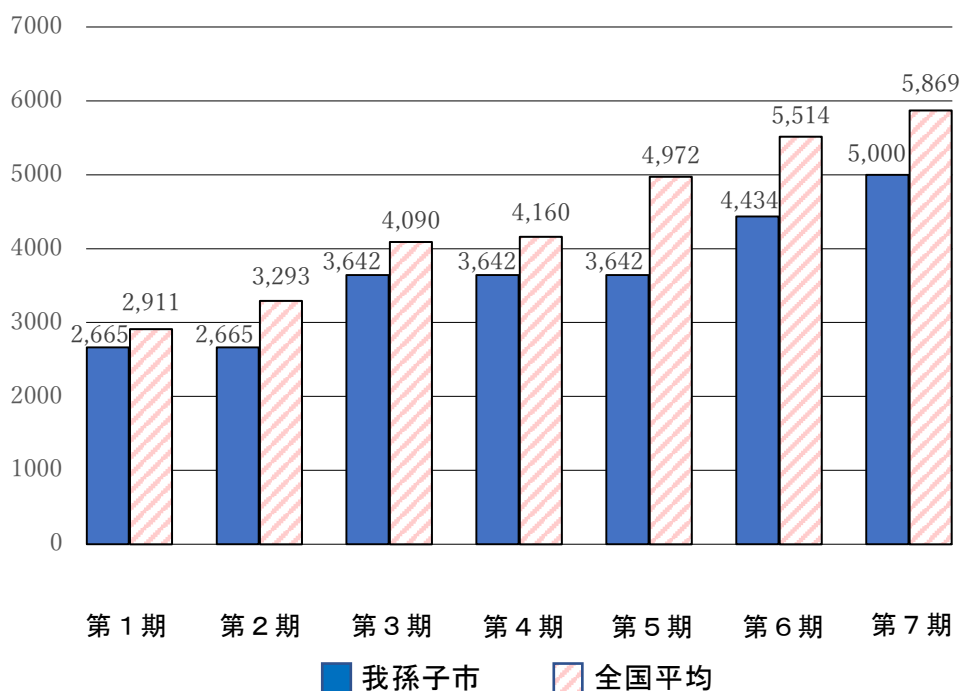
65歳以上の方の介護保険料は、3年間の介護保険事業計画期間中のサービス（給付費/地域支援事業費）の見込み量に応じて市町村ごとに決定しています。

第1期（平成12～14年度）で2,911円だった全国平均基準月額額は、第7期（平成30～令和2年度）で5,869円になりました。

我孫子市の介護保険料基準月額額は第1期の2,665円から第7期では5,000円に上昇しています。

介護保険料の推移

(単位：円)



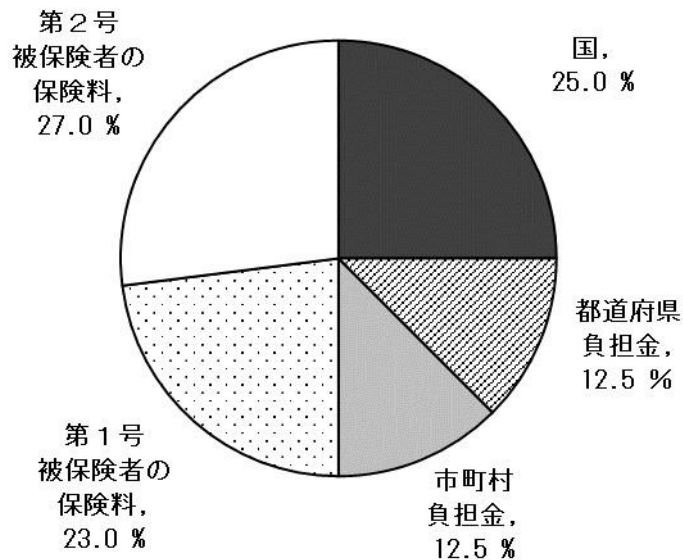
(2) 第8期の介護保険料

①第8期の介護保険事業費の見込み

高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加や、新規の介護保険施設の開設等様々な要因から、介護サービスの利用は増加を見込んでいます。また、第1号被保険者の総給付費に対する負担率は前期と同様に23%となります。

これらにより、第8期の介護保険事業費（介護保険給付費と地域支援事業費の合計額）は、第7期の約310億円から約334億円に増額の見込みです。このうち23%（約77億円）が第1号被保険者の負担分となります。

第1号被保険者の負担割合



* 国及び県の負担割合は、在宅サービスと施設サービスで異なる負担割合が適応されます。

* 国（調整交付金）は、保険者の実情（後期高齢者や低所得段階の割合）に応じて調整し、交付されます。

②介護保険料の上昇抑制対策

介護保険財政調整基金から約6億円を第8期の介護保険料の引下げに活用します。

③第8期介護保険料基準額

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、以下のとおりとなります。

| | |
|------------|--------|
| 保険料基準額（月額） | 5,000円 |
|------------|--------|

(3) 第8期の所得段階別保険料

我孫子市では第8期の介護保険料基準額を5,000円と定め、所得段階の細分化と軽減措置を講じて行きます。

①所得段階の弾力化

国が定める標準9段階のうち7段階以降の弾力化を行い、全体で14段階の保険料としました。

具体的には、合計所得金額120万円以上200万円未満を第7段階とし、合計所得金額200万円以上800万円未満までを100万円ごとに第8段階から13段階に区切り、合計所得金額800万円以上を第14段階としました。

②低所得者層への軽減措置

第1段階から第3段階の保険料については、国が示す低所得者の第1号保険料の軽減強化にあわせ、軽減措置を行います。

③第8期保険料段階と保険料

| 第8期計画（令和3年～5年度） | | | |
|-----------------|---|------|----------|
| 第8期計画 | 対象者 | 保険料率 | 保険料（年額） |
| 第1段階 | 生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 | 0.5 | 30,000円 |
| | 本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | | |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 0.65 | 39,000円 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 0.75 | 45,000円 |
| 第4段階 | 住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 0.9 | 54,000円 |
| 第5段階 （基準額） | 住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 1.0 | 60,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の方 | 1.25 | 75,000円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上200万円未満の方 | 1.3 | 78,000円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上300万円未満の方 | 1.5 | 90,000円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額300万円以上400万円未満の方 | 1.6 | 96,000円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上500万円未満の方 | 1.75 | 105,000円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額500万円以上600万円未満の方 | 1.8 | 108,000円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額600万円以上700万円未満の方 | 1.85 | 111,000円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額700万円以上800万円未満の方 | 1.9 | 114,000円 |
| 第14段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額800万円以上の方 | 2.0 | 120,000円 |

資料編

資料 1 用語解説 (50 音順)

資料 2 我孫子市 介護保険市民会議 委員名簿

資料 1 用語解説 (50 音順)

【e-ラーニングシステム】

パソコンやインターネットなどの情報通信技術（ICT）によるコミュニケーション・ネットワーク等を活用した主体的な学習のこと。時間や場所の制約に捉われることなく学習ができ、何度でも視聴できるといった集合研修にはない、多くのメリットがある。

【NPO法人】

Nonは「非」、Profitは「利益を目的とした」、Organization「組織」の意味である。

平成10年（1998年）に成立した特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の第1条には、「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」と定めている。

つまり、特定非営利活動を行う団体が簡単に法人格を取れるようにしたしくみで、法人格をとることにより、団体として財産の所有や様々な契約行為をすることができる。

NPO法に掲げられた「特定非営利活動」とは、次のとおり。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

【介護相談員】

介護相談員は、介護サービスの現場を訪問し、利用者からの話を聞き、相談に応じる等の活動を行い、介護サービス利用者の疑問、不満、不安等を解消するとともに、介護サービス利用者と事業者間の橋渡し役となって、介護サービスの質的向上を図ることを目的としている。

現在、公募から14人、民生委員から1人の計15人が委嘱されている。月4回程度指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設などを中心に2人1組で訪問活動を行っている。

【介護保険施設】

「介護保険施設」は、介護保険法（第8条第25項）に定義された施設であり、①指定介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③指定介護療養型医療施設の3種類がある。要介護認定において、要介護状態と認定された「要介護者」が対象とされ、「要支援者」は入所できない。また、指定介護老人福祉施設は、原則要介護3以上が入所対象となる。（特例で要介護1、2の入所も可）

- ①「指定介護老人福祉施設」は、老人福祉法（第20条の5）では「特別養護老人ホーム」として規定されている施設であり、一般に「特養」と略称される。申請により、都道府県知事の「指定」を受けた施設である。身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に対して、施設サービスを提供する。
- ②「介護老人保健施設」は、介護保険法施行前は「老人保健施設」として老人保健法に規定されていた施設であり、しばしば「老健」と略称される。都道府県知事の「許可」を受けた施設である。病状が安定期にある要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- ③「指定介護療養型医療施設」は、厚生労働省令で定める基準を満たし、申請により都道府県知事の「指定」を受けた施設である。療養病床等を有する病院又は診療所であって、長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行う。

【介護保険調整委員会】

我孫子市独自の制度。介護保険の苦情を、身近で、第三者的立場で対応する機関として設けられた。対象となるのは、要介護認定及び介護サービスの提供に関する苦情。

現在、弁護士、医師、福祉関係者など5人が、委員として委嘱されている。

【介護保険ボランティアポイント制度】

介護ボランティアポイント制度は、登録をした我孫子市の介護保険第1号被保険者が指定されたボランティア活動を行い、その活動実績に基づいて、1時間当たり1スタンプの押印を獲得し、そのスタンプの数に応じて、10スタンプごとに付与される評価ポイントに対し、1,000円～5,000円の交付金を支給する制度。このポイント制度を利用したボランティア活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加、地域貢献を後押しし、自身の介護予防につなげるとともに、一年度当たり5,000円を限度に交付金を支給することにより、介護保険料の負担感も軽減する。

【基本チェックリスト】

基本チェックリストは、全25項目の質問で構成され、チェックした項目から、「生活機能」「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」「閉じこもり」「認知症」「うつ」のそれぞれにおけるリスクを判定する。

【共生】

認知症の方が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、ということ。

【ケアマネジャー（介護支援専門員）】

要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービス等）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。

【高齢化率】

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合で、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と呼んでいる。21%を超えると「超高齢社会」と呼ぶこともある。

【高齢者なんでも相談室】

地域包括支援センターという名称が高齢者の相談窓口としてわかりづらいことから、誰でもわかりやすく親しみやすい名称とするため、我孫子市が公募により決定した名称。

高齢者なんでも相談室は、我孫子北地区、我孫子南地区、天王台地区、湖北・湖北台地区、布佐・新木地区、市役所高齢者支援課内の6カ所に設置されている。

【新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）】

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、厚生労働省が新たに策定した認知症施策推進総合戦略。

【生活支援コーディネーター】

地域ささえあい推進員ともいう。地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。ボランティア等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行う。

【成年後見制度】

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方で、自分の財産を管理したり、介護サービスの選択や福祉施設等への入所に関する契約を結んだりすること等が難しい場合に、保護し支援する制度であり、自分に不利な契約や悪徳商法の被害にあうことの防止にもなる。

制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

<法定後見制度>

法定後見制度は、利用する人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度に分けられている。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する。

「後見」は精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など、以下同じ）により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある人、「保佐」は、精神上的障害により、判断能力が著しく不十分な状態にある人、「補助」は、軽度の精神上的障害により、判断能力が不十分な人、を保護・支援する制度。

<任意後見制度>

本人が十分な能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくこと。

| | | | |
|--------|------|-------------------------------------|--|
| 成年後見制度 | 法定後見 | 後見 | 日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある人が利用。 |
| | | 保佐 | 日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為は自分ではできないという人が利用。 |
| | | 補助 | 重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがあるので、誰かに代わってやってもらった方がよい人が利用。 |
| | 任意後見 | 判断能力のある人が事前に後見の内容や後見人を決めておきたい場合に利用。 | |

【地域包括ケア会議】

介護保険の被保険者が地域において自立した日常生活が送れるよう、適切な支援を図るために必要な検討や体制整備の検討を行う保健・医療・福祉の関係者等により構成される会議のこと。地域ケア個別会議、介護予防のための個別会議、地域ケア推進会議の3つの機能を持つ会議で構成される。

【地域包括ケアシステム】

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるよう包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

【出前講座】

我孫子市では、市民が主催する集会、勉強会、研究会等に市が講師を派遣し、市政に関する説明、専門知識を生かした実習、その他の生涯学習に関する講座を出前講座と呼んでいる。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるよう包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

【認知症ケアパス】

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を示したもの。

【認知症高齢者の日常生活自立度】

認知症高齢者に対する適切な対応がとれるよう、その症状や行動から、日常生活自立度を客観的に判定する基準となるもの。何らかの症状はみられるが家庭内及び社会的にほぼ自立した段階（Ⅰ）から、専門医療を要する最重度段階（Ⅳ）までⅠ、Ⅱ、Ⅲ、ⅣとⅣランクの5段階に分類される。

【認知症初期集中支援チーム】

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価、家族支援等、初期の支援を行うチームを目指す。

【ピアカウンセリング】

同じ悩みや問題を持った人同士で行う相談のこと。

【フレイル】

健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階のこと。

【見守りシール】

保護した方が、QRコードを読み取ることで家庭とインターネット上で通信できるラベルシールのこと。

【民生委員】

民生委員は、民生委員法で設置が定められており、厚生労働大臣から委嘱される。

民生委員は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」（民生委員法第1条）とあるように、いわゆる民間篤志家としての活動を行うもの。

【要介護度】

要介護認定は、介護の手間に要する時間により判定する。全国共通の基準が用いられ、認定調査及び主治医意見書による一次判定の結果を基に介護認定審査会により決定される。

なお、次にあげる要介護度の状態はあくまで目安であり、要介護度は介護の手間に要する時間を基に総合的に判定されるため、同様の状態の方が必ずしも同じ要介護度に認定されるとは限らない。また、身体機能に問題のない方が認知症等の症状により要介護3や4と判定されることがある。

（要支援1）食事や排泄はほぼ自立だが、身の回りのことに一部見守りや手助けが必要。

（要支援2）身の回りのことに見守りや手助けが必要。

（要介護1）身の回りのことに見守りや手助けが必要で、立ち上がりや歩行などに支えが必要。

（要介護2）食事や排泄、身の回りのこと全般に見守りや手助けが必要。立ち上がりや歩行などに支えが必要。

（要介護3）身の回りのことや立ち上がりがひとりではできない。排泄など全般的な介助が必要。問題行動や理解の低下がある場合もある。

（要介護4）日常生活を営む機能がかなり低下しており、全般的な介助が必要なことが多く、問題行動や理解の低下もあることが多い。

（要介護5）日常生活を営む機能が著しく低下しており、全般的な介助が必要。問題行動や著しい理解の低下もあることが多い。

【予防】

「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ということ。

【ICT】

「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。

【PDCAサイクル】

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。

資料 2 我孫子市 介護保険市民会議 委員名簿

任期 令和元年 8 月 1 日～令和 4 年 7 月 3 1 日

令和 3 年 3 月 1 日現在

| 委員種別 | 所属・役職・職業 | 氏名 | 性別 |
|--------------------|-----------------------------|--------|----|
| 公募の市民 | 公募・第 1 号被保険者 | 大島 富治 | 男 |
| | 公募・第 1 号被保険者 | 松村 直道 | 男 |
| | 公募・第 2 号被保険者 | 檜崎 園子 | 女 |
| 学識経験者 | 東京医科歯科大学名誉教授（会長） | 寺岡 加代 | 女 |
| | 川村学園女子大学教授 | 西川 将巳 | 男 |
| | 東京慈恵会医科大学付属柏病院 精神神経科診療部長 | 忽滑谷 和孝 | 男 |
| 保健・医療に従事する者 | 我孫子市歯科医師会 | 荒井 英徳 | 男 |
| | 我孫子医師会 | 佐藤 昭宏 | 男 |
| | 我孫子市薬剤師会 | 松下 世津子 | 女 |
| 介護サービスに関する事業に従事する者 | 特別養護老人ホーム久遠苑 | 渡邊 慎 | 男 |
| | 特別養護老人ホームアコモード | 宮本 賢治 | 男 |
| | 我孫子市社会福祉協議会会長（副会長） | 湯下 廣一 | 男 |

計 1 2 人

高齢者や家族が住みなれた地域で
安心してらせる地域づくり

第8期介護保険事業計画
第9次高齢者保健福祉計画

発行：令和3年3月
発行者：我孫子市 健康福祉部高齢者支援課
〒270-1192
千葉県我孫子市我孫子 1858 番地
電話 04-7185-1111